

目 次

会期日程表	1
第 1 号 (3月8日)	
開会、散会の日時	3
出席議員	3
欠席議員	3
地方自治法第121条の規定により説明のため議場に参加した者の職・氏名	3
事務局出席者	3
議事日程	4
開会及び開議の宣告	6
会議録署名議員の指名	6
会期の決定	6
諸般の報告	6
行政報告	6
平成30年度村長所信表明	7
諮問第1号の上程、説明	15
同意第1号の上程、説明	15
同意第2号の上程、説明	16
議案第24号の上程、説明	16
議案第4号の上程、説明	17
議案第5号の上程、説明	18
議案第6号の上程、説明	19
議案第7号の上程、説明	19
議案第8号の上程、説明	20
議案第9号の上程、説明	20
議案第10号の上程、説明	21
議案第11号の上程、説明	21
議案第12号の上程、説明	22
議案第13号の上程、説明	23
議案第14号の上程、説明	24
議案第15号の上程、説明	25
議案第16号の上程、説明	26
議案第17号の上程、説明	26
議案第18号の上程、説明	27
議案第19号の上程、説明	29
議案第20号の上程、説明	31

議案第 2 1 号の上程、説明	32
議案第 2 2 号の上程、説明	33
議案第 2 3 号の上程、説明	34
報告第 1 号の上程、報告	35
報告第 2 号の上程、報告	35
休会について	36
散会の宣告	36

第 2 号 (3月13日)

開議、散会の日時	37
出席議員	37
欠席議員	37
地方自治法第 1 2 1 条の規定により説明のため議場に出席した者の職・氏名	37
事務局出席者	37
議事日程	38
開議の宣告	39
一般質問	39
前 田 孝 議員	39
大 城 佐 一 議員	41
仲井間 宗 利 議員	45
金 城 勇 議員	46
吉 浜 覚 議員	49
選挙第 1 号の選挙	56
散会の宣告	57

第 3 号 (3月14日)

開議、散会の日時	59
出席議員	59
欠席議員	59
地方自治法第 1 2 1 条の規定により説明のため議場に出席した者の職・氏名	59
事務局出席者	59
議事日程	60
開議の宣告	62
議案の訂正の申出について	62
諮問第 1 号の質疑、委員会付託の省略、討論、採決	62
同意第 1 号の質疑、委員会付託の省略、討論、採決	63
同意第 2 号の質疑、委員会付託の省略、討論、採決	64
議案第 2 4 号の質疑、委員会付託	64

議案第4号の質疑、委員会付託の省略、討論、採決	65
議案第5号の質疑、委員会付託	65
議案第6号の質疑、委員会付託	65
議案第7号の質疑、委員会付託	66
議案第8号の質疑、委員会付託	67
議案第9号の質疑、委員会付託	67
議案第10号の質疑、委員会付託	67
議案第11号の質疑、委員会付託	67
議案第12号の質疑、委員会付託	67
議案第13号の質疑、予算審査特別委員会の設置、委員会付託	68
議案第14号の質疑、予算審査特別委員会の設置、委員会付託	69
議案第15号の質疑、予算審査特別委員会の設置、委員会付託	70
議案第16号の質疑、予算審査特別委員会の設置、委員会付託	70
議案第17号の質疑、予算審査特別委員会の設置、委員会付託	70
議案第18号の質疑、予算審査特別委員会の設置、委員会付託	71
議案第19号の質疑、予算審査特別委員会の設置、委員会付託	74
議案第20号の質疑、予算審査特別委員会の設置、委員会付託	74
議案第21号の質疑、予算審査特別委員会の設置、委員会付託	75
議案第22号の質疑、予算審査特別委員会の設置、委員会付託	75
議案第23号の質疑、予算審査特別委員会の設置、委員会付託	75
諸般の報告	76
散会の宣告	76

第 4 号 (3月15日)

開議、散会の日時	77
出席議員	77
欠席議員	77
地方自治法第121条の規定により説明のため議場に出席した者の職・氏名	77
事務局出席者	77
議事日程	78
開議の宣告	79
議案第13号～議案第17号の一括上程、委員長報告、質疑、討論、採決	79
休会について	82
散会の宣告	82

第 5 号 (3月23日)

開議、閉会の日時	83
出席議員	83

欠席議員	83
地方自治法第121条の規定により説明のため議場に出席した者の職・氏名	83
事務局出席者	83
議事日程	84
開議の宣告	85
議案第24号、議案第5号～議案第12号の一括上程、委員長報告、質疑、討論、採決	85
議案第18号～議案第23号の一括上程、委員長報告、質疑、討論、採決	93
議員派遣の件	97
閉会の宣告	98
署名議員	98

平成30年第3回定例会会議録
(会期日程表)

開会 平成30年3月8日

会期16日間

閉会 平成30年3月23日

月 日	曜日	会議別	開議時間	日 程
3月8日	木	本会議	午前10時	会議録署名議員の指名・会期の決定・議長諸般の報告・村長行政報告・平成30年度村長所信表明・議案提案説明・報告2件(終了後全員協議会)
3月9日	金	休 会		(中学校卒業式)
3月10日	土	休 会		
3月11日	日	休 会		
3月12日	月	休 会		議案検討
3月13日	火	本会議	午前10時	一般質問 選挙第1号大宜味村選挙管理委員及び補充員の選挙
3月14日	水	本会議	午前10時	諮問第1号質疑、委員会付託省略(即決) 同意第1号及び第2号質疑、委員会付託省略(即決) 議案第4号質疑、委員会付託省略(即決) 議案第24号、第5号～第12号質疑、総務常任委員会付託 議案第13号～第23号質疑、予算審査特別委員会付託 (本会議終了後、国保説明)
3月15日	木	委員会	午前10時	議案第13号～第17号予算審査特別委員会 (説明～採決)(補正予算)
		本会議	午後3時	議案第13号～第17号予算審査特別委員会委員長報告、 質疑、討論、表決(補正予算)
3月16日	金	委員会	午後1時30分	(幼稚園修了式) 議案第24号、第5号～12号総務常任委員会 (説明～採決)
3月17日	土	休 会		
3月18日	日	休 会		
3月19日	月	委員会	午後1時30分	(小学校卒業式) 現地調査
3月20日	火	委員会	午前10時	議案第18号～第23号予算審査特別委員会 (説明～検討)(新年度予算)
3月21日	水	休 会		(春分の日)

月 日	曜日	会議別	開議時間	日 程
3月22日	木	委員会	午前10時	議案第18号～第23号予算審査特別委員会 (説明～採決) (新年度予算)
3月23日	金	本会議	午前10時	総務常任委員会委員長報告、質疑、討論、表決 予算審査特別委員会委員長報告、質疑、討論、表決 意見案等の処理 議員派遣の件 (閉会)

会期日数 16日間 本会議日数 5日間 委員会日数 5日間 休会日数 7日間

平成30年第3回大宜味村議会定例会会議録

(第1号) 平成30年3月8日

1. 開会、散会の日時

開 会 (平成30年3月8日 午前10時00分)

散 会 (平成30年3月8日 午後0時16分)

2. 出席議員 (8名)

1 番議員 大 城 佐 一

3 番議員 仲井間 宗 利

4 番議員 金 城 勇

6 番議員 前 田 孝

7 番議員 安 里 重 和

8 番議員 吉 浜 覚

9 番議員 東 武 久

10 番議員 平 良 嗣 男

3. 欠席議員 (1名)

2 番議員 新 城 一 智

4. 地方自治法第121条の規定により説明のため議場に出席した者の職・氏名は次のとおりである。

村 長 宮 城 功 光 教 育 長 米 須 邦 雄

副 村 長 島 袋 幸 俊 教 育 課 長 山 城 均

総 務 課 長 神 里 富 松 農 業 委 員 会 事 務 局 長 大 城 武

財 務 課 長 知 念 和 史 監 査 事 務 局 長 宮 城 豊

子ども子育て支援室長 大 嶺 実 選 挙 管 理 委 員 会 書 記 長 神 里 富 松

住 民 福 祉 課 長 宮 平 和 美

企 画 観 光 課 長 福 地 亮

産 業 振 興 課 長 大 城 武

建 設 環 境 課 長 新 城 寛

会 計 課 長 山 城 咲 代

5. 職務のため議場に出席した事務局員の職・氏名は次のとおりである。

事 務 局 長 宮 城 豊 主 任 前 田 望

6. 議事日程（第1号）

日程番号	事件番号	件名	摘要
1		会議録署名議員の指名	
2		会期の決定	
3		議長諸般の報告	
4		村長行政報告	
5		平成30年度村長所信表明	
6	諮問 第1号	人権擁護委員の候補者の推薦について	提案説明
7	同意 第1号	固定資産評価審査委員会委員の選任について	提案説明
8	同意 第2号	固定資産評価審査委員会委員の選任について	提案説明
9	議案 第24号	財産の減額貸付けについて	提案説明
10	議案 第4号	大宜味村過疎地域自立促進計画（平成28年度～平成32年度）の変更について	提案説明
11	議案 第5号	大宜味村課設置条例の一部を改正する条例	提案説明
12	議案 第6号	特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例	提案説明
13	議案 第7号	大宜味村国民健康保険条例の一部を改正する条例	提案説明
14	議案 第8号	大宜味村国民健康保険税条例の一部を改正する条例	提案説明
15	議案 第9号	大宜味村後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例	提案説明
16	議案 第10号	大宜味村立診療所の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例	提案説明
17	議案 第11号	やんばるの森ビジターセンターの設置及び管理に関する条例	提案説明
18	議案 第12号	大宜味村公園等の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例	提案説明
19	議案 第13号	平成29年度大宜味村一般会計補正予算（第7号）	提案説明

日程番号	事件番号	件名	摘要
20	議案 第14号	平成29年度大宜味村国民健康保険特別会計補正予算（第4号）	提案説明
21	議案 第15号	平成29年度大宜味村簡易水道事業特別会計補正予算（第4号）	提案説明
22	議案 第16号	平成29年度大宜味村公共下水道事業特別会計補正予算（第4号）	提案説明
23	議案 第17号	平成29年度大宜味村後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）	提案説明
24	議案 第18号	平成30年度大宜味村一般会計予算	提案説明
25	議案 第19号	平成30年度大宜味村国民健康保険特別会計予算	提案説明
26	議案 第20号	平成30年度大宜味村簡易水道事業特別会計予算	提案説明
27	議案 第21号	平成30年度大宜味村公共下水道事業特別会計予算	提案説明
28	議案 第22号	平成30年度大宜味村後期高齢者医療特別会計予算	提案説明
29	議案 第23号	平成30年度大宜味村工業用水道事業会計予算	提案説明
30	報告 第1号	平成30年度沖縄県町村土地開発公社事業計画及び予算の報告について	報告
31	報告 第2号	専決処分の報告について（大宜味村LED防犯灯取替工事の請負契約の変更について）	報告

◎開会及び開議の宣告

- 議長（平良嗣男） 起立、礼。おはようございます。
ただいまから平成30年第3回大宜味村議会定例会を開会します。
本日の会議を開きます。

(午前10時00分)

◎会議録署名議員の指名

- 議長（平良嗣男） 日程第1 会議録署名議員の指名を行います。
本定例会の会議録署名議員は、会議規則第127条の規定によって、1番 大城佐一議員及び3番 仲井間宗利議員を指名します。
-

◎会期の決定

- 議長（平良嗣男） 日程第2 会期の決定を議題にします。
お諮りします。本定例会の会期は、本日から3月23日までの16日間にしたいと思います。
御異議ありませんか。
(「異議なし」と呼ぶ者あり)
- 議長（平良嗣男） 異議なしと認めます。
したがって会期は、本日から3月23日までの16日間に決定しました。
-

◎諸般の報告

- 議長（平良嗣男） 日程第3 諸般の報告を行います。
本定例会の会議に出席を求め、説明員として通知のあった者の職・氏名は、お手元に配りました名簿のとおりです。
次に地方自治法第235条の2第3項の規定により、例月出納検査の結果報告書がお手元に配りましたとおり提出されています。
次に議長の会議等の報告については、お手元に報告書を配付しておりますので、お目通しください。
これで諸般の報告を終わります。
-

◎行政報告

- 議長（平良嗣男） 日程第4 行政報告を行います。
村長から行政報告の申し出がありました。これを許します。村長。
(宮城功光村長 登壇)
- 村長（宮城功光） おはようございます。
12月定例会後の行政報告を行います。
12月20日に村境において、村民多数の参加のもと、交通安全祈願とシークワサー作戦を開催し、交通安全をお願いいたしました。
また26日には、憲法9条の碑の除幕式を行いました。

1月20日、21日は、村産業まつり、福祉まつりが開催され盛会に開催されました。県外からは福島県西会津町の薄町長、愛知県蟹江町の横江町長や石巻産業部長を初め、多くの皆さんの参加がありました。

2月3日に旧大宜味小学校グラウンドで第1回の農協祭りがありました。

7日には、ロート製菓のシークワサーのサプリメントの発売記者会見に参加し、大宜味村のアピールをしました。

8日には、ルートインホテル誘致の基本協定書の締結を行いました。

9日にはウナギの完全養殖について早稲田大学の教授、インドネシア大使館職員との懇親会に参加をしております。

10日には、西会津町の雪国祭りに参加をしました。

17日には、東京スカイツリーにおいて、第1回シークワサーまつりを開催し、ピーアール活動をしています。

19日から21日までは、県町村会の栃木県の研修に参加をしました。

23日には、リコージャパンと締結、公庫との締結を行っています。

26日には、シークワサー入りの氷結ストロングの記者発表を新報、タイムス、JAで行いました。

その他につきましては、スケジュール表を御参照願います。

発注しました公共工事の入札結果を提出しております。

以上で行政報告を終わります。

○ 議長（平良嗣男） これで行政報告を終わります。

◎平成30年度村長所信表明

○ 議長（平良嗣男） 日程第5 平成30年度村長所信表明を求めます。村長。
（宮城功光村長 登壇）

○ 村長（宮城功光） はじめに

平成30年3月定例会の開会にあたり、村政運営に関する私の所信の一端並びに、平成30年度予算の概要及び主要施策についてご説明申し上げ、村議会並びに村民の皆様のご理解とご協力を賜りたいと存じます。

大宜味村長に就任し、基本政策として訪問医療の促進及び子育て支援の充実などの福祉関連政策、塩屋湾の港湾整備の促進、商工・物産センターの建設、宿泊施設等企業誘致などによる農林水産業、商工観光業の振興、地域人材を活用した人材育成と教育力の強化、公共財産の整理と有効な活用などの政策課題を掲げさせていただき、課題解決に向けて全力で取り組んでまいりました。

その成果として、平成29年12月、やんばるの森ビジターセンター整備事業が、内閣総理大臣より交付決定されております。

また、村の大きな課題の一つでありました宿泊施設について、平成30年2月にリゾートホテルの立地に関し企業と基本協定を締結するに至り、村の掲げる体験滞在型観光の振興及び農林水産・商工等関連事業への波及効果にも期待するものです。

人材育成分野におきましては、大宜味中学校の生徒がシークワサーの特産品開発を手掛け、生産から販売までの過程を実践から学ぶなど、将来に活かせる経済についての人材育成事業にも取り組み、成果を上げています。

平成28年6月に策定いたしました、大宜味村第5次総合計画に掲げる村の将来像「教育・歴史文化の輝く健康長寿村」の実現に向けて、「人材を以て資源と為す」を本村教育の恒久の理念とし、具現化する施策として、人材育成を重点事業の柱に据え、学校教育のみならず、産業界等においても、郷土の自然と文化に誇りをもち、心豊かで創造性・国際性に富む積極進取な人材の育成に取り組んでまいります。

今年秋頃には、これまで取り組んできました世界自然遺産地域への登録も見込まれており、この豊かな自然環境と密接に繋がる生活スタイルを、子々孫々までしっかりと持続可能な形で継承できる村づくりに努め、観光振興及びエコツーリズム推進を中心として、農林水産業、商工業、福祉事業などを連動させた総合産業として取り組んでまいります。

本村の抱える課題はまだまだ山積しております。大きな課題である「少子高齢化」につきまして、今後も最重要課題として施策に取り組む必要があります。

背景には、雇用機会が脆弱なこと、定住環境が不十分なことなどが要因として挙げられます。

私は、この少子高齢化に伴う人口減少に歯止めをかけるべく、様々な方面においてトップセールスを積極的に展開する中で、村の資源を有効に活用できる企業の誘致に取り組んでいるところであり、企業誘致と共に定住環境につきまして、民間アパート誘致や空き家の活用による移住・定住・交流事業から村の人口増加に繋げていく施策を強化してまいります。

村民の誰もがいきいきと未来を語り、さらにすばらしい村にする願いを込めた村民憲章を制定し、若者からお年寄りまで皆が住み続けたい、この大宜味に住みたいと思っただけの魅力あふれる地域づくりを推進してまいります。

厳しい財政運営の中でも村民目線を第1に考え、大宜味村のさらなる飛躍と村民福祉の向上に向け、「大宜味らしさ」を追求した村政運営に全力で取り組んでまいりますので、村民の皆様のご理解とご協力をお願い申し上げます。

1 予算の概要について

村の自主財源である村税につきましては、国有資産等所在市町村交付金が特例の見直しにより増収となり、新たな財源確保として取り組んできたむらづくり応援寄附においても全国の皆様から多くの寄附を頂くことができました。

一方で人口減少、小学校統合による普通交付税への影響も懸念されるところであります。

平成30年度予算編成にあたりましては、「大宜味村第5次総合計画」の将来像を目指し、基本目標を予算の柱とし、予算編成を行ったところであります。その結果、平成30年度の予算規模は、一般会計予算が総額約45億6千9百万円となり、やんばるの森ビジターセンター整備事業により、前年度予算額と比較しますと15億2千万円、49.9%の増となっております。

また、特別会計予算総額は約7億3千7百万円、20%減となっており、その内訳につきましては、国民健康保険特別会計予算総額は約5億5百万円で対前年度比23.6%減、簡易水道事業特別会計予算総額は約1億5千8百万円で対前年度比18.4%減、公共下水道事業特別会計予算総額は約4千万円で対前年度比22.8%増、後期高齢者医療特別会計予算総額は約3千4百万円で前年度並みとなっております。

2 行財政の健全化について

(1) 職員の資質の向上

厳しい財政状況と複雑多様化する行政サービスに対応するため、全国市町村アカデミーや自治研修所等での研修などの受講、また人事評価制度の評価を基に職員の資質の向上に努めてまいります。

(2) 行政改革の推進

第5次大宜味村行政改革大綱の基本方針に沿って、複雑多様化する村民ニーズに的確に対応しながら、村の将来像に向けた行政改革、また、社会情勢や村の財政状況も踏まえた行政改革を推進してまいります。

(3) 財政運営

新たな財源の確保として取り組んでおります村づくり応援寄付につきましては、民間力を活用し新たなポータルサイトへの登録や広告等を行い、全国から8,688件（前年4,959件）、約1億7千7百万円（前年約1億円）の寄附を頂くことができました。今後も大宜味村応援団の輪を広げることにより、村内特産品販売促進など村の情報発信への波及効果にも繋がるものと期待しているところであります。

歳出面では、やんばるの森ビジターセンター整備事業、幼保連携型総合施設整備事業等による投資的経費の増、過去に借り入れた大型事業の償還が順次発生し、多額の収支不足が見込まれます。限られた財源を有効活用し村債の繰上償還、基金の計画的な運用を行い将来世代に過度な負担を残さないよう、財政規律に配慮し計画的な財政運営に取り組んでまいります。

(4) 公共施設等総合管理計画

公共施設等の現状や課題を調査・分析し、本村が所有するすべての資産に係る基本方針を定めた「大宜味村公共施設等総合管理計画」に基づき、今後の人口推移やむらづくりの方針などを考慮しながら、個別施設の具体的な検討に取り組んでまいります。

3 豊かな自然が生み出す活力ある村づくり～産業の振興～

(1) 農業の振興

農家の高齢化に伴う離農等があり、遊休地、耕作放棄地等の増加と土地改良施設の老朽化に伴う営農効率の低下等の課題があり、耕作放棄地対策事業や赤土流失防止事業等を活用し農地の整備を推進してまいります。

「人・農地プラン」の取り組みの中で、地域における担い手、新規就農者の育成を図り、農地中間管理機構事業等を活用し農地の集積を図ります。

受益農家と連携し、土地改良施設老朽化改善に取り組んでまいります。

また、樹園地地域における小規模農道の整備計画、江洲地域における未整備部分の整備計画、以前に舗装整備され老朽化した農道等の再整備等事業採択に向けた計画を行ってまいります。

農業近代化施設・機械等整備につきましては、受益農家と協議しながら事業を推進してまいります。

シークワサーにつきましては、青切・フルーツ用出荷に対応できるよう品質の向上、栽培技術の普及と販売促進を推進してまいります。

喜如嘉地区、大保地区で栽培されておりますオクラレルカやフトイ等の切葉が、県の重点作目として位置づけされておりますが、今後、拠点産地認定に向けて取り組むとともに、災害に強い施設等の整備を推進します。

本村の新たな特産物として期待しておりますカラキにつきましては、成分等を分析し商品開発・ブランドの構築及び栽培技術者の育成を引き続き図ってまいります。

有害鳥獣対策につきましては、イノシシ柵設置やカラスの一斉駆除、捕獲活動を引き続き行い、農作物への被害防止に努めてまいります。

(2) 林業の振興

県の計画であります「やんばる型森林業推進事業計画」や、「大宜味村森林整備計画」及び「長寿と癒しの森整備計画」に基づき、やんばる国立公園地域として自然に配慮した森林業の取り組みを行ってまいります。

（３）畜産の振興

口蹄疫や鳥インフルエンザ等への防疫体制の強化を図り、経営の安定向上に向けた支援を行ってまいります。

また、県と連携し、悪臭や家畜排泄物の適正処理の指導を行い、周辺環境の改善に努めてまいります。

（４）水産業の振興

漁港及び漁港海岸施設につきましては、機能保全事業計画に基づき、漁港機能の適正な維持管理に努めてまいります。

養殖漁業につきましては、新たな養殖技術の普及を推進し、その他養殖漁業についての促進を図ります。また、直売店を活用し、新鮮な海産物を供給すると共に特産品づくりを促進し、ふるさと納税における返礼品との連携により、漁民の所得向上に努めてまいります。

（５）商工業の振興

地域内の商業が維持され発展していくように、商工会組織、本村の基幹産業である第一次産業と製造加工業の連携も強化し、加工特産品開発を促進しつつ、観光振興との連動を図りながら、経営の安定化と新たな市場開拓に努めてまいります。

また、村内には工房を構える工芸家が多く村の特産品とのコラボレーションを図るなど市場拡大に取り組んでまいります。

国の重要無形文化財である喜如嘉の芭蕉布について、地場産業として成り立つ仕組みづくりと伝統工芸を継承できる人材の育成を図ってまいります。

公有財産の活用において企業を誘致し、特には学校跡地に進出した３事業者の事業展開と村の特産物等連動させ、飲食提供や新たな特産品の開発に民間事業者の連携を促進させ、ふるさと納税の返礼品との連携を図ってまいります。

（６）観光の振興

やんばる国立公園に指定され、世界自然遺産地域登録への行動が進んでいる中で、今後、多くの来訪者を想定し、持続可能な観光地づくりに取り組む必要があります。その対応方策としてまとめた「エコツーリズム推進地域全体構想」による取り組みを強化し、エコツーリズムの定義（「自然・文化・歴史の持続的な活用」「地域の活性化」「訪問者への適切な案内を提供」）に沿った仕組みづくりとして、観光協会の設立、ガイド等人材育成を推進してまいります。

観光周遊ルートの形成として、やんばるの豊かな自然環境と塩屋湾の魅力を活かし、ウォーキングや自転車での周遊ができる整備計画の検討を行い、事業の導入と各観光拠点との連動を図るプログラム開発などに取り組むとともに、「平南のター滝」や「ネクマ〜六田山散策道」など自然環境資源と里でのツーリズムを行う上で、安全面対応について、関係機関との連携強化と安全利用に関する方策検討に取り組んでまいります。

また、重要施策として、旧大宜味中学校跡地を活用し「やんばるの森ビジターセンター整備事業」として拠点施設整備が進行しております。平成31年度の供用開始を目指し、観光情報発信、村特産品等の販売、飲食提供など地域活性化の拠点として、村の方針の反映と村全体の利益に繋げていける運営者を、

指定管理者制度の活用により導入してまいります。

4 健康長寿と子育て・弱者を支える「結」の村づくり～保健・福祉の充実～

(1) 健康福祉の村づくりの推進

長寿復活を目指すために、若年・壮年層の健康意識改革、特定健診受診率向上、特定保健指導、個別訪問の強化、各区を回り対象者への栄養・運動指導・健康相談等、丁寧に取り組むと共に、3年目となる名桜大学との連携も引き続き行ってまいります。また、医療費削減、重症化予防を目標に、村民の健康に対する指針を示す為の計画「おおぎみ健康21」の基本計画策定に取り組んでまいります。

(2) 児童・母子父子福祉の充実

安心して子どもを産み育てる環境をつくる為の施策として、「出産祝金」を継続するとともに、子ども医療費助成の現物給付を検討してまいります。

また、保護者から強い要望がある放課後児童クラブにつきましては、平成32年4月開所を目指し設計業務を行なう予定であります。

(3) 障害者福祉の充実

「第5期 障がい者福祉計画・障がい児福祉計画」の策定に伴い3年間の実施計画に基づいた実施に取り組んでまいります。基本理念を「ともに支えあい、ともに生きる地域社会」を掲げて、地域生活の基盤づくり、社会参加の促進、住みよい環境づくりと、適切なサービスの提供を供給できるように取り組んでまいります。また、「気になる子ども達への支援体制づくり」を保育所・幼稚園・集合場所等に専門員を巡回させて支援員・保護者に定期的に指導・相談を行います。

(4) 高齢者福祉の充実

「高齢者保健福祉計画・第7期介護保険事業計画」に基づき、計画に沿った実施をしてまいります。昨年度から地域での居場所づくりを実施し村民相互で支え合う「結い」の活動場所ができました。引き続き「地域で支え合う体制づくり」を住民が主体となって展開できるように、包括支援センター、社会福祉協議会と連携して支援を強化してまいります。

また、気軽にできる体操や映像を見ながら運動ができる「ジョイビート運動」を取り入れ、健康維持、介護予防にも力を入れてまいります。

(5) 保健医療施策の充実

住民の生活習慣病の予防意識を高め、重症化を防ぐこと医療費の抑制と適正化を図ることを目的に、特定健診受診率の向上と各区で実施している「壮年期の健康教育」を強化してまいります。また、高齢化率の高い本村で、病気や障害をもった人が、その人らしく住み慣れた自宅で療養生活を送れるように、村立診療所との連携を図り訪問診療・訪問看護の充実に努めてまいります。

さらに、過度のストレスや悩みを抱える人の割合が増加していることから、当事者はもちろん、その家族等を一人でも多く支援するため「こころの健康相談会」を実施してまいります。

(6) 国民健康保険の充実

国民健康保険制度の改正に伴い、今年度から沖縄県が財政運営の責任主体となりますが、資格管理、保険給付、保険税率の決定、賦課、徴収、保健事業は引き続き村が行うことになっております。また、国保事業費納付金を県に納付する仕組みへと変わります。納付金が財源である国保税ですが、今年度につきましては保険税率を据え置きますが、今後、保険税率の見直しが必要であるため、その時は、村民の皆様へご説明を行いたいと考えております。国保事業の健全運営を図るため、引き続き収納率の向上、

医療費の抑制や適正化を図ってまいります。

5 歴史に学び人を育む文化の村づくり～教育・文化の振興～

(1) 幼児教育の推進

子どもが健やかに成長するために必要な教育環境の整備を推進し、幼児一人一人の発達の特徴に即した教育・保育内容の充実を図ります。また、保育所と幼稚園が連携する幼保連携型認定こども園の施設整備及び管理運営面の整備に向けた取り組みを行い、幼児教育から義務教育への円滑な接続を目指すと共に地域ぐるみの子育て支援と教育を推進してまいります。

(2) 学校教育の充実

子どもたちが安心して学べる環境づくりを進めるとともに、社会の様々な変化に積極的に向き合い、他者と協働して課題を解決していける「生きる力」の基盤となる「確かな学力」を身につけさせ、豊かな心と健やかな体を兼ね備えた「知・徳・体」バランスのとれた子どもを育む教育を推進し、「主体的・対話的で深い学び」の実現に向けた授業改善、学力向上に取り組んでまいります。

中学校においては、平成30年度も総合学習の時間を利用して、村の特産品の開発、販売等を実践するキャリア教育の充実を図り社会性を培う教育を引き続き推進します。

経済的理由により就学困難と認められる状況に対して、必要な就学支援を行うことにより義務教育の円滑な実施に資するための就学奨励の方策を推進してまいります。

学校給食におきましては、栄養バランスに配慮した安全で安心な学校給食の提供に努め、今年度も幼小中すべての児童生徒に対して給食費の一部助成を行います。また、地産地消により地域との連携を深めるとともに、「生きる源は食することにある」を認識させていく食育の取り組みを推進します。今年度も引き続き小学校においては、「食生活に関する教育実践校」として県の研究校指定の最終年度として食に関する実践的な研究を行い食育の取組を推進してまいります。

(3) 生涯学習の推進

日々進歩する情報化社会の中で、人々の価値観の多様化など社会情勢の変化が常に進行しており、一生涯学び成長していくことは重要であります。年齢や性別にとらわれず、いつでも自由に学べる機会として生涯学習に対するニーズは高まっており、村民のあらゆる世代の学習要求に応えられるよう学習情報や学習機会の提供の拡充・支援を図りつつ各分野のリーダーとなる人材育成に取り組んでまいります。また、村民ニーズに対応できる学習内容の充実を図るために、生涯学習コーディネーターによる生涯学習プログラムや琉球大学及び名桜大学等と連携した公開講座等の充実を図ってまいります。

スポーツ・レクリエーションの推進につきましては、これまで取り組まれてきた活動内容を充実させ村民の健康づくりに向けた意識の高揚を図ると共に、活動団体の育成・支援にも努めてまいります。

本村の生涯学習の活動につきましては、改善センターや学校施設を拠点として活動してまいりましたが、新たな活動拠点の整備計画を推進してまいります。

(4) 地域文化の推進

本村には、国・県・村指定の貴重な文化財が数多くあり、これらを正しく保存継承し、有効な保存活用を推進してまいります。平成29年度より調査に取り組んでおります根謝銘グスクにつきましては、中・長期計画を立て調査を進め、史跡指定への取組を推進してまいります。また、以前より収集された民俗資料や今後も発掘調査を継続していくことにより貴重な資料等も増えることが予想されることから、施設の整備が急務であるため、仮称歴史資料館整備検討委員会を発足させ、施設整備に向けた段階的な整

備推進を図ってまいります。

地域文化は、郷土の愛着や誇りを培いコミュニティを形成する力があり地域社会にとって重要であります。大切な地域文化を継承するため、地域と行政の連携・協力の仕組みを構築し、地域における文化活動を推進・支援してまいります。

(5) 村史編纂の推進

新大宜味村史編さん基本計画に基づき、これまで「シマジマ本編」、「移民・出稼ぎ編」、などを発刊してまいりました。

今年度は有識者で構成された「専門部会」及び「編さん委員会」を開催し、指導・助言のもと「言語編」の編集及び発刊を行い、並行して「人と自然編」、「写真集」、「通史」等の調査や資料収集を行ってまいります。

さらに、これまで『字誌』が発刊されていない行政区においては、字誌の発刊に向けた編さん支援を行ってまいります。

6 安全、安心な住みよい村づくり～生活環境の整備～

(1) インフラの整備

大川川等多自然川づくり推進計画を基に、本年度も継続事業として、自然景観や生態系に配慮した安全で良好な河川環境の整備、やんばるらしい癒やされる河川の再生と治水安全度の向上、さらに観光とリンクした大川川河川工事を引続き行ってまいります。

道路橋につきましても、平成28年度に実施した点検業務を基に、長寿命化計画を再確認し、以前の修繕計画と照らし合せて、修繕や架替等の優先順位を決め、予防的な修繕及び架替えを図り、今年度は、3路線の橋梁補修設計業務を行ってまいります。

道路整備につきましても、総点検結果を踏まえ、老朽化が著しい箇所や危険箇所の整備に向け補助事業を早め実施していくよう取り組み、安全な道づくり、人に優しい道づくり、自然に優しい道づくり、地域の活性化を支援する道づくり等を達成するため、ゆとりある道路整備を推進し、昨年度工事設計を行った村道饒波石山線の整備を行ってまいります。

また、平成27年度まで「防災・安全社会資本整備交付金事業」で行ってまいりました村道根路銘上原線が「沖縄振興公共投資交付金事業」への変更により、早期完了を目指し計画に沿って道路改良事業を進めてまいります。

簡易水道事業につきましても、施設等の老朽化に伴う更新を行い、施設管理の効率的な運営・有効率の向上、また、地域住民に安全で良質な水の安定供給を図るため、配水管等の布設替えを行ってまいります。

下水道事業につきましても、平成29年度汚泥処理能力の向上を図ったことから、今後、結の浜地域に予定されている施設等の汚泥処理ができる施設となっており、これからも適切な対応に努めてまいります。一方その他の地域では、浄化槽による下水処理となることから、し尿を処理する単独浄化槽も残っており、これまで進めてきた合併浄化槽への移行を促進してまいります。

(2) 生活環境

安全・安心な生活環境の向上と貴重な野生生物の保護を図るため、野良犬、野良猫、ハブ対策として環境保全の作業員による保護・捕獲を今年度も継続実施します。また、ゴミの不法投棄において、パトロールなど環境保全の面からも重点的に取り組んでまいります。

また、火葬場駐車場における駐車台数の増大確保を図る為の事業を行ってまいります。

(3) 消防・防災の推進

3・11東日本大震災の教訓を踏まえ、平成25年度に沖縄県防災計画が修正されました。それに準じ、大宜味村地域防災計画を見直してまいりました。「自分たちの地域は自分たちで守る」という認識の下、地域住民が主体的に防災活動を行うための自主防災組織の育成支援を行い、村全体の防災訓練を実施してまいります。

結の浜地区の避難路が平成28年度に完成し、昨年度は、幾度か避難路を活用した避難訓練が実施されており、今年度も引続き実施してまいります。

また、昨年度結の浜住宅地域に消火栓整備を行いました。村内において消火訓練を計画的に実施してまいります。

(4) 情報通信の整備

北部広域ネットワーク運営協議会と連携し、情報通信の高速化とインターネットの民間普及を推進してまいります。

(5) 結の浜の整備推進

結の浜土地利用に関し、幼保連携型総合施設整備事業及び放課後児童クラブの整備計画など、公共施設の整備や民間事業者による事業所の立地などが進行してきております。また、村の大きな課題でありました滞在型観光受入のための宿泊施設として、ルートイングループとの宿泊施設出店に関する基本協定を締結しております。本計画においては200室のリゾートホテルとして立地し、雇用創出、地域経済への波及効果を期待し、今後の結の浜土地利用についても行政と民間及び地域が連携した計画推進を図ってまいります。

(6) 移住・定住・交流の促進

結の浜分譲宅地の販売促進を図るとともに、民間活力による賃貸共同住宅等の誘致と空き家に関する諸課題を整理し、活用可能な空き家に、移住・定住・交流希望者を積極的に受け入れられる環境整備と仕組みづくりに取り組みます。

むすびに

以上、平成30年度の施政方針を述べさせていただきました。第5次総合計画における村の示す平成37年度の人口目標として3,200人と定めていることに対し、村内への企業進出が促進されてきており、雇用創出による労働者の流入を想定した居住の対策にも取り組み、目標達成に努めていきます。

また、公共事業や村の政策課題について職員、地域住民との協働により取り組むことはもちろんのこと、専門的な立場と高いスキルを持った企業との包括協定を下に計画検討に取り組み、より効率的・効果的な住民サービスの実施に繋げていきたいと考えております。

本日申し上げた施策を、老若男女、村ぐるみで共に一つ一つ丁寧に取り組み、本村の特性を活かした村づくりに全力をあげて取り組んでまいりますので、議員各位と村民の皆様のご理解とご協力をお願い申し上げます。

なお、主要事業につきましては、別紙のとおり掲載しておりますのでご参照ください。

平成30年3月8日

大宜味村長 宮城功光

よろしく申し上げます。

○ 議長（平良嗣男） これで平成30年度村長所信表明を終わります。

○ 議長（平良嗣男） 休憩します。

（午前10時42分）

○ 議長（平良嗣男） 休憩前に引き続き会議を開きます。

（午前10時50分）

◎諮問第1号の上程、説明

○ 議長（平良嗣男） 日程第6 諮問第1号 人権擁護委員の候補者の推薦についてを議題とします。
本件について提案理由の説明を求めます。村長。

（宮城功光村長 登壇）

○ 村長（宮城功光） 諮問第1号 人権擁護委員の候補者の推薦について
人権擁護委員の候補者に次の者を推薦したいので、意見を求める。

住 所 沖縄県国頭郡大宜味村字大兼久3番地

氏 名 島袋 晃

昭和26年1月3日生

平成30年3月8日提出

大宜味村長 宮城功光

提案理由

人権擁護委員法（昭和24年法律第139号）第6条第3項の規定により、意見を求める。

なお、履歴書等は、添付してございますのでどうぞ御参照願いたいと思います。よろしくお願ひします。

○ 議長（平良嗣男） これで提案理由の説明を終わります。

◎同意第1号の上程、説明

○ 議長（平良嗣男） 日程第7 同意第1号 固定資産評価審査委員会委員の選任についてを議題とします。

本件について提案理由の説明を求めます。村長。

（宮城功光村長 登壇）

○ 村長（宮城功光） 同意第1号 固定資産評価審査委員会委員の選任について
大宜味村固定資産評価審査委員会委員に次の者を選任したいので、同意を求める。

住 所 大宜味村字塩屋564番地

氏 名 古波蔵 武

昭和27年2月26日生

平成30年3月8日提出

大宜味村長 宮城功光

提案理由

地方税法（昭和25年法律第226号）第423条第3項の規定により、同意を求める。
なお、履歴書等については、添付してございますのでよろしくお願ひします。

- 議長（平良嗣男） これで提案理由の説明を終わります。
-

◎同意第2号の上程、説明

- 議長（平良嗣男） 日程第8 同意第2号 固定資産評価審査委員会委員の選任についてを議題とします。

本件について提案理由の説明を求めます。村長。

（宮城功光村長 登壇）

- 村長（宮城功光） 同意第2号 固定資産評価審査委員会委員の選任について
大宜味村固定資産評価審査委員会委員に次の者を選任したいので、同意を求める。

住 所 大宜味村字塩屋424番地

氏 名 島袋 一道

昭和27年11月19日生

平成30年3月8日提出

大宜味村長 宮城功光

提案理由

地方税法（昭和25年法律第226号）第423条第3項の規定により、同意を求める。
なお、履歴書については、添付してございますのでよろしくお願ひします。

- 議長（平良嗣男） これで提案理由の説明を終わります。
-

◎議案第24号の上程、説明

- 議長（平良嗣男） 日程第9 議案第24号 財産の減額貸付けについてを議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。村長。

（宮城功光村長 登壇）

- 村長（宮城功光） 議案第24号 財産の減額貸付けについて
大宜味村の普通財産を次のとおり減額貸付けをしたいので、議会の議決を求める。

平成30年3月8日提出

大宜味村長 宮城功光

- 1、財産の表示は、住所、大宜味村字津波1971番地35の一部、種別は土地です。細目は普通財産。
- 2、土地面積は、1万平方メートル。
- 3、貸付料、年間24万円。
- 4、貸付期間は、平成30年4月1日から平成50年3月31日まで。
- 5、相手方は、社会福祉法人一心福祉会、理事長仲本一夫。
- 6、用途、特別養護老人ホームやんばるの家施設用地。

提案理由

地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第6号の規定により、この案を提出する。

内容について説明は、担当課長から説明いたします。よろしくお願いたします。

○ 議長（平良嗣男） 住民福祉課長。

（宮平和美住民福祉課長 登壇）

○ 住民福祉課長（宮平和美） 議案第24号 財産の減額貸付けについての経緯を説明いたします。

現在、一心福祉会特別養護老人ホームやんばるの家の土地賃借において、契約満了に伴い、契約を継続する申し出がありました。今回、大宜味村普通財産貸付事務処理要領（平成27年訓令第1号）を適用するとお話ししましたが、この要領では、20年前の貸付金額より高騰しており、土地の貸付料の軽減措置の要請を一心福祉会より受けておりました。

平成29年12月から平成30年3月までの契約を大宜味村普通財産貸付事務処理要領（平成27年訓令第1号）第7条第1号アを適用し4カ月の契約をいたしました。

この軽減措置の要請を受けて、大宜味村財産の交換、譲与、無償貸付等に関する条例（昭和47年条例第7号）の第4条の普通財産の無償貸付け又は減額貸付けに該当しないため、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第6号の規定により議会の議決を求めるものであります。

今回提出の貸付料は、大宜味村普通財産貸付事務処理要領（平成27年訓令第1号）の第7条第3号の規定を適用し算出した金額としております。

以上で説明を終わります。御審議のほど、よろしくお願いたします。

○ 議長（平良嗣男） これで提案理由の説明を終わります。

◎議案第4号の上程、説明

○ 議長（平良嗣男） 日程第10 議案第4号 大宜味村過疎地域自立促進計画（平成28年度～平成32年度）の変更についてを議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。村長。

（宮城功光村長 登壇）

○ 村長（宮城功光） 議案第4号 大宜味村過疎地域自立促進計画（平成28年度～平成32年度）の変更について

上記の議案を別紙のとおり提出する。

平成30年3月8日提出

大宜味村長 宮城功光

提案理由

大宜味村過疎地域自立促進計画（平成28年度～平成32年度）の一部を変更する必要があるため、過疎地域自立促進特別措置法（平成12年法律第15号）第6条第7項の規定により、この案を提出する。

内容につきましては、過疎地域自立促進特別措置法第6条第7項に基づくものでございますが、本文記載事項の修正及び事業費の20%以上の変更に伴うものとなっております。

説明資料の2ページから4ページを御参照いただいたらわかるかと思っております。1つ目に、物産センター整備事業からやんばるの森ビジターセンター整備事業への名称変更と事業費の増額が変更の主な内容となっております。議会の議決を求めるものでございます。

あわせて、軽微な変更としての内容になりますが、過疎地域集落再編整備のハード事業として計画のありました、空き家・空き地活用事業をソフト事業に該当する過疎地域自立促進特別事業を追加し、今

年度から実施しております。空き家・空き地活用推進事業補助金に充当できるようにするための変更となっております。

3つ目の平成30年度に予定しておりました清掃運搬車両購入負担金につきましては、車両の不具合が発生したことにより、早期に車両購入が必要となったため、平成29年度への変更を行ったものでございます。

御審議のほど、よろしく申し上げます。なお、詳しいことについては、また委員会のほうでも説明をいたさせますのでよろしく申し上げます。

○ 議長（平良嗣男） これで提案理由の説明を終わります。

◎議案第5号の上程、説明

○ 議長（平良嗣男） 日程第11 議案第5号 大宜味村課設置条例の一部を改正する条例を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。村長。

（宮城功光村長 登壇）

○ 村長（宮城功光） 議案第5号 大宜味村課設置条例の一部を改正する条例
上記の議案を別紙のとおり提出する。

平成30年3月8日提出

大宜味村長 宮城功光

提案理由

大宜味村第5次行政改革の推進に伴い、条例の一部を改正する必要があるため、この案を提出する。
内容については、課長のほうから説明いたします。

○ 議長（平良嗣男） 総務課長。

（神里富松総務課長 登壇）

○ 総務課長（神里富松） 議案第5号 大宜味村課設置条例の一部を改正する条例について説明いたします。

平成28年11月に第5次大宜味村行政改革大綱が策定され、行政改革推進のための主要事項の1つである事務事業・組織の見直し、定員管理の適正化について、行政改革内部検討委員会作業班において見直しなどの検証を行い、内部検討委員会会議、行政改革推進本部会議を経て、庁議において決定したことで今回の一部改正となっております。

内容については、会計課の村有財産関連分掌事務を総務課に村有財産に関することとして移行しております。

また、建設環境課の村営住宅の事務のうち村営住宅の維持管理及び運営に関する事務を総務課に移行しております。

なお、説明資料に新旧対照表等、規則の改正の写し等も添付してございますので御参照ください。御審議のほど、よろしく願いいたします。

○ 議長（平良嗣男） これで提案理由の説明を終わります。

◎議案第6号の上程、説明

○ 議長（平良嗣男） 日程第12 議案第6号 特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。村長。

（宮城功光村長 登壇）

○ 村長（宮城功光） 議案第6号 特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例

上記の議案を別紙のとおり提出する。

平成30年3月8日提出

大宜味村長 宮城功光

提案理由

農業委員会等に関する法律（昭和26年法律第88号）の改正に伴い、農地等の利用の最適化の推進に関する事務が、農業委員会の必須業務になった。これにより農地利用最適化交付金事業実施要項（平成28年3月29日付け27経営第3278号農林水産事務次官依命通知）が制定され、農地等の利用の最適化の推進に関して勤務した日数に応じて、報酬を支給する必要がある、この案を提出する。

内容については、農業委員会事務局長より説明をいたします。

○ 議長（平良嗣男） 産業振興課長兼農業委員会事務局長。

（大城 武産業振興課長兼農業委員会事務局長 登壇）

○ 産業振興課長兼農業委員会事務局長（大城 武） 議案第6号 特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について説明します。

今回、農業委員会会長、それと農業委員会職務代理人、農業委員及び農地利用最適化推進員の月額報酬額については特に変更はありませんが、農地利用最適化交付金事業実施要綱に基づく事業の実施に伴い、各委員の活動実績に応じた交付金が交付されることにより、大宜味村農業委員会の委員等の能率給の支給に関する規則に基づき能率給を支給するためです。

附則としまして、この条例は、公布の日から施行し、平成29年10月1日から適用する。

なお、詳細につきまして委員会のほうで詳しく説明したいと思いますので、よろしく御審議のほどをお願いしたいと思います。以上で説明を終わります。

○ 議長（平良嗣男） これで提案理由の説明を終わります。

◎議案第7号の上程、説明

○ 議長（平良嗣男） 日程第13 議案第7号 大宜味村国民健康保険条例の一部を改正する条例を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。村長。

（宮城功光村長 登壇）

○ 村長（宮城功光） 議案第7号 大宜味村国民健康保険条例の一部を改正する条例

上記の議案を別紙のとおり提出する。

平成30年3月8日提出

大宜味村長 宮城功光

提案理由

持続可能な医療保険制度を構築するための国民健康保険法等の一部を改正する法律（平成27年法律第31号）の施行により、県が市町村とともに国保の運営を担うことから、大宜味村国民健康保険条例の一部を改正する必要があるため、この案を提出する。

内容につきましては、法律の改正に伴って、平成30年4月1日に施行されます。それによって、国、県及び市町村それぞれの責務が規定されたことにより、大宜味村国民健康保険条例の一部改正です。

資料につきましては、新旧対照表を添付してございますので御参照願いたいと思います。御審議よろしく申し上げます。

○ 議長（平良嗣男） これで提案理由の説明を終わります。

◎議案第8号の上程、説明

○ 議長（平良嗣男） 日程第14 議案第8号 大宜味村国民健康保険税条例の一部を改正する条例を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。村長。

（宮城功光村長 登壇）

○ 村長（宮城功光） 議案第8号 大宜味村国民健康保険税条例の一部を改正する条例
上記の議案を別紙のとおり提出する。

平成30年3月8日提出

大宜味村長 宮城功光

提案理由

持続可能な医療保険制度を構築するための国民健康保険法等の一部を改正する法律（平成27年法律第31号）の施行により、県が財政運営の責任主体となり、市町村が国保事業費納付金を県へ納付する仕組みに変わることから、大宜味村国民健康保険税条例の一部を改正する必要があるため、この案を提出する。

内容につきましては、議案第7号と同様で、県が財政運営の責任主体となり、市町村が国保事業費納付金を納付する仕組みに変わるための一部改正です。

資料につきましては、新旧対照表を添付してございますので御参照願いたいと思います。

○ 議長（平良嗣男） これで提案理由の説明を終わります。

◎議案第9号の上程、説明

○ 議長（平良嗣男） 日程第15 議案第9号 大宜味村後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。村長。

（宮城功光村長 登壇）

○ 村長（宮城功光） 議案第9号 大宜味村後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例
上記の議案を別紙のとおり提出する。

平成30年3月8日提出

大宜味村長 宮城功光

提案理由

持続可能な医療保険制度を構築するための国民健康保険法等の一部を改正する法律（平成27年法律第31号）の施行に伴い住所地特例の適用を受けている者が、後期高齢者医療制度に加入した場合に、住所地特例を適用させるために、条例の一部を改正する必要があるため、この案を提出する。

内容につきましては、国民健康保険法等の一部を改正する法律が平成30年4月1日施行に伴い、国保で住所地特例を受けている者が後期高齢者医療に加入した場合においても引き続き住所地特例を適用させるという改正でございます。

資料につきましては、新旧対照表を添付してございますので御参照願いたいと思います。

○ 議長（平良嗣男） これで提案理由の説明を終わります。

◎議案第10号の上程、説明

○ 議長（平良嗣男） 日程第16 議案第10号 大宜味村立診療所の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。村長。

（宮城功光村長 登壇）

○ 村長（宮城功光） 議案第10号 大宜味村立診療所の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例

上記の議案を別紙のとおり提出する。

平成30年3月8日提出

大宜味村長 宮城功光

提案理由

大宜味村の診療所の受託者が「愛称」を定めることにより、親しみやすく診療所の周知や運営の効果が見込めるためにこの案を提出する。

内容につきましては、提案理由のとおりでございます。

資料については、新旧対照表を添付してございますので御参照願いたいと思います。

○ 議長（平良嗣男） これで提案理由の説明を終わります。

◎議案第11号の上程、説明

○ 議長（平良嗣男） 日程第17 議案第11号 やんばるの森ビジターセンターの設置及び管理に関する条例を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。村長。

（宮城功光村長 登壇）

○ 村長（宮城功光） 議案第11号 やんばるの森ビジターセンターの設置及び管理に関する条例

上記の議案を別紙のとおり提出する。

平成30年3月8日提出

大宜味村長 宮城功光

提案理由

やんばるの森ビジターセンターを設置するにあたり、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の

2第1項の規定に基づき、必要な事項を定める必要があるため、この案を提出する。

内容につきましては、現在進めているやんばるの森ビジターセンター整備事業の施設が完成前ですが、工事着工前の開発行為手続や指定管理者の公募に関する事務手続等に必要な事項を定めており、必要があるためのもとなっております。

構成といたしまして、第1条、第2条は趣旨及び本施設の設置、目的、第3条に施設の構成、第4条からは施設の運営方法について、第20条から22条については指定管理者による管理の事項を規定しております。

なお、詳細につきましては、委員会において説明させていただきます。御審議よろしく申し上げます。

○ 議長（平良嗣男） これで提案理由の説明を終わります。

◎議案第12号の上程、説明

○ 議長（平良嗣男） 日程第18 議案第12号 大宜味村公園等の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。村長。

（宮城功光村長 登壇）

○ 村長（宮城功光） 議案第12号 大宜味村公園等の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例

上記の議案を別紙のとおり提出する。

平成30年3月8日提出

大宜味村長 宮城功光

提案理由

許可を受けた者の使用料の見直し及び平南川ター滝駐車場の使用料を設定する必要があるため、この案を提出する。

内容につきましては、本案については昨年の6月にも提案させていただきましたが、まず条例に定められています公園利用に関する行為についての使用料、見直しの改正でございます。

平南川ター滝を利用する観光客がふえ続け、今年度4月末のゴールデンウィークから12月まで平南川ター滝駐車場の利用者、駐車台数が1万台を超えております。1台当たりに3人乗車として推定しますと、3万人が訪れていることとなります。

やんばる国立公園地域世界自然遺産地域登録を目前としている中で、平南川ター滝周辺を持続可能な観光地としていくため、また村の水源地であり、観光客増加に伴う自然環境負荷及び安全利用に関する啓発、周辺住民への影響の軽減などにも配慮していく必要があることから、平南川ター滝駐車場の駐車使用料を徴収し財源確保に努めつつ、雇用の創出もできるように仕組みを整え、エコツーリズムを展開していく必要があることから提案させていただくものであります。

詳細につきましては、委員会のほうにて説明させていただきますので、御審議のほど、よろしく申し上げます。

○ 議長（平良嗣男） これで提案理由の説明を終わります。

◎議案第13号の上程、説明

○ 議長（平良嗣男） 日程第19 議案第13号 平成29年度大宜味村一般会計補正予算（第7号）を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。村長。

（宮城功光村長 登壇）

○ 村長（宮城功光） 議案第13号 平成29年度大宜味村一般会計補正予算（第7号）

平成29年度大宜味村一般会計補正予算（第7号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ4,250万9,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ35億1,043万5,000円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」による。

（繰越明許費）

第2条 地方自治法第213条第1項の規定により、翌年度に繰り越して使用することができる経費は、「第2表繰越明許費」による。

（地方債の補正）

第3条 地方債の変更は、「第3表地方債補正」による。

平成30年3月8日提出

大宜味村長 宮城功光

なお、内容につきましては、副村長のほうから説明いたします。

○ 議長（平良嗣男） 副村長。

（島袋幸俊副村長 登壇）

○ 副村長（島袋幸俊） 議案第13号 平成29年度大宜味村一般会計補正予算（第7号）の概要を説明します。

今回の予算の補正は、4,250万9,000円の減額補正となっております。

歳入について、主な款で概要を説明していきます。1ページお開きください。

1款村税702万7,000円の増額ですが、主に村民税、固定資産税の増額であります。

3款から7款の各交付金の増減額は、県の見込み額通知によるものであります。

予算書、2ページをお開きください。

13款国庫支出金750万3,000円の減額ですが、主に民生費国庫補助金の児童手当国庫負担金、臨時福祉給付金事業の減額であります。

14款県支出金3,250万3,000円の減額ですが、主に沖縄振興特別推進交付金1,384万3,000円、農林水産業費県補助金1,759万6,000円の減額であります。

15款財産収入270万9,000円の減額ですが、結の浜宅地分譲売払用地代の減額であります。

17款繰入金678万3,000円の減額ですが、財産形成基金取り崩し金の減額であります。

19款諸収入110万9,000円の増額ですが、主に受託事業収入の増額であります。

20款村債500万円の減額ですが、主に過疎対策事業債の減額であります。

以上が歳入の概要です。

続きまして、歳出の概要を説明します。予算書、3ページをお開きください。

2款総務費401万6,000円の減額ですが、低炭素社会構築事業など、各事業の執行残による減額であります。

3款民生費2,883万5,000円の減額ですが、主に社会福祉費922万2,000円、児童福祉費1,261万3,000円の減額であります。

4款衛生費1,692万8,000円の減額ですが、主に簡易水道特別会計繰出金の減額であります。

6款農林水産業費2,196万9,000円の減額ですが、主に農業費1,352万円、林業費245万1,000円、水産業費599万8,000円の減額であります。

予算書、次のページをお開きください。

8款土木費397万2,000円の減額ですが、道路橋梁費あるいは結の浜宅地分譲地の返還代金の減額であります。

10款教育費969万3,000円の減額ですが、主に教育総務費188万5,000円、小学校費121万1,000円、幼稚園費199万7,000円、社会教育費388万1,000円の減額であります。

12款公債費304万9,000円の減額ですが、利子の減額であります。

13款諸支出金290万2,000円の減額ですが、主に財産形成基金積立金289万4,000円の減額であります。

14款予備費4,331万1,000円の増額となっております。

以上が歳出の主な概要です。

5ページには繰越明許費、6ページに地方債の補正を記載しています。

詳細につきましては、予算審査特別委員会で説明いたします。御審議のほど、よろしく申し上げます。

○ 議長（平良嗣男） これで提案理由の説明を終わります。

◎議案第14号の上程、説明

○ 議長（平良嗣男） 日程第20 議案第14号 平成29年度大宜味村国民健康保険特別会計補正予算（第4号）を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。村長。

（宮城功光村長 登壇）

○ 村長（宮城功光） 議案第14号 平成29年度大宜味村国民健康保険特別会計補正予算（第4号）

平成29年度大宜味村国民健康保険特別会計補正予算（第4号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ474万2,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ6億6,769万円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」による。

平成30年3月8日提出

大宜味村長 宮城功光

内容については、副村長のほうから説明いたします。

○ 議長（平良嗣男） 副村長。

（島袋幸俊副村長 登壇）

○ 副村長（島袋幸俊） 議案第14号 平成29年度大宜味村国民健康保険特別会計補正予算（第4号）の概要を説明します。

今回は、474万2,000円の減額補正でございます。

歳入の主な概要を説明いたします。予算書1ページお開きください。

4款国庫支出金ですが、1,225万9,000円の増額となっております。主なものとして、療養給付費負担金の1,322万8,000円の算定額がふえたためです。

5款療養給付費交付金ですが、1,534万3,000円の減額で、確定額によるものです。

7款県支出金ですが、321万8,000円の減額となっております。主なものとして、高額医療費共同事業負担金の196万7,000円、財政調整交付金135万5,000円の減額によるものです。

9款共同事業交付金236万7,000円の増額です。確定によるものです。

11款繰入金142万2,000円の減額ですが、財政安定化支援事業繰入金の67万1,000円、保険税軽減分繰入金52万2,000円などとなっております。

13款諸収入48万8,000円の増額ですが、主に第三者納付金の40万5,000円の実績による増額です。

以上が歳入の主な概要です。

続きまして、歳出の概要を説明します。次のページをお開きください。

1款総務費190万8,000円の減額ですが、主なものとして、賦課徴収費の嘱託員報酬136万2,000円の減額となっております。

2款保険給付費2,561万7,000円の増額ですが、主なものとして、一般被保険者療養給付費の3,000万円の見込み額によるものです。

7款共同事業拠出金ですが、2,598万4,000円の減額ですが、主なものとして、保険財政共同安定化事業拠出金1,634万9,000円の確定額によるものです。

8款保健事業費162万円の減額ですが、主なものとして、嘱託員の報酬等により125万1,000円の減額となっております。

12款予備費が73万4,000円の減額となっております。

詳細については、予算審査特別委員会で担当課長から説明させます。御審議のほど、よろしくお願ひします。

○ 議長（平良嗣男） これで提案理由の説明を終わります。

◎議案第15号の上程、説明

○ 議長（平良嗣男） 日程第21 議案第15号 平成29年度大宜味村簡易水道事業特別会計補正予算（第4号）を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。村長。

（宮城功光村長 登壇）

○ 村長（宮城功光） 議案第15号 平成29年度大宜味村簡易水道事業特別会計補正予算（第4号）平成29年度大宜味村簡易水道事業特別会計補正予算（第4号）は、次に定めるところによる。
（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ1,306万8,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ1億8,274万5,000円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」による。

平成30年3月8日提出

大宜味村長 宮城功光

内容につきましては、歳入歳出予算の補正は第1条の、さっき申し上げましたとおりですけれども、歳入で繰入金1,306万8,000円の減額となっております。歳出で主に簡易水道一般管理費の単独事業委託料1,306万8,000円の減額による補正となっております。

なお、詳細については、予算審査特別委員会で説明させていただきます。よろしく御審議のほど、お願いいたします。

○ 議長（平良嗣男） これで提案理由の説明を終わります。

◎議案第16号の上程、説明

○ 議長（平良嗣男） 日程第22 議案第16号 平成29年度大宜味村公共下水道事業特別会計補正予算（第4号）を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。村長。

（宮城功光村長 登壇）

○ 村長（宮城功光） 議案第16号 平成29年度大宜味村公共下水道事業特別会計補正予算（第4号）平成29年度大宜味村公共下水道事業特別会計補正予算（第4号）は、次に定めるところによる。（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ3万2,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ4,622万9,000円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」による。

（地方債の補正）

第2条 地方債の変更は、「第2表地方債補正」による。

平成30年3月8日提出

大宜味村長 宮城功光

内容につきましては、歳入で下水道使用料36万8,000円の増額、公共下水道事業債40万円の減額。

歳出で公共下水道一般管理費の需用費10万円の減額、委託料が11万9,000円の減額となっております。

公共下水道事業費の負担金補助金及び交付金が23万1,000円の減額、予備費に41万8,000円の増額補正となっております。

なお、詳しい内容につきましては、委員会で説明させます。よろしく御審議のほど、お願いいたします。

○ 議長（平良嗣男） これで提案理由の説明を終わります。

◎議案第17号の上程、説明

○ 議長（平良嗣男） 日程第23 議案第17号 平成29年度大宜味村後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。村長。

(宮城功光村長 登壇)

- 村長(宮城功光) 議案第17号 平成29年度大宜味村後期高齢者医療特別会計補正予算(第2号)
平成29年度大宜味村後期高齢者医療特別会計補正予算(第2号)は、次に定めるところによる。
(歳入歳出予算の補正)

第1条 歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ59万4,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ3,413万6,000円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」による。

平成30年3月8日提出

大宜味村長 宮城功光

内容につきましては、副村長のほうから説明いたします。

- 議長(平良嗣男) 副村長。

(島袋幸俊副村長 登壇)

- 副村長(島袋幸俊) 議案第17号 平成29年度大宜味村後期高齢者医療特別会計補正予算(第2号)の概要を説明いたします。

今回の予算の補正は、59万4,000円の減額補正となっております。

歳入の主な概要を説明します。1ページお開きください。

1 款後期高齢者医療保険料35万円の減額ですが、特別徴収保険料が324万2,000円の増額、普通徴収保険料が359万2,000円の減額によるものです。

4 款繰入金、保険基盤安定繰入金24万4,000円の減額は確定によるものです。

以上が歳入の概要です。

次の2ページをお願いします。

2 款後期高齢者医療広域連合納付金59万3,000円の減額ですが、後期高齢者医療広域連合納付金の確定によるものです。

以上が歳出の主な概要となっております。

なお、詳細については、委員会で担当課長から説明させます。よろしくをお願いします。

- 議長(平良嗣男) これで提案理由の説明を終わります。

◎議案第18号の上程、説明

- 議長(平良嗣男) 日程第24 議案第18号 平成30年度大宜味村一般会計予算を議題とします。
本案について提案理由の説明を求めます。村長。

(宮城功光村長 登壇)

- 村長(宮城功光) 議案第18号 平成30年度大宜味村一般会計予算
平成30年度大宜味村一般会計予算は、次に定めるところによる。
(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ45億6,925万8,000円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表歳入歳出予算」による。

(地方債)

第2条 地方自治法第230条第1項の規定により起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第2表地方債」による。

(一時借入金)

第3条 地方自治法第235条の3第2項の規定による一時借入金の借入れの最高額は、9億円と定める。

(歳出予算の流用)

第4条 地方自治法第220条第2項ただし書の規定により歳出予算の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

(1) 各項に計上した給料、職員手当及び共済費(賃金に係る共済費を除く。)に係る予算額に過不足を生じた場合における同一款内でのこれらの経費の各項の間の流用。

平成30年3月8日提出

大宜味村長 宮城功光

内容につきましては、副村長のほうから説明いたします。

○ 議長(平良嗣男) 副村長。

(島袋幸俊副村長 登壇)

○ 副村長(島袋幸俊) 議案第18号 平成30年度大宜味村一般会計予算の概要を説明します。

予算総額は45億6,925万8,000円で、前年度予算額30億4,864万1,000円に対し、15億2,061万7,000円の増額であります。対前年度比49.9%の増となっております。

歳入について、主な款で説明いたします。予算書の1ページをお開きください。

1款村税ですが、8億4,706万8,000円、対前年度比で1億7,338万6,000円の増額となっております。国有資産等所在市町村交付金で1億7,430万2,000円の増額となっております。

6款地方消費税ですが、5,093万9,000円で、対前年度566万3,000円の増額となっております。

予算書、次のページです。

9款地方交付税ですが、8億7,500万円で、対前年度9,800万円の減額となっております。

12款使用料及び手数料ですが、5,508万9,000円で、対前年度262万4,000円の減額となっております。これは主に商工使用料の減額となっております。

13款国庫支出金ですが、10億5,178万5,000円で、対前年度8億6,367万4,000円の増額となっております。主に総務費補助金の増額となっております。

14款県支出金ですが、6億889万9,000円で、対前年度1億3,104万2,000円の増額となっております。主に沖縄振興公共投資交付金の増額となっております。

予算書3ページお開きください。

15款財産収入ですが、2,517万2,000円で、対前年度333万5,000円の増額となっております。主に土地貸付料の増額となっております。

16款寄附金ですが、大宜味村むらづくり応援寄附金として9,800万円を計上しております。

17款繰入金ですが、3億795万7,000円、対前年度1億7,877万5,000円の増額となっております。主に財政調整基金7,536万2,000円、結い基金7,680万円の増額となっております。

19款諸収入ですが、7,919万5,000円で、対前年度2,069万3,000円の増額となっております。主に介護

保険地域支援事業委託金の増額であります。

20款村債ですが、4億4,430万円で、対前年度2億9,400万円の増額となっております。主にやんばるの森ビジターセンター整備事業に伴う過疎対策事業債の増額であります。

以上、歳入となっております。

続きまして、歳出について主な款で説明します。予算書、次の4ページお願いします。

4款衛生費ですが、3億563万4,000円で、対前年度154万円の減額となっております。主に国頭地区行政事務組合（特別分）の減額となっております。

6款農林水産業費ですが、1億8,190万1,000円で、対前年度806万8,000円の増額となっております。主に農業基盤整備促進事業の増額となっております。

予算書5ページお開きください。

7款商工費ですが、11億4,580万3,000円で、対前年度10億9,497万2,000円の増額となっております。主に商工費のやんばるの森ビジターセンター整備事業の増額となっております。

8款土木費ですが、4億9,846万3,000円で、対前年度2億5,393万7,000円の増額となっております。主に沖縄振興公共投資交付金事業の増額となっております。

9款消防費ですが、1億5,498万円で、対前年度2,324万7,000円、特別分の増額となっております。

10款教育費ですが、2億5,269万3,000円で、対前年度2,959万3,000円の増額となっております。主に備品購入費による増額となっております。

予算書、次のページです。

12款公債費ですが、4億2,222万5,000円で、対前年度1億2,838万円の増額となっております。主に繰上償還による増額であります。

13款諸支出金ですが、1億7,177万円で、対前年度1,240万7,000円の減額となっております。主に財政調整基金費の減額となっております。

14款予備費は1,484万4,000円の計上となっております。

以上で歳入歳出予算の概要の説明を終わります。

なお、7ページに起債の目的、限度額、起債の方法、利率、償還の方法等を掲げた第2表地方債を記載しております。

また8ページから177ページに事項別明細書、178ページに地方債の現在高調書、179ページからは給与費明細書を載せておりますので御参照ください。

詳細につきましては、予算審査特別委員会で説明します。よろしく御審議のほどお願いします。

○ 議長（平良嗣男） これで提案理由の説明を終わります。

◎議案第19号の上程、説明

○ 議長（平良嗣男） 日程第25 議案第19号 平成30年度大宜味村国民健康保険特別会計予算を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。村長。

（宮城功光村長 登壇）

○ 村長（宮城功光） 議案第19号 平成30年度大宜味村国民健康保険特別会計予算
平成30年度大宜味村国民健康保険特別会計予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ5億454万4,000円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表歳入歳出予算」による。

(一時借入金)

第2条 地方自治法第235条の3第2項の規定による一時借入金の借入れの最高額は、1億円と定める。

(歳出予算の流用)

第3条 地方自治法第220条第2項ただし書の規定により歳出予算の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

(1) 保険給付費の各項に計上した予算額に過不足を生じた場合における同一款内でのこれらの経費の各項の間の流用。

平成30年3月8日提出

大宜味村長 宮城功光

内容につきましては、副村長のほうから説明いたします。

○ 議長(平良嗣男) 副村長。

(島袋幸俊副村長 登壇)

○ 副村長(島袋幸俊) 議案第19号 平成30年度大宜味村国民健康保険特別会計予算の概要を説明します。

今年度より国民健康保険財政運営の責任主体は県となります。予算書、1ページから5ページの中で×(ばつ)がつけられている部分においては改正に伴う予算の廃款や廃目であります。また新規の費目も多くあります。

今回の歳入歳出総額は5億454万4,000円で、対前年度比23.6%の減額となっております。

では、歳入について主な事項で説明いたします。予算書の1ページお開きください。

1款国民健康保険税は6,221万6,000円で、対前年度34万7,000円の増額となっております。

4款国庫支出金は、法改正により、さっき説明したとおり廃款、廃目があります。災害時の費目存置だけの予算となっております。

5款県支出金は、今回法改正等によって新規であります。3億6,942万2,000円の歳入見込みであります。

8款繰入金ですが、6,714万2,000円で、対前年度1,434万3,000円の減額となっております。

予算書、2ページお開きください。

9款繰越金ですが、550万円で、対前年度850万円の減額となっております。

続きまして、歳出の説明をいたします。予算書、3ページお開きください。

1款総務費であります。497万6,000円で、対前年度242万2,000円の減額となっております。一般管理費は216万3,000円の減額となっております。

2款保険給付費3億4,509万5,000円で、対前年度1,235万9,000円の減額となっております。

3款国民健康保険事業納付金ですが、こちらも法改正等により新規となっております。1億2,836万6,000円を計上しております。

6款保健事業費は、910万1,000円、対前年度、ほぼ一緒ですが、9万8,000円の増額となっております。

ます。

10款予備費に378万6,000円、対前年度277万円の増額となっております。

以上が歳出の概要です。

なお、詳細については、委員会で担当課長から説明させます。よろしくお願ひします。

○ 議長（平良嗣男） これで提案理由の説明を終わります。

◎議案第20号の上程、説明

○ 議長（平良嗣男） 日程第26 議案第20号 平成30年度大宜味村簡易水道事業特別会計予算を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。村長。

（宮城功光村長 登壇）

○ 村長（宮城功光） 議案第20号 平成30年度大宜味村簡易水道事業特別会計予算

平成30年度大宜味村簡易水道事業特別会計予算は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算）

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ1億5,790万2,000円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表歳入歳出予算」による。

（地方債）

第2条 地方自治法第230条第1項の規定により起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第2表地方債」による。

（一時借入金）

第3条 地方自治法第235条の3第2項の規定による一時借入金の借入れの最高額は、2,400万円と定める。

（歳出予算の流用）

第4条 地方自治法第220条第2項ただし書の規定により歳出予算の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

（1）各項に計上した給料、職員手当及び共済費（賃金に係る共済費を除く。）に係る予算額に過不足を生じた場合における同一款内でのこれらの経費の各項の間の流用。

平成30年3月8日提出

大宜味村長 宮城功光

内容につきましては、副村長のほうから説明いたします。

○ 議長（平良嗣男） 副村長。

（島袋幸俊副村長 登壇）

○ 副村長（島袋幸俊） 議案第20号 平成30年度大宜味村簡易水道事業特別会計予算の概要について説明いたします。

予算総額1億5,790万2,000円で、対前年度3,551万4,000円の減額、18.4%の減となっております。

歳入の主なものについて説明いたします。予算書、1ページお開きください。

2款国庫支出金1,600万円で、対前年度2,400万円の減額となっております。

6款村債800万円で、対前年度1,200万円の減額となっております。

2款、6款とも補助事業の減額によるものです。

次に歳出について説明いたします。予算書、2ページお開きください。

1款簡易水道総務費8,628万5,000円で、対前年度538万9,000円の増額。増額の主な要因として一般管理費単独事業委託料の791万7,000円の増額となっております。

2款簡易水道事業費2,550万7,000円で、対前年度3,567万1,000円の減額となっております。主な要因として、工事請負費の対前年度3,444万3,000円の減となっております。

3款公債費4,561万円で、対前年度523万2,000円の減額となっております。

以上で歳入歳出予算の概要の説明を終わります。

なお、15ページに、地方債の現在高調書等を添付しております。

詳細については、予算審査特別委員会で課長から担当説明させていただきます。よろしく御審議のほどお願いします。

○ 議長（平良嗣男） これで提案理由の説明を終わります。

○ 議長（平良嗣男） 12時になりましたけれども、お諮りします。継続してよろしいでしょうか。
（「はい」と呼ぶ者あり）

○ 議長（平良嗣男） それでは継続して行いたいと思います。

◎議案第21号の上程、説明

○ 議長（平良嗣男） 日程第27 議案第21号 平成30年度大宜味村公共下水道事業特別会計予算を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。村長。

（宮城功光村長 登壇）

○ 村長（宮城功光） 議案第21号 平成30年度大宜味村公共下水道事業特別会計予算
平成30年度大宜味村公共下水道事業特別会計予算は、次に定めるところによる。
（歳入歳出予算）

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ3,995万7,000円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表歳入歳出予算」による。

（一時借入金）

第2条 地方自治法第235条の3第2項の規定による一時借入金の借入れの最高額は、80万円と定める。

平成30年3月8日提出

大宜味村長 宮城功光

内容につきましては、副村長のほうから説明いたします。

○ 議長（平良嗣男） 副村長。

（島袋幸俊副村長 登壇）

○ 副村長（島袋幸俊） 議案第21号 平成30年度大宜味村公共下水道事業特別会計予算の概要について説明いたします。

予算総額3,995万7,000円で、対前年度742万5,000円の増額、22.8%の増となっております。

歳入について説明します。予算書、1ページお開きください。

1 款使用料及び手数料513万4,000円で、対前年度144万9,000円の増額。

3 款繰入金3,381万9,000円で、対前年度1,197万7,000円の増額となっております。

続きまして、歳出について説明します。予算書、次のページお開きください。

1 款公共下水道事業総務費348万9,000円で、対前年度1,444万6,000円。

2 款公共下水道事業費9,000万円で、対前年度702万5,000円の減額となっております。

前年度、県代行事業等がありましたが、今回はないということで歳入歳出ともそういう形となっております。

なお、12ページに地方債の現在高調書を添付しております。御参照ください。

詳細については、予算審査特別委員会で説明させていただきます。よろしく申し上げます。

○ 議長（平良嗣男） これで提案理由の説明を終わります。

◎議案第22号の上程、説明

○ 議長（平良嗣男） 日程第28 議案第22号 平成30年度大宜味村後期高齢者医療特別会計予算を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。村長。

（宮城功光村長 登壇）

○ 村長（宮城功光） 議案第22号 平成30年度大宜味村後期高齢者医療特別会計予算

平成30年度大宜味村後期高齢者医療特別会計予算は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算）

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ3,454万1,000円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表歳入歳出予算」による。

平成30年3月8日提出

大宜味村長 宮城功光

内容につきましては、副村長のほうから説明いたします。

○ 議長（平良嗣男） 副村長。

（島袋幸俊副村長 登壇）

○ 副村長（島袋幸俊） 議案第22号 平成30年度大宜味村後期高齢者医療特別会計予算の概要を説明いたします。

歳入歳出予算総額3,454万1,000円で、対前年度13万6,000円の増額となっております。

歳入について、主な款で説明します。予算書の1ページお願いします。

1 款後期高齢者医療保険料ですが、1,746万1,000円で、対前年度31万8,000円の減額となっております。

4 款繰入金ですが、1,673万4,000円で、対前年度45万4,000円の増額となっております。主な増額は、高齢者医療制度円滑運営繰入金、10分の10の補助率となっておりますが、49万2,000円を計上していません。

続きまして、歳出を説明いたします。予算書、次の2ページをお願いします。

1 款総務費76万1,000円、対前年度49万2,000円の増額となっております。

2 款後期高齢者医療広域連合納付金として、3,343万3,000円の前年度比35万6,000円の減額となっております。

なお、詳細については、予算審査特別委員会で説明させていただきます。よろしく申し上げます。

○ 議長（平良嗣男） これで提案理由の説明を終わります。

◎議案第23号の上程、説明

○ 議長（平良嗣男） 日程第29 議案第23号 平成30年度大宜味村工業用水道事業会計予算を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。村長。

（宮城功光村長 登壇）

○ 村長（宮城功光） 議案第23号 平成30年度大宜味村工業用水道事業会計予算
（総則）

第1条 平成30年度大宜味村工業用水道事業会計の予算は、次に定めるところによる。

（業務の予定量）

第2条 業務の予定量は次のとおりとする。

（1）給水事業所数 0戸

（2）年間総給水量 0立方メートル

（3）一日平均給水量 0立方メートル

（収益的収入及び支出）

第3条 収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

収入

第1款 工業用水道事業収益 481万1,000円

第1項 営業収益 3,000円

第2項 営業外収益 480万6,000円

第3項 特別利益 2,000円

支出

第1款 工業用水道事業費用 338万4,000円

第1項 営業費用 328万円

第2項 営業外費用 4,000円

第3項 予備費 10万円

（資本的収入及び支出）

第4条 資本的収入及び支出額は、次のとおりと定める。

収入

第2款 資本的収入 5,000円

第1項 企業債 1,000円

第2項 出資金 2,000円

第3項 諸資本収入 2,000円

支出

第2款 資本的支出 5,000円

第1項 建設改良費 3,000円

第2項 企業債償還金 1,000円

第3項 予備費 1,000円

(他会計からの補助金及び負担金)

第5条 一般会計からこの会計への負担金は、306万1,000円である。

平成30年3月8日提出

大宜味村長 宮城功光

なお、詳しい内容につきましては委員会のほうで担当課長から説明をいたさせます。よろしくお願ひ
します。

以上で提案説明を終わります。

○ 議長（平良嗣男） これで提案理由の説明を終わります。

◎報告第1号の上程、報告

○ 議長（平良嗣男） 日程第30 報告第1号 平成30年度沖繩県町村土地開発公社事業計画及び予算
の報告についてを議題とします。

報告を求めます。村長。

(宮城功光村長 登壇)

○ 村長（宮城功光） 報告第1号 平成30年度沖繩県町村土地開発公社事業計画及び予算の報告につ
いて

地方自治法（昭和22年法律第67号）第243条の3第2項の規定により、平成30年度沖繩県町村土地開
発公社事業計画及び予算を別紙のとおり報告する。

平成30年3月8日提出

大宜味村長 宮城功光

以上です。よろしくお願ひします。

○ 議長（平良嗣男） これで報告を終わります。

◎報告第2号の上程、報告

○ 議長（平良嗣男） 日程第31 報告第2号 専決処分^{（一）}の報告について（大宜味村LED防犯灯取替
工事の請負契約の変更について）を議題とします。

報告を求めます。村長。

(宮城功光村長 登壇)

○ 村長（宮城功光） 報告第2号 専決処分^{（一）}の報告について

地方自治法第180条第1項の規定により、議会において指定されている事項について、別紙のとおり
専決処分したので、同条第2項の規定により報告する

平成30年3月8日提出

大宜味村長 宮城功光

内容につきましては、工事名が大宜味村LED防犯灯取替工事、金額が89万1,000円で、数量の増に伴う増額変更です。

なお、専決処分書、工事変更契約書及び変更箇所対照表を添付してございますので、どうぞ御参照をお願いしたいと思います。

以上で報告を終わります。

○ 議長（平良嗣男） これで報告を終わります。

◎休会について

○ 議長（平良嗣男） お諮りします。議案検討のため3月9日及び12日は休会としたいと思います。御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○ 議長（平良嗣男） 異議なしと認めます。

したがって3月9日及び12日は休会とすることに決定しました。

◎散会の宣告

○ 議長（平良嗣男） 以上で本日の日程は、全部終了しました。

本日は、これで散会します。

大変お疲れさまでした。

（午後 0時16分）

平成30年第3回大宜味村議会定例会会議録

(第2号) 平成30年3月13日

1. 開議、散会の日時

開 議 (平成30年3月13日 午前10時00分)

散 会 (平成30年3月13日 午前11時57分)

2. 出席議員 (8名)

1 番議員 大 城 佐 一

3 番議員 仲井間 宗 利

4 番議員 金 城 勇

6 番議員 前 田 孝

7 番議員 安 里 重 和

8 番議員 吉 浜 覚

9 番議員 東 武 久

10 番議員 平 良 嗣 男

3. 欠席議員 (1名)

2 番議員 新 城 一 智

4. 地方自治法第121条の規定により説明のため議場に出席した者の職・氏名は次のとおりである。

村 長 宮 城 功 光 教 育 長 米 須 邦 雄

副 村 長 島 袋 幸 俊 教 育 課 長 山 城 均

総 務 課 長 神 里 富 松 農 業 委 員 会 事 務 局 長 大 城 武

財 務 課 長 知 念 和 史 監 査 事 務 局 長 宮 城 豊

子ども子育て支援室長 大 嶺 実 選 挙 管 理 委 員 会 書 記 長 神 里 富 松

住 民 福 祉 課 長 宮 平 和 美

企 画 観 光 課 長 福 地 亮

産 業 振 興 課 長 大 城 武

建 設 環 境 課 長 新 城 寛

会 計 課 長 山 城 咲 代

5. 職務のため議場に出席した事務局員の職・氏名は次のとおりである。

事 務 局 長 宮 城 豊 主 任 前 田 望

6. 議事日程（第2号）

日程番号	事件番号	件名	摘要
1		一般質問	
2	選挙 第1号	大宜味村選挙管理委員及び補充員の選挙	

◎開議の宣告

- 議長（平良嗣男） おはようございます。
これから本日の会議を開きます。

(午前10時00分)

◎一般質問

- 議長（平良嗣男） 日程第1 一般質問を行います。
通告順により、発言を許します。
-

◇ 前田 孝 議員

- 議長（平良嗣男） 戸別受信機の設置について。6番 前田 孝議員。
- 6番（前田 孝） おはようございます。それでは戸別受信機の設置についてお伺いをいたします。
戸別受信機のメリットについては、天候に左右されず、屋内で防災行政無線の情報が受けられ、停電時であっても電波が受信できれば乾電池を用いて情報が受けられるところであり、現在の放送施設では、台風時の戸を閉め切った状況では情報を得るには厳しい面があります。
この件については、平成24年第8回定例会での補正についての質疑と平成26年第4回定例会での一般質問における当局の答弁は前向きでありましたが、戸別受信機の設置についてどうお考えでしょうか。
また、現在の放送施設の音量が大きいとのスピーカー周辺の住民から苦情が寄せられていますが、どう対処されるのかあわせてお伺いいたします。

- 議長（平良嗣男） 村長。

(宮城功光村長 登壇)

- 村長（宮城功光） おはようございます。前田 孝議員の質問にお答えいたします。
平成26年4回定例会以後の7月に、戸別受信機要望調査を事務受託者連絡会議で依頼をし、調査したところではありますが、結果、数件の世帯から回答がありました。そのことから補助事業等の検討はされておりません。しかし、防災行政無線整備による放送が届かない室内で聞こえないなどのお話が住民からあることは承知をしているところであります。再度、戸別受信機設置希望世帯調査を実施し、希望者のみの整備にするか、村全体を整備するかを含めて検討してまいりたいと思います。

スピーカーの周辺の住民からの苦情にどう対処されるかについては、これまでの苦情には現場での確認を行い、スピーカーの向きを変えたり、音量を小さくしたり、できるだけ対処してまいりました。移設についても場合によっては検討もしてきましたが、財政的なこともあることから、すぐには対応しきれなかったこともあります。苦情のあった箇所の点検を行い、どの方法がよいか検討してまいりたいと思います。

- 議長（平良嗣男） 6番 前田 孝議員。

- 6番（前田 孝） この戸別受信機については、平成26年6月定例会での私の一般質問について、当局としては内閣府から以前に内諾を受けている事業で再度復活ということでもう一度申請していきたいということで、前向きな答弁があったんです。それから遅々として進んでいないから質問したんですが、これも今年の議員と地域での意見交換会の場の中で、喜如嘉公民館の中でスピーカーの音量の苦情

は出ていたんです。それは皆さん、今度配付された議会だよりを見たらおわかりだと思います。

それでこの地域の方々、スピーカー周辺については病気で休んでいるとか、また小さい子供などが昼寝しているとか、そういったときにその音量が大きすぎて休養ができないんだという話が区長からも大分寄せられているんです。それでそういうようなちょっとした、向きの変更とかもさっきあったように、ちょっと上のほうに向けるとか、その周辺の直下にないような方法もいろいろ試していただかなければならないんじゃないかと思います。先ほど村長からも答弁がありましたけれども、戸別受信機が難しければ、大宜味村の場合は山間部ですから、確かにその行政無線は聞こえないところがあるんです。それは平等にそういう伝達ということになるような方法論を考えていただければ、情報が正確に伝わらないということにもなっております。その辺、検討を十分されてもらいたいんですが、この戸別受信機の設置についての見通しというのは難しいでしょうか、どうなんでしょうか、その辺お聞かせください。

○ 議長（平良嗣男） 総務課長。

○ 総務課長（神里富松） 前田 孝議員の質問にお答えします。

実際に前回の調査で行政事務受託者、区長に依頼して調査したという経緯があるわけです。それでいろいろあるんですけれども、行政事務受託者に連絡をしているんですが、区長としては字費も納めないようなところは対象としていないということもあります。あるいはこういった山間部になおさら区に携わっていないという方もいるというところで、調査も十分じゃなかったんじゃないかという気もします。次の調査では、できるだけ期間をちょっと置いて、広報無線あるいは戸別の住宅周りというか、離れた地域の、そこに絶対重要な戸別受信機ですので、そういった場所を重点的にやるような調査もしたいなと感じてはいます。その結果、この戸別受信機が1台、アンテナから設置云々含めると1台8万円ぐらいかかるんです。この8万円が、どれぐらいの世帯がいるかとなったときに、村の単費でやるのか、あるいは数に応じて補助金とした云々ができるのかということも含めて検討しなければいけないんじゃないかと思っています。ただ、今、実際には財政的に私たちが調べている中では特別交付税の措置の対象の中に、この戸別受信機を貸し付け、村がこの世帯に貸し付けるというやり方をした場合に特別交付税で見られるというのがちょっとありまして、それも検討したほうがいいんじゃないか。ということは補助事業ではなくて、村が独自で調達して、その希望者には設置していくという方法もとったほうがいいのかという気もしています。いずれにしても、設置しなければいけないんじゃないかという状況のところはやっぱり把握すべきというところもあるなと感じております。

それとスピーカーの件ですが、音量を下げるというのはかなり抵抗があるんです。というのは、放送をしたのに聞こえなかったと。村は聞こえない放送をやるのかというところがあって、そこをまた叩かれるというところがあるんじゃないかという不安もあります。それで音量を下げるというのはなかなか厳しいのかと思っているんですが、今言う向きの考え方、スピーカーの向き、あるいはスピーカーの質、ストレートホーンというのはかなり一定の角度でボリュームが上がると。ストレートホーンじゃないものは幅広く声が広がるというものもあります。設備の件もあるんですが、それも含めてテストしながらやる必要もあるんだろうと。もう1つは移設。移設も最適なところ、また移設したおかげで一方は苦情がなくなった、また新たな苦情が出たというところもあり得るのかということもありますので、移設についてもかなり慎重じゃないかと思っています。この移設について、今、旧大宜味中学校のグラウンド、バックネットあたりにあった放送のスピーカーの位置ですが、それを国道の道の駅との関連で、村営住宅の渡海団地の入り口のほうに移設する作業をしています。その費用が約215万円ほどかかってい

ます。1回移設するのにこのぐらい費用がかかるんだというのが見えているわけです。それで財政的なところもありますので、やっぱりかなり検討すべきところかというふうに感じています。いずれにしても、苦情のあるところは、できるだけ、現在も実際には行って現場を見てやっているわけですが、まだ苦情があるということですので、そこは今後は対応していきたいと思っています。以上です。

○ 議長（平良嗣男） 6番 前田 孝議員。

○ 6番（前田 孝） 今、課長の答弁で音量を下げると別に支障が出るとかいろいろお話をされていますが、移設の話も。場合によっては移設によって解消される場所も、地域によってはあるんです。音量調整して支障が出るという、だからこそ戸別受信機が必要だという結論に至ってくるんじゃないかと思うんですが、その辺は。それで現在、総務省では市町村の災害時における情報伝達の取り組みを後押しするため、高齢者などに必要な情報を確実に届けるようにするための情報伝達の環境整備を図る情報難民ゼロプロジェクトを推進しているということで総務省の事業として推進されているわけです。その場合も維持管理方法としてはいろいろあるかとは思いますが、これは戸別受信機を役場等で配布して、住民がみずから設置することによって整備費を抑制するという方法もあり得るわけです。保守、故障、移設、住民からの問い合わせ窓口等の対応を精査し、維持管理費用を抑制するというようなものもろのものが書かれているんですが、それはもしあれでしたらこの辺あとから参考にさせていただきたいですね。確かに費用もかかります、そういうことなんですけれども、これはしかし、前も、平成24年、26年の前向きな答弁もありましたので、ぜひその辺、一括交付金あたりでそれをするのか、どうやるか。過疎計画等で対応するのか、その辺も総合的に判断して何とか前向きに進めていただきたいと思います。最後にお考えをお聞きして質問を終わります。

○ 議長（平良嗣男） 村長。

○ 村長（宮城功光） どうもありがとうございます。確かに理想的には各戸別の受信機が大変重要だと思います。この予算についても先ほど課長からあったように、約8万円ぐらいかかるということでもありますけれども、今後、全体的に、台風時期にはどうしても防災無線を通してマイクでやってもなかなか聞きづらいところもありますから、その辺については戸別受信機のほうが適用かなという思いがします。そういうことで、ぜひさっきも課長からあったように、区長を通して住民の意見を聞いて、ぜひそういうふうな方向で、どういう形でできるかということをしっかり対応していきたいと考えておりますのでよろしくお願いします。

○ 議長（平良嗣男） 以上で前田 孝議員の質問を終わります。

◇ 大 城 佐 一 議 員

次に地域の特産品開発とブランド化について。1番 大城佐一議員。

○ 1番（大城佐一） 一般質問を行いたいと思います。

地域の特産品開発とブランド化について。

全国各地で地域特産品開発、ブランド開発が行われてきて、まち・むらの名産をつくろうという「六次産業化に向けた」様々な取組をされてきました。

なぜ特産品開発を行うかといえば、地元の原材料を加工した特産品をつかって販売すれば、原材料のまま販売するよりも格段の収入を得るわけです。

しかし、特産品をつくれれば売れるかといえば、そう簡単にはいかないわけですが、以前に大宜味村で

もC A Sシステムの導入やI C T利活用でブランド化や六次産業創出事業に向けた取組が行われていたが自然消滅状態になっている。

最近、久方ぶりにシークワサー酢を大宜味中学校の生徒が開発し、販売に至って話題になっているが、村としても、今後特産品の開発及びブランド化に向けた構想はあるのかお伺いいたします。

○ 議長（平良嗣男） 村長。

（宮城功光村長 登壇）

○ 村長（宮城功光） 大城佐一議員の質問にお答えします。

まず、中学生による特産品開発事業につきましては、教育委員会及び大宜味中学校と連携を図り、継続させていく予定であります。しかし、開発された特産品についての販路拡大を手がけていくことが重要課題となっているところからです。一方で、行政が主導となる特産品開発ではなくて、企業や住民に主体性を持っていただき開発された特産品について行政も一緒になって観光商工P R事業等において連携し、販路拡大の支援を行ってまいります。最近では、学校跡地活用や企業支援賃貸工場などに企業進出が図られておりますので、民間活力をサポートしながら民間企業同士の連携と特産品開発を促進してまいります。

ブランド化に向けた構想といたしましては、いまだ明確なものはありません。特産品が即、ブランド化されることは難しいと考えておりますが、今、我々が重要視していることとして例を挙げますと、「シークワサーといえば大宜味村」と言われるようにしなければなりません。全国的には、シークワサーは沖縄のものとして認知されているようですので、大宜味村という名前をどれだけ広げていけるか、知ってもらえるかがブランド化につながるものと捉えております。したがって、昨年度から取り組んでおります観光商工P R事業を継続させ、県内外に広く大宜味村のP Rに努めてまいります。また、平成30年度からは、企画観光課に新たに商工係を設置し、商工部門を強化し、ひとつひとつ着実に実行してまいりたいと思っております。

○ 議長（平良嗣男） 1番 大城佐一議員。

○ 1番（大城佐一） 今、村長からいろいろな特産品開発やブランド化についての答弁がありました。やはり今、村長がおっしゃったとおり、特産品というのは行政側で進めるものではなくて、地域の企業やそういういろんな人たちを集めた会、あるいは一番大事なものは売れないものが生まれる特産品の開発の3つの問題点ということで、1番目に画一的な商品性選択、2番目に自分たち都合の原材料の調達、3番目に加工技術への過信というふうの問題点があるわけですが、この画一的な選択は商品が余りにも流通されているものや売れているもののコピー商品とか、そういったものに余りこだわらない、時にはやりのものだったりすると補助金が必要なほど資本力がない生産者加工者のグループであるにもかかわらず、市場に参入しても埋没してしまうと。この3番目の加工技術の過信ですね、これはなぜこういうふうにならわれているかということ、最初の質問でC A Sシステムの導入ということを入れたんですが、この加工技術への過信というのがC A Sシステム、冷凍技術ということであるんですが、この3番目についてこういうことが書かれているのがありますので、ちょっと読んでから言いたいと思います。新たな冷凍技術という、高額の製造設備を導入するもの、結局、冷凍は冷凍と言われる市場では値がつかず、設備投資損になったりする。技術頼みでそれを瑕疵転嫁可能なものなのか考えていないわけです。ましてや顧客都合ではなく、自分たちの都合で原材料を選抜、さらに新規性のある加工技術を使っているものをつくれれば売れるといった、悪しきものづくりの精神によって多額の予算と多くの人の構想が無

駄になってしまうのですというふうな、加工技術の過信ではこういう問題点があるということでありませう。あとブランドについても説明があったんですが、私はブランドというのは、この特産品の加工をして、この特産品の加工の売れ行きによってそれがブランドになっていくということではないかと思っております。

そこで、このブランドを特産品やブランドをつくっていくためには、これは例えば今までは、生産者、加工者、公務員の中で協議会などをつくっているんですが、そこで、やっぱり地域の組織でつくっているものだから、販売する、消費する側の意見は入っていないわけです。今後そういったものも取り入れて、今村長からあったとおり、ピーアールしながらいってはいるんですが、そこで消費者に対する声はどういうものであったとか、販売する側はどういったものだったら売れるのか、そういったものも取り入れないと特産品の販売、販路を広げていくことができなくて、ただ、いろんな道の駅とかこういったアンテナショップとかに置くだけの商品にはならないか。本当にみずから足を運んで、営業も、村長もトップセールスで出張で行っていろいろやっているのも重々わかりますけれども、そこにもう少し踏み込んで、本当に消費者の声も取り入れて、じゃあこれをどうするかということで、また地域に帰ってきて協議会などでも話ししてもらえればいいかと思っております。今後、こういった取り組みに対して、どういうふうな計画があるのか、今いろいろ話はあったんですが、具体的に、シークワサーだけではじゃないわけですね、特産品をブランド化するのは、一番これはシークワサーが適正ではあります。地域ブランドになる可能性は、地域の特性をまた大宜味村というのは知られていますから、シークワサーはネームバリューもあると思いますので、そういった取り組みについてもう少し具体的なことがあればお聞きしたいと思います。

○ 議長（平良嗣男） 村長。

○ 村長（宮城功光） ありがとうございます。今、ブランド化の話につきましては、先ほどもあったようにシークワサー消費推進協議会というのを県のほうでつくっておきまして、その中でシークワサー消費運動を展開している状況でありまして、村としてのシークワサー消費推進協議会というのはなく、シークワサー振興協議会という形でやっております。そういう中で、できるだけシークワサー生産している皆さんや、あるいは加工所に対しては大宜味ブランドをぜひつくってほしいというお願いをする程度であります。今、新たに賃貸工場において、a uさんのほうがイチゴの栽培を、5月からは収穫ができるということでありませう。これも大宜味村のブランドになっていくのかという思いをしているところです。そういう面では行政として企業に対する、何らかの形で支援ができるのかどうかというのを、これからしっかりと調整していかなければいけないんじゃないかと。

それと学校はどっちにおいても、旧喜如嘉小学校のシークワサーでのワインづくり、あるいはお菓子づくりというの、やはり一つの大宜味村のブランドとしてなっていくのかというふうな思う次第であります。そういうこともしっかりと、先ほども言ったように観光商工PR事業の中で行政としては支援をしていきたいという思いであります。以上です。

○ 議長（平良嗣男） 1番 大城佐一議員。

○ 1番（大城佐一） これからも、いろいろ話があったんですが、特産品、ブランド開発のためにぜひ頑張ってもらいたいと思います。ただ、じゃあどうするかというと、やっぱりいろんな、誰でも、皆さんも、職員も、地域の人たちもいろいろやりたいことは、やりたいと思っている人はたくさんいると思います。しかし、いかにその思いに本気が出るか出ないかの勝負だというふうな、特産品の開発とブ

ランド化するのは、その本気度だと思います。職員、地域の人たち、やる人の。だから前にもこういった話はやったと思いますが、本当に役場からでも誰か1人、ばかの人が出てほしいということでも言った覚えがあります。このばかというのは、言葉は悪いんですが、何かいい加減なばかじゃなくて、これをやりたい、これに一生懸命に取り組んで、ほかが見えないぐらいこれに一生懸命になっていくという思いという意味でありますので、こういう思いを持った職員が出たところは、全国各地でもいろんな特産品、ブランド化が必ず生まれております。

そして最初の質問に出したICT利活用の話をちょっとしたんですが、これは平成22年度ぐらいに導入されて、名称がICT利活用、大宜味村ブランド第6次産業創出育成事業ということで、これは導入したときに大変、私期待しておりました。インターネットを利用した育成は大変期待していたんですが、しかし、この後、何の話も聞こえてきません。この事業も3,200万円ぐらいの委託料を払ってやっているわけですが、この事業は今どうなっているのか。設備した機器、まだあって、その辺の効果的なあれはあったのか、その辺をお聞きしたいんですが、わかる範囲でよろしいですので、誰か御存じの方がおれば。当時はシークワサー振興室ということになっていたんですが、その辺の詳しいことがわかればお願いしたいと思います。

○ 議長（平良嗣男） 産業振興課長兼農業委員会事務局長。

○ 産業振興課長兼農業委員会事務局長（大城 武） 大城佐一議員の質問に、ちょっと答えになるかわからないんですけども、現状を説明したいと思います。その当時、押川地域においてパソコン等を導入して、それでインターネットを活用してのシークワサーの販売を考えていたわけですが、現実的に実際活用されていないような状況があります。それで公民館に一応設置していたわけですが、2年前ですか、根路銘のほうで活用したいという方がおまして、その機器を根路銘に移動して使えるような状況にはしているんですが、実際にネット販売とかそこら辺までには今つながっていない状況です。以上です。

○ 議長（平良嗣男） 大城佐一議員の質問は既に3回になりましたが、会議規則第55条のただし書きの規定によって特に発言を許しますが、簡潔をお願いします。1番 大城佐一議員。

○ 1番（大城佐一） 当時、これを設置するときに委員会の中で話をしたのか、この機械の設置はできるだけ役場に置いてほしいと要望したんです。これは地域の方々みんなが利用できるから、そこに置いてほしいと言ったんですが、押川のほうに置いたんです。しかし、こういった地域は本当に、前にも話をしていたんですが、徳島県の上勝町の葉っぱビジネス、これを聞いた覚えがあると思うんですが、このホームページを見ると老人ホームはいらない徳島県上勝町の葉っぱビジネスが注目される理由ということで、本当に60歳、70歳以上のおばあさんなどがパソコンで葉っぱを、目の前にある葉っぱを集めてインターネットで商売をしているわけです。受注すれば、これをまたインターネットで出してやっているわけなんです。このときに相当期待していたんですが、もう何か自然に何もないということで、今の課長からの答弁を聞くと実績がないと、じゃあこの3,200万円も使った事業が何の目的だったのかというふうに、ちょっとわからないわけですが、これを、こういったICTを利活用した商売というのは特産品、ブランド化したものもいろいろ発信できると思いますので、今後こういったものをぜひ利活用して、大宜味村の特産品、あるいはブランド化に向けた取り組みができることを期待して質問を終わりたいと思いますが、最後に何か一言あれば、村長でもいいし、誰でもよろしいのでお願いいたします。

○ 議長（平良嗣男） 村長。

○ 村長（宮城功光） 今、その活用が十分生かされていないということでもありますので、ぜひその辺は設置している場所も確認しながら、しっかりと今後、そういうことができるように調整を進めていきたいと思っております。

○ 議長（平良嗣男） 以上で大城佐一議員の質問を終わります。

◇ 仲井間 宗 利 議員

次に江洲地内農道整備について。3番 仲井間宗利議員。

○ 3番（仲井間宗利） おはようございます。江洲地内農道整備について質問させていただきます。平成28年12月定例会で一般質問を行い、昨年の11月、住民と議員との意見交換の中でも住民からの意見が出ていました。現在の進捗状況をお伺いいたします。

○ 議長（平良嗣男） 村長。

（宮城功光村長 登壇）

○ 村長（宮城功光） 仲井間宗利議員の質問にお答えします。

当農道整備につきましては、平成29年1月に北部連携促進特別振興事業に要望申請を行いました。当事業の採択要件に該当しないとの回答を受けておりますが、当ヒアリングにおいて総合事務局、県農林水産部の意見で、農業基盤促進事業での整備が可能ではないかと助言を受けています。

農業基盤促進事業での整備に向けて、平成30年1月に北部農林水産振興センターの新規事業要望ヒアリングにおいて採択年度を調整した結果、平成32年度採択に向けて平成30年度より事業計画調整を行っていく予定となっております。事業主体としては村がなるということに、ある程度のそういう調整ができています。以上です。

○ 議長（平良嗣男） 3番 仲井間宗利議員。

○ 3番（仲井間宗利） ちょっと繰り返すようですが、江洲農道問題というのは長年議論されてきたと思います。平成29年12月議会で村の答弁は東村へ出向き、土地の調整を行い、農道は農林水産省の財産でありますからということによっておられましたので、今、村長の答弁によるとそういう予算の取り方、いろいろやっているというのを聞いております。それでいろいろ長年住民がそう思ってきたところでありますが、北部振興事業を使った農道整備とかいろいろ、そういう予算交渉を実現に向けて行政のほうでやっているという非常にいい答弁もありました。

それでちょっと私個人的に東村役場とか、そういうところに行く問題ではないんですけど、これは行政間のことですので、東村民からそういうことを聞いたので参考になればと思ってちょっと話したいと思います。大保ダム建設以前に、江洲地区もあるし、また東村の平良地区のほうにも境界を越えて、村民が使っているというのもあるというのでも村長も御存じだと思うんですけど、そういう話があったそうです。そういう村境としての境界等もいろいろ出てくるかと思えますけれども、そのときお互いで話をし、代替できないかということもあったそうですけれども、どういうことかはわからないんですけど、大宜味村のほうにちょっとこれは無理だという話をちらっと聞きました。今村長が言われておりますので、事業ができるということは非常にいいことだと思います。長年、江洲住民がそういう思いをしてきていますので、いい事業を取り入れて、早目に解決していただきたいと思います。これについて行政側の答弁がありましたら、これを聞いて終わりたいと思います。

○ 議長（平良嗣男） 村長。

○ 村長（宮城功光） 今、お話がありましたように、大宜味村の用地に東村の村道が通っているという場所が宇出那覇のほうにありますけれども、その部分と江洲の村界の等価交換といいたいまいしょうか、そういう話が以前にあったんですけれども、移住地なものですから、なかなかそれがまとまらなくて、ずっと解決を見ていない状況にあります。できるだけ早い時期に、そういうところも東村との調整をしてやっていかなければいけないのかなという思いをしておりますけれども、何せ境界の変更というのは非常に厳しいところがあるものですから、その辺は今後ちょっと、当然東村と調整しながら進めていけたらと思っております。やはり村有地内での事業でしたら非常にやりやすいかもしれませんが、村界を越して事業をする場合には非常に難しいところがあるなという思いをしているところであります。ぜひその辺については、さっきの指摘があった点についてはしっかりと進めていけたらと考えておりますので、ひとつ御理解をお願いしたいと思います。以上です。

○ 議長（平良嗣男） 以上で仲井間宗利議員の質問を終わります。

◇ 金城 勇 議員

次に空き家対策について。4番 金城 勇議員。

○ 4番（金城 勇） それでは、空き家対策について質問をします。

空き家を探す方が多くなっているようだが、なかなか探せないという情報があります。村の施策説明会の資料にある大宜味村空き家活用推進事業で、目的のほうで村の人口減少を食いとめ、増加に転じる施策として、空き家を活用した移住・定住・交流事業を展開する、進捗状況及び成果や課題のところ、空き家改修補助金要綱に基づき2件の交付とあります。この2件の事例などを紹介しながら答弁していただきたいんですけれども、よろしくをお願いします。

村外からの移住者に対して、活用可能な空き家がなくて不調となっている。所有者が貸し出しやすいようにするためにどうするべきかが課題である。所有者向け相談会開催2回、空き家活用勉強会を開催し、今後は協議会を設置予定とあります。

その相談会はいつ行うのか、勉強会はいつ行うのか、協議会はいつ設置するのかお伺いします。

○ 議長（平良嗣男） 村長。

（宮城功光村長 登壇）

○ 村長（宮城功光） 金城 勇議員の質問にお答えします。

所有者向け相談会につきましては、12月の区長会、広報紙において周知し、平成29年12月18日と26日の2回実施しております。ただし、相談件数といたしましては、1件でありました。今後も担当課において随時相談を受けられるよう、我々も学習しながら空き家の活用を推進してまいります。

空き家活用勉強会につきましては、平成28年度から空き家活用についての課題や事例などの情報を収集し、どのような方法なら今後の空き家対策が進めていけるかなどについて、その中心として、これまでかかわっていただいた区長さん方と、以前から空き家の活用に取り組みを検討されていました商工会との勉強会を平成30年1月5日に開催しております。その中で、協議会設置について意思の確認をさせていただき、賛同を得られたことでその準備に取り組んでいるところでございます。協議会設置予定は、新年度の5月末から6月初旬を予定しております。

貸屋については、担当課長のほうから補足説明させますのでよろしくをお願いします。

○ 議長（平良嗣男） 企画観光課長。

○ 企画観光課長（福地 亮） 金城 勇議員の空き家活用補助金の活用の2件について回答いたしたいと思います。

空き家活用補助金につきまして、数件、4件の問い合わせがありました。その中で、まずこの予算の仕組みとしては、移住に関するものを主に考えていました。それと村内から流出する防止をしていこうということで、その2つからこの補助金を活用していこうということで、村外からの移住に関しては1件の問い合わせがあったんですが、ほかの補助金活用ということで、足踏みをしながらこの補助金を見送ったということで、1件は移住はありませんでした。ただ、村外への流出防止ということで、村内の方が村外に出ないようにということの問い合わせがあったものが3件、その中で2件が交付されて、実際、空き家改修が行われて、住まわれているという状況になっております。以上です。

○ 議長（平良嗣男） 4番 金城 勇議員。

○ 4番（金城 勇） 空き家改修補助金要綱については2件の事例を紹介なさっていました。村内から2件の交付ということで、少し情報によると、交付する上で何か手続が面倒くさいという話も耳に入ったんですが、そういうことももう少し簡略化して交付に向けて取り組めないかということがありません。

それから相談会とか勉強会はもう既に終えたような村長の答弁でしたが、私はこれからやるものだと思っていましたので、この施策説明会の資料から見ると、これから行うような感じであったので質問をしたんですが、協議会に関しても平成30年度の5月末から6月ぐらいの予定ということでしたが、実は平成27年3月に大宜味村商工業基盤及び空き家等既存活用可能性調査報告書が作成されております。かなり詳しく調査されている報告書であります。その報告書で空き家等の現状、空き家等対策の展望など調査、検討をされておりますが、問題点として、空き家存続に起因する問題点、除却に関する問題点、活用に関する問題点、またその他、位牌の問題等、生活環境に害を及ぼす問題など、その問題解決のあり方なども空き家の適正管理、除却の方向性、空き家の活用促進の方向性など、解決策を検討しております。この空き家対策も検討しながら、空き屋敷対策、かなり空き屋敷もあります。そういうことで長寿と癒やしの森の整備計画の中で、古民家宿泊エリアというのがありますね、そういう古民家を移築あるいは新築して、集落内の空き屋敷を利用して、これからの移住、定住、交流事業に活用できないか検討してほしいと思います。というのは、大宜味村、大宜味大工、その活用というか、そういう方々の出番というか、伝統建築様式の伝承にもつながると思うし、沖縄らしい景観、大宜味村らしい景観というのは観光の資源にもなりますし、癒やしの場にもなると思います。今、世界自然遺産登録を目指す中で集落の景観にも配慮しながら検討していただきたいと思います。

そこで、空き家活用資金の確保ということの報告書では報告されていますが、大宜味村においては資金の確保についてどのように考えておられるかお伺いします。それから生活環境に害を及ぼす問題の解決策として、大宜味村空き家の適正管理に関する条例案が作成されているが、条例の制定はどう考えておられるかお伺いします。

○ 議長（平良嗣男） 企画観光課長。

○ 企画観光課長（福地 亮） 金城 勇議員の質問にお答えします。

まず、古民家宿泊エリアの長寿と癒やしの森の地域において活用できないかということでもありますけれども、これは担当課として、長寿と癒やしの森の整備計画の中でも検討は入っているところです。ただし、これが事業導入できるかどうかというのはまだ明確なものではございませんが、今ある、特に赤

瓦であるものですね、そういったものを移設できないかとか、あと行政がやるべきものなのか、民間活力を導入してやるべきものなのかということで今議論をしているところで、できましたら、この癒やしの森の古民家エリアのところに民間活力を導入してできないかということを検討しているところであります。

あと空き家活用の資金の確保についてですけれども、活用資金ということではいろいろあると思うんですが、今我々としては空き家対策特別措置法にも一部あるんですけれども、空き家を活用するための支援を行うという文言があります。その中で私たちも昨年度から検討して、この空き家活用の改修補助金というものをまず1つとして、支援策資金として出させてもらっておりますので、そちらでよろしくお願ひしたいと思ひます。

また、生活環境に関するもの、今後の対策としての条例制定ということですが、こちらも特別措置法の中でうたわれているような文言でもありますので、私たちもそういったもので今後の空き家、問題点はまだありますし、本当に事故が起きかねない状況の空き家もあると認識しておりますので、この協議会が設置されて、もっともっと住民、あと所有者にも周知をします。その所有者の周知というのは郷友会との連携も図りながら協議会でやっていこうということにしておりますので、そういったことを理解してもらいながら、条例制定はしていく運びで準備を進めていると。ただ、いつごろになるかというのは協議会の運営と我々の体制の整備の中で進めていくということでもあります。以上です。

○ 議長（平良嗣男） 4番 金城 勇議員。

○ 4番（金城 勇） 前回の質問で村長は、民間アパートの増設の話がありましたが、そういうことも進めながらこの空き家、空き屋敷の対策を進めていただきたいと思ひます。ペットを飼いたいとか、アットイグラーが欲しいとか、大宜味に住むなら、そういう要望を叶えることで定住を決める方もいると思ひます。また、建物だけではなくて、その空き屋敷等をアットイグラーで利用していただくことも検討できるのではないかと思ひます。そういうことで行政が空き家、空き屋敷等を上手く管理して利用しやすいように、先ほど課長の答弁もありましたが、そういう方向で進めていただけたら所有者の方も安心して貸し出したり、または売ったりとかということで理解を得られるかと思ひます。

それでこの報告書の中で、空き家活用事業を体系的に動かしていく推進体制が必要である。空き家活用は所有者や地域住民から行政、建設業、観光業、福祉業まで広がる非常に多様な主体が参画する複合的な事業であり、非営利目的と営利目的の事業を区別して適切に役割分担していく技量も必要であるとあります。人口減少を食い止め、増加に転じる施策としてそれらの業者と連携して、地域の活性化に結びつけるには、この推進体制づくりが急務だと思ひますが、村長のほうで答弁お願ひしたいんですが、どう思われますか。

○ 議長（平良嗣男） 村長。

○ 村長（宮城功光） まず最初に、空き地、空き家対策の相談会とか地主との相談会というのをこれからも定期的に開催しなければできないと思ひております。

それとさっきもあつたように、今大宜味村内、集落を回ってみますと空き地がものすごく多いです。その空き地がちゃんと畑になっていたりしていいんですけども、草ボーボーで、あるいはまた家が朽ちてきそうな状況の中で放置されて、景観上も非常に悪い状況が多々、集落の中にはあります。そういうものをぜひともこの対策協議会の中で地主や家主のほうに声をかけをして何らかの対策をとる必要があるなと思ひておりますので、協議会の中でぜひそういうことを進めていきたいと考へ

ております。

それから空き地の中に、やはり大宜味らしい古民家といいたいでしょうか、そういうものを一般の企業の方につくってもらって、そこを貸家的な、そういう住民に住んでもらうような仕組みづくりもこれから必要になってくるんじゃないかなというふうに思っております。それをするにも、また補助事業があるのであればその辺の対策もしながら、ぜひ進めていきたいと考えておりますのでどうぞよろしくお願い致します。

○ 議長（平良嗣男） 以上で金城 勇議員の質問を終わります。

○ 議長（平良嗣男） 休憩します。

（午前10時56分）

○ 議長（平良嗣男） 休憩前に引き続き会議を開きます。

（午前11時05分）

◇ 吉 浜 覚 議 員

次に医療及び介護等の充実について。8番 吉浜 覚議員。

○ 8番（吉浜 覚） 2月23日、村は「大宜味村の介護福祉の現状と今後福祉・介護について」を考える機会として、各地域の取り組みや情報交換会があった。「引きこもり、地域での居場所がないひとり暮らし、体調が悪くなるまで何も取り込まない・孤立化」「重症化・認知症の進行」「介護保険の利用、施設・介護サービスの利用」「介護保険を使う人が増えるほど介護保険が跳ね上がる」と予防・対策の必要性を訴えた。また、住まい・医療・介護・予防・生活支援が一体的に提供される地域包括ケアシステムの構築を実現する図も資料として示した。

昭和50年に大宜味村立診療所は開設され、今日まで管理運営委託をしてきた。村立診療所は、村民の健康保持に必要な診療を行い、これまでに地域医療を支えてきた。最近の北部医師会との管理運営契約は、将来にわたっての安定的な医療や他職種との協働関係を確立していくために極めて重要であることを認識している。

村民は、4月から医師住宅に医師が住むことにより、時間外でも安心して往診、看取り、警察嘱託医による検死ができるのではと期待している。しかし、村は以前のとおり医師との直接契約の方法で締結し、愛称を定めることにより親しみやすく診療所の周知や運営が見込めるための条例の一部改正や、他職種との協働関係の確立に極めて重要である北部医師会からの契約変更に不安があるので次のとおり伺う。

1、条例で村立診療所は、村民の健康保持に必要な診察を行うための目的で設置され、これまでに44年間親しまれた名称を受託者の都合で変更し、診療所の周知や運営の効果を見込むのは本末転倒であると思う。信頼の持てる医療サービス提供により親しみが持てて運営効果が見込めると思うがどうか。

2、沖縄県地域医療構想によると、医療や介護が必要になっても、必要なサービスを受け、住みなれた地域での生活を継続できるようバランスのとれた医療・介護サービスのとれた医療・介護サービスの提供体制を構築する必要があるとしている。将来目指す姿として限りある医療資源を有効に活用し、高度急性期から在宅医療まで、患者の状態に応じた切れ目のない医療体制を整備するとともに、医療と介護が連

携し一体的に提供される体制を構築するとある。構想区域は保健医療区域で定める地域包括ケアシステムとして設定するとあるが、**村立診療所と村包括支援センターとのサービス対象者区域の矛盾はないか。**

3、**北部医師会との管理運営契約は、将来にわたっての安定的な医療や他職種との協働関係の確立していくために極めて重要であることを認識している。医師会との管理運営契約に医師の確保に協働で務めることがなぜ混乱を招いてまで医者個人の契約に戻すのか。また、医師確保のために、医師会や地域医療振興協会等と調整しながら対処すべきと思うがどうか。**

4、**村立診療所で利用しているカルテはどこに帰属するのか伺います。**

○ **議長（平良嗣男）** 村長。

（宮城功光村長 登壇）

○ **村長（宮城功光）** 吉浜 覚議員の質問にお答えいたします。

まず、最初に基本的な名称の変更はありません。そこを御理解していただきたいと思います。名称の変更はありません。信頼の持てる医療サービスを提供するのは当然です。

2番目の包括支援センターのサービス対象者は、村内に在住の方が基本です。村立診療所と連携し調整をしていくことになります。

3番目に、混乱は全くありません。北部地区医師会や他の機関との調整を図り、対処してきました。

4番目は、当然、村立診療所ということになります。以上です。

○ **議長（平良嗣男）** 8番 吉浜 覚議員。

○ **8番（吉浜 覚）** 名称の変更は基本的にはないということでしたけれども、新しく見える先生の、今開業しているところでは移転だということで報じられています。患者に配られているのが医院の建物が老朽化し、危険な状況のため、間もなく、本年4月1日から大宜味村へ移転を予定しています。そしてまた次にも関係してくるので、台風の時の到来の危険も考えるため、やむを得ず、塩屋の大宜味診療所結の浜へ移転しますので、御理解よろしくお願ひします。辺土名方面、週3回、奥方面には2週に1回程度の送迎車の車を出す予定ですので、御了承ください。なお、今までどおり上原薬局でも薬をとることができます。また近隣に紹介状の希望があればいつでも発行します。これは5回目のお知らせです。そして、村立診療所には謹んでお知らせします。大宜味村と北部医師会との大宜味村立契約書の契約が大宜味村からの一方的な申し入れにより、平成30年3月31日をもって解消となりましたという知らせが診療所に張られています。

それと今、村民が主体ということでしたけれども、この管理条例には村民の健康にして行うために大宜味村立診療所を行う予定としていますと、新たに入る先生は国頭まで送迎車を出してやっていくようなお知らせをしております。それで名称はひかり医院なのかなと、通称ですか、通称、名称は。それでまた大宜味村の附属施設ですね、薬局と、そのつくったときの設置の問題は、あのころは村立診療所の患者が少なく、薬局運営も厳しいと、建ててまではできないということで村は薬局等を建てたと思います。そういういきさつもあります。村立診療所とパートナー薬局という位置づけになってつくっていると思います。それでそういう趣旨があるにもかかわらず、新しく見える先生は名指しでその薬局も使えると。そのことは厚生労働省保険局医療課が出している問題があるんですが、経済上の利益提供による病院の健診、これは私は、あの名称を見るところの薬局名も明記してできますということで利益を誘導しているんじゃないかというふうに思われます。それでこの村立診療所は包括支援センターと連携しながら介護の問題もきっちりやっていくべきだということだと思います。

そしてまた、沖縄県の地域医療構想の中では医療や介護が必要になっても必要なサービスを受け、住みなれた地域で生活を継続できるよう、バランスのとれた医療介護のサービス提供を構築する必要があると。そして限りある医療資源を有効に活用し、高度成長期から在宅医療まで、患者の状況に応じた切れ目のない医療体制を構築するために、医療と介護が連携して具体的に提供する体制を構築する。そしてこの医療構想というのは、医療構想において設定する医療需要の推計、医療提供体制に向けた取り組みの基本となる体制。地域包括システムと連携した、はかり一体的に推進する必要があるということであるわけですから、何で他村まで行って医療サービスを送迎してやるのか。村内の医療介護サービスに対して積極的に取り組み、またこれまでに村外に出た方々の信用を取り戻して、今薬局がそうやっております。それを村外に仕向けるということは、私はこの利益誘導、村の設置条例に違反していると思いますが、その辺のことを村長からお聞きしたいと思います。

○ 議長（平良嗣男） 村長。

○ 村長（宮城功光） 質問は何を言わんとするのか、ちょっとなかなかとりにくいんですけども、実際、この診療所というのが村外の人を受け入れないということができるんですか。我々だって、大宜味村から東の診療所、国頭の診療所に行っている村民がたくさんいるんです。病院がそれを拒否するようなことは、恐らく私はできないと思いますよ。これは経営する先生の方針であって、それは十分、村民の健康維持をしなければできませんけれども、当然私はそういう面では経営者に一任されることだと思っております。

薬局についても、これも十分、あなたがいろいろと言っていましたけれども、これも担当課は十分精査をしながら、しっかりと薬局のほうとも調整をしてやっております。調整もしてこういうふうな形に4月から持っていこうと。これまで医師会等で契約ということは、これは内間先生本人のちょっとした問題で、そういう個人から医師会に契約は変更されたということはわかっているはずなんです、当時担当でしたからね。そういう意味からしても、私はその診療所を預かる先生のそういう診療方針とか、そういう村の思いをしっかりと受けとめてやっていくというのが当然先生の役目じゃないかと思っております。以上です。

○ 議長（平良嗣男） 8番 吉浜 覚議員。

○ 8番（吉浜 覚） 村長が言われた村外から来る方に診療をすることはあるんじゃないかと。それは私理解しております。ただし、村立診療所が村民の診療を行うために診療所を開設しているところが、なぜ他市町村まで送迎してこのような形をつくるかと。それから契約関係だけど、受ける方にみんな合わせてやれば、今国会でも言っている村度というふうなことがいろいろ出ておりますが、村の考え方をきちんと示さなかったからそういうふうになっているんじゃないかと。今ね、私は条例違反をしていると思うと。それと拒む理由については、医師を、要するに19条、診療に従事する医師は診察治療を求めがあった場合には正当な理由がなければこれを拒んではならない。これは当然です。これは薬事も歯科医も、そういう関係のものはみんな一緒です。とにかくそこを求めてくる患者については拒むことはできないが、お互い条例でも守られ、条例でも規制があるんですけども、あえて村民に目を向けなさいという条例が何で国頭まで送迎してやるんですか。そのエネルギーがあれば、村内の医療の信頼を取り戻すことが大事じゃないかと、私は抵触していると思います。何で村立の診療所があそこに行くかと、そうしたら国頭でも9月議会でこんなことをいわれています。

本村の医療体制と医療確保について、医療法人天正会の先生は、両親の生まれた島に恩返ししたいと

強い思いから開設した。村民からかかりつけ医の存在として23年もの間親しまれてきました。先生は息子が来年医学部を卒業し、研修医を経て、親子で本村の地域医療を担いたいと語っている。国頭診療所東部僻地医療法人天正会に指定管理させて、本村の地域医療の体制と地域医療研修医の受け入れ体制の確立及び金城先生の医師間ネットワークで医療体制を構築してはどうかという形なんです。私もかなりハードル高いなど、そしてそのことを私も関係者に話をしました。そういうことで、今、村長が言っているのを拒まないかというのは、それは過去にも、脳卒中で国頭の人が倒れて大宜味の診療所に何名かの方が命をとりとめたということも聞いています。だからその体制はいいんだけど、あえて大宜味村でその信頼を回復するようなことがあるのに、国頭まで送迎する必要があるかというのが私の考え方です。もう一度、その辺を整理して答弁していただきたいと思います。

○ 議長（平良嗣男） 村長。

○ 村長（宮城功光） 議員、もう本当に何を言いたいのか、患者がこの先生を頼ってくるわけです。先生を頼って。村立診療所だからということで国頭村の診療所に行かないということはないんですよ。この患者によっては先生についてどこまでも行きますよ。もうこれ以上のことは言いませんけれども、私は決して、そういう体制でやるというのは問題ないと思っております。

（「議長」と呼ぶ者あり）

○ 議長（平良嗣男） 吉浜 覚議員の質問は既に3回になりましたので、会議規則第55条の規定によって発言を許しません。

（「議長、公平にやってください、公平に。何で今、もう一度、私の意見…」と呼ぶ者あり）

○ 議長（平良嗣男） 許しません。

（「何で今、返答になっていません」と呼ぶ者あり）

○ 議長（平良嗣男） 次に世界自然遺産登録への推進について。8番 吉浜 覚議員。

○ 8番（吉浜 覚） 2月14日、県は「世界自然遺産登録に向けたフォーラム」でコーディネーターやパネラーから宮城邦治沖縄国際大学名誉教授が「米軍北部訓練場と隣接する世界遺産は無関係ではない。米軍の存在を肯定して遺産の話をしているのではなく、遺産と米軍基地のあり方を含めて、考える機会が出てくる」と指摘した。

昨年12月議会の一般質問で国頭村及び東村は、やんばる3村世界自然遺産推進協議会を立ち上げているので、米軍北部訓練場と隣接する世界遺産予定地との問題の件を3村でどのように対応したか伺う。

○ 議長（平良嗣男） 村長。

（宮城功光村長 登壇）

○ 村長（宮城功光） お答えいたします。

3村の協議会においては、米軍北部訓練場と世界自然遺産予定地の問題についての協議を行ったことはございません。

○ 議長（平良嗣男） 8番 吉浜 覚議員。

○ 8番（吉浜 覚） 村長は3村でそういう問題については話していないと。前回も同じようなことがあって、私は9月議会からその件を話しているんですけども、前回は、9月12日にユネスコ世界遺産委員会の諮問機関、国際自然保護連合、生態系管理委員会の河村雅美委員は、村長に大宜味村は世界自然遺産登録のための事業を進めている。やんばるの森の世界自然遺産登録は多くの県民の悲願であり、

歓迎すべきことである。しかし、環境団体、科学者、学会、市民は、世界自然遺産登録と米軍基地問題との関係について懸念を示してきた。それにもかかわらず環境省は、北部訓練場の存在、高江ヘリパッド問題、辺野古・大浦湾への新基地建設の外来種問題等を回避したまま2月にユネスコへの推薦書を提出したと、そういうことでぜひ前回話してくださいということで話していたけど、9月12日に大宜味村長に話して、12月にまだ目を通していないと。じゃあ、3村で話していないばかりか、村長は当然目を通されたと思うんですが、その内容については、こういうふううたわれています。

琉球諸島に至っては、いまだに登録のめどがない。この理由は米軍基地の返還など、自然保護行政の範疇におさまらない問題があり、宿題が大変なボリュームだからであると。これは今、知床、小笠原、屋久島が指定されているんですけども、世界自然遺産に。なぜこの豊かだと言われているやんばるの地がこれまで残されていたかというのは、そういう問題があるからということで言われているんですけども、その問題について、村長はこの問題のレポートを手にしてみたと思うので、3村で話すべき問題だと思うんですけど、それを見てどういうふう思うのか。このことを答弁お願いします。

○ 議長（平良嗣男） 村長。

○ 村長（宮城功光） 今の質問については答える気持ちはありません。ただ、あなたの質問の中で3村で、3村協議会でどのように対応したかというふうな伺いであるので、これは3村協議会で話し合いをしたこと、基地問題について話したことはないということをはっきり答えているわけです。そのほかについてはお答えすることはできないと思います。

○ 議長（平良嗣男） 8番 吉浜 覚議員。

○ 8番（吉浜 覚） 前にも話されたんですけども、オスプレイの弊害の問題、防衛省に一応、飛ばないようにとかという話をしております。今、この世界自然遺産の登録地の近隣で、高江から大宜味村に避難したり、国頭村に避難したりしている人もいます。生態だけじゃなくて、人間にも影響を及ぼしています。3村で話したことはないということで、前から話してくださいと言うんだけど話していないと。そういうことで言っているんですけど、実際問題、この世界遺産を目指そう、こういうふうやっていこうという中で村長の考えとして実際推進するために、この米軍基地問題が支障を来していると思いませんか、再度聞きたいと思います。

○ 議長（平良嗣男） 村長。

○ 村長（宮城功光） オスプレイが飛んだり、いろいろやっているんですけども、私はそういう3村の協議会の中でこういうことをどうしても話さねばできないということはありません。3村協議会で提案できなかったというのは、余り、私も大宜味村としても基地問題に、私としては基地問題についてはかかわりたくないなという思いがありまして、これは東村、国頭村がぜひ国立公園あるいは世界遺産に入れていきたいという思いをしているようでありますから、それについてのコメントはやっぱり大宜味村長としてはコメントを控えたいと思っております。

○ 議長（平良嗣男） 吉浜 覚議員の質問は既に3回になりましたので、会議規則第55条の規定によって発言を許しません。

次にシークワサーの振興について。8番 吉浜 覚議員。

○ 8番（吉浜 覚） 村長は、「シークワサーにつきましては、青切・フルーツ用出荷に対応できるような品質の向上、栽培技術の普及と販売促進してまいります」と施策方針がある。また、シークワサーの販路拡大や商品開発等をマスコミをとおして紹介している。

しかし、未だに農家はシークワサーが全量出荷されずに困っている。村長は、選挙公約で「村内のシークワサー生産量は潜在的に3,000～4,000トンの生産可能なことから次のような施策を推進する。①村内の全量加工できるように現在の加工施設の増設や新たな加工施設の設置を図る。②生産、流通、加工等に関わる人材の育成を図る。③生産、流通、加工業者、行政間の信頼関係を構築し、集荷の一元化、価格の安定化を図る。」と、行動する村政！シークワサー安定生産等の支援等を掲げて、村民の大きな期待を寄せて就任しているが、それぞれどのように推進して成果はどうか、今後の展望はどうか。また、シークワサー産地協議会の運営状況や今後の展望を伺う。

○ 議長（平良嗣男） 村長。

（宮城功光村長 登壇）

○ 村長（宮城功光） 吉浜 覚議員の質問にお答えいたします。

このシークワサーの振興問題については、私が就任してから7回一般質問をされておりまして、同じような返答になると思います。①、②、③をどのように推進して成果をどうなっているか、今後の展開はどうなっているかとのことですが、①について、加工施設の機能強化等が必要と思います。今後とも国、県の補助事業を活用し、施設設備を引き続き調整していきます。

②については、平成27年度より産地協議会の人員を確保しています。

③機会あるごとに各メーカーや関係業者へ積極的な売り込みと商品開発のお願いをしている状況です。現在では、かなりの問い合わせがある状況で、村の指定を受けているケレスさんを初め、村内加工業者へつなげているところであります。

出荷の一元化、価格の安定については今後生産者及び関係機関と調整をし促進していきます。

シークワサー産地協議会の運営状況や今後の展望については、現在、販売促進キャンペーンを県外、県内等で実施しています。今後とも販売促進キャンペーンと青切及びフルーツシークワサーとして出荷できる品質の向上を目指し、栽培管理指導を行うことを考えています。

なお、私が先ほどから質問がありますように選挙公約という話がありますがけれども、私は選挙公約の中でいつまで、どれだけ販売できるようにしますとか、そういう期限を切った、あるいは量をしっかりと言った形での公約はしていません。それで推進はしっかりとやっているというふうに自負しているところです。以上です。

○ 議長（平良嗣男） 8番 吉浜 覚議員。

○ 8番（吉浜 覚） 先ほど他の議員からもキャンペーンについては評価したいと思います。

それでもちょっと具体的に、組織的にきちんとやっていただきたいということがあるので、あえて質問していきたいと思います。村長が一応、いつまでやるということは私も言っておりません。どこまで来ているかということ、それで現在の状況はどうかということ、また今後の展望はどうかということ、聞いております。

それで今、販売ルートというか、商品化についてはいろいろ紹介されているんですけども、この生産者からどういうふうに村内の関係者の加工業者に販売するかという問題が取り残されているという感じを受けております。例えば平成22年度のシークワサー協議会の中では集出荷一元部会があります。それで平成26年度のものについてはその部分が削除されています。村長が掲げている集荷の一元化とちょっと相反するなと思っているんですけども、私、去年の農協のシークワサー出荷の説明会にオブザーバーで参加させてもらったんですけども、約200名の方が集まっておりました。その中でやっぱり売

れないんだという形で話をされておりましたけれども、実態をどういうふうに農家に割り振ったかといえ、今までこのパートナー契約している方々は100%とっていたんですけど、新規のものは認めないということであったけど、パートナー契約をやっている人が3分の2、そして新規のものについては3分の1を計画して、それぞれ身を切る思いで説明していたんですけど、中にはやっぱり不十分だというふうな話があったんですけども、生産者から受けるものと販売するものとの、自分たちが責任持てるのはこの範囲だということで農協も言うておりましたけれども、関係者からは農協だけに振られても困ると。やっぱりそれは村がシークワサーの里ということで打ち出してきている以上、このシークワサー産地協議会は村も農家も加工業者も一体となった組織です。私が認識しているのは去年と一昨年か、この総会に20名ぐらいしか参加していないというふうな情報を聞いています。また広報にも載せていない。そのことが以前は農協のこの説明会場にたくさんの人が集まっていた。だから先ほど農協がやった身を切る、やっぱり生産者、加工業者、そして流通、3者が基本的に一体となってやらなければならないと。私も村長が言ったように7回も話をしているということは言っているんですけど、私も農家の人から言ってくれということもあるんですけど、とにかく今そういう話し合いが持たれていない。そして前は300名ぐらいの人が集まって、このシークワサー産地協議会の中で集まっていたけど、20名ぐらいの役員しか集まっていない。やっぱりそれは末端の方々の意見も聞きながら、全体でやっていこうという姿勢が見えないんですけど、それでまたやるときにも広報に載せてやった後も、こういうふうな形で広報に載せていく、村全体のこのシークワサーでやっていくというふうな取り組みの話をきちんとやるべきということと。あと、今喜如嘉小学校跡にチューイチョーク株式会社がシークワサーのシードルを製造したいということも含めております。そして平南に夢感動さんもいます。そういう方々もきちんとこのシークワサー産地協議会に入るよう声かけて、まだ事業走っていないにしても、オブザーバー参加でもいいし、その仕組みづくりが地域でできるか、その辺を模索して積極的にやってもらいたいと思うがいかがですか。答弁をお願いします。

○ 議長（平良嗣男） 村長。

○ 村長（宮城功光） その辺については十分検討して進めていきたいと思えます。

○ 議長（平良嗣男） 8番 吉浜 覚議員。

○ 8番（吉浜 覚） 今、村長からの答弁は検討して進めるということですが、私がこれまで何遍か言っているのは、その辺が見えないものですからいつも言っています。特に今、生産者が困ってその問題を解決するのは農協1本だけじゃなくて、村シークワサー産地協議会の中で農家の方も、生産者の方も出荷体制の問題についてはきちんと話をしなければならないような状況にずっと来ているわけですから、今までと同じように先送りするんじゃなくて、ここでやっていきますという返答をいただけませんか。答弁をお願いします。

○ 議長（平良嗣男） 村長。

○ 村長（宮城功光） 吉浜議員、あなたがさっき私に質問した中で企業の名前も出ていましたけれども、私はその辺を考えて、十分検討していきますということであって、これ以上の答弁はないと思えます。

○ 議長（平良嗣男） 以上で吉浜 覚議員の質問を終わります。

これで一般質問は全て終了しました。

○ 議長（平良嗣男） 休憩します。

（午前 11 時 46 分）

○ 議長（平良嗣男） 休憩前に引き続き会議を開きます。

（午前 11 時 54 分）

◎選挙第 1 号の選挙

日程第 2 選挙第 1 号 大宜味村選挙管理委員及び補充員の選挙を行います。

お諮りします。選挙の方法については、地方自治法第118条第 2 項の規定によって、指名推選にしたいと思います。

御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○ 議長（平良嗣男） 異議なしと認めます。

したがって選挙の方法は、指名推選で行うことに決定しました。

お諮りします。指名の方法については、議長が指名することにしたと思います。

御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○ 議長（平良嗣男） 異議なしと認めます。

したがって議長が指名することに決定しました。

選挙管理委員には金城 淳氏、佐久川紀昌氏、知念 章氏、金城清隆氏、以上の方を指名します。

お諮りします。ただいま議長が指名しました方を選挙管理委員の当選人と定めることに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○ 議長（平良嗣男） 異議なしと認めます。

したがって、ただいま指名しました金城 淳氏、佐久川紀昌氏、知念 章氏、金城清隆氏、以上の方が選挙管理委員に当選されました。

次に補充員に崎山 寿氏、宮城広実氏、宮城博俊氏、前田福也氏、以上の方を指名します。

お諮りします。ただいま議長が指名しました方を補充員の当選人と定めることに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○ 議長（平良嗣男） 異議なしと認めます。

したがって、ただいま指名しました崎山 寿氏、宮城広実氏、宮城博俊氏、前田福也氏、以上の方が補充員に当選されました。

次に補充員の順序について、お諮りいたします。補充員の順序は、ただいま議長が指名しました順序にしたいと思います。

御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○ 議長（平良嗣男） 異議なしと認めます。

したがって補充員の順序は、ただいま議長が指名しました順序に決定しました。

◎散会の宣告

○ 議長（平良嗣男） 以上で本日の日程は、全部終了しました。

本日は、これで散会します。

お疲れさまでした。

(午前11時57分)

平成30年第3回大宜味村議会定例会会議録

(第3号) 平成30年3月14日

1. 開議、散会の日時

開 議 (平成30年3月14日 午前10時00分)

散 会 (平成30年3月14日 午前11時00分)

2. 出席議員 (8名)

1 番議員 大 城 佐 一

3 番議員 仲井間 宗 利

4 番議員 金 城 勇

6 番議員 前 田 孝

7 番議員 安 里 重 和

8 番議員 吉 浜 覚

9 番議員 東 武 久

10 番議員 平 良 嗣 男

3. 欠席議員 (1名)

2 番議員 新 城 一 智

4. 地方自治法第121条の規定により説明のため議場に出席した者の職・氏名は次のとおりである。

村 長 宮 城 功 光 教 育 長 米 須 邦 雄

副 村 長 島 袋 幸 俊 教 育 課 長 山 城 均

総 務 課 長 神 里 富 松 農 業 委 員 会 事 務 局 長 大 城 武

財 務 課 長 知 念 和 史 監 査 事 務 局 長 宮 城 豊

子ども子育て支援室長 大 嶺 実 選 挙 管 理 委 員 会 書 記 長 神 里 富 松

住 民 福 祉 課 長 宮 平 和 美

企 画 観 光 課 長 福 地 亮

産 業 振 興 課 長 大 城 武

建 設 環 境 課 長 新 城 寛

会 計 課 長 山 城 咲 代

5. 職務のため議場に出席した事務局員の職・氏名は次のとおりである。

事 務 局 長 宮 城 豊 主 任 前 田 望

6. 議事日程（第3号）

日程番号	事件番号	件名	摘要
1		議案の訂正の申出について	
2	諮問 第1号	人権擁護委員の候補者の推薦について	質 疑 付 託 省 略
3	同意 第1号	固定資産評価審査委員会委員の選任について	質 疑 付 託 省 略
4	同意 第2号	固定資産評価審査委員会委員の選任について	質 疑 付 託 省 略
5	議案 第24号	財産の減額貸付けについて	質 疑 委 員 会 付 託
6	議案 第4号	大宜味村過疎地域自立促進計画（平成28年度～平成32年度） の変更について	質 疑 付 託 省 略
7	議案 第5号	大宜味村課設置条例の一部を改正する条例	質 疑 委 員 会 付 託
8	議案 第6号	特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条 例の一部を改正する条例	質 疑 委 員 会 付 託
9	議案 第7号	大宜味村国民健康保険条例の一部を改正する条例	質 疑 委 員 会 付 託
10	議案 第8号	大宜味村国民健康保険税条例の一部を改正する条例	質 疑 委 員 会 付 託
11	議案 第9号	大宜味村後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例	質 疑 委 員 会 付 託
12	議案 第10号	大宜味村立診療所の設置及び管理に関する条例の一部を改正 する条例	質 疑 委 員 会 付 託
13	議案 第11号	やんばるの森ビジターセンターの設置及び管理に関する条例	質 疑 委 員 会 付 託
14	議案 第12号	大宜味村公園等の設置及び管理に関する条例の一部を改正す る条例	質 疑 委 員 会 付 託
15	議案 第13号	平成29年度大宜味村一般会計補正予算（第7号）	質 疑 委 員 会 付 託
16	議案 第14号	平成29年度大宜味村国民健康保険特別会計補正予算（第4 号）	質 疑 委 員 会 付 託
17	議案 第15号	平成29年度大宜味村簡易水道事業特別会計補正予算（第4 号）	質 疑 委 員 会 付 託
18	議案 第16号	平成29年度大宜味村公共下水道事業特別会計補正予算（第4 号）	質 疑 委 員 会 付 託
19	議案 第17号	平成29年度大宜味村後期高齢者医療特別会計補正予算（第2 号）	質 疑 委 員 会 付 託

日程番号	事件番号	件 名	摘 要
20	議 案 第 1 8 号	平成30年度大宜味村一般会計予算	質 疑 委員会付託
21	議 案 第 1 9 号	平成30年度大宜味村国民健康保険特別会計予算	質 疑 委員会付託
22	議 案 第 2 0 号	平成30年度大宜味村簡易水道事業特別会計予算	質 疑 委員会付託
23	議 案 第 2 1 号	平成30年度大宜味村公共下水道事業特別会計予算	質 疑 委員会付託
24	議 案 第 2 2 号	平成30年度大宜味村後期高齢者医療特別会計予算	質 疑 委員会付託
25	議 案 第 2 3 号	平成30年度大宜味村工業用水道事業会計予算	質 疑 委員会付託

◎開議の宣告

- 議長（平良嗣男） おはようございます。
これから本日の会議を開きます。

(午前10時00分)

◎議案の訂正の申出について

- 議長（平良嗣男） 日程第1 議案の訂正の申出についてを議題とします。
本件について、訂正の理由の説明を求めます。村長。

(宮城功光村長 登壇)

- 村長（宮城功光） おはようございます。3月8日、議案第13号 平成29年度大宜味村一般会計補正予算を議会に提案したところ、その後、精査したところ不備が見つかりましたのでその訂正についての承認をお願いしたところ了解していただきまして、心から感謝申し上げます。なお、この件については大変申しわけなく、御迷惑をかけたこととおわび申し上げます。

では、議案の訂正の申し入れについてお願いいたしたいと思います。平成30年3月8日に提出した次の議案を訂正したいので、大宜味村議会会議規則第20条第1項の規定により、訂正について承認を願いたく申し出ます。

1、訂正する議案。議案第13号 平成29年度大宜味村一般会計補正予算（第7号）。2、訂正する理由。金額の訂正による。修正箇所、歳入、14款2項4目、農業委員会補助金「354万4,000円」から「マイナス176万8,000円」へ訂正。歳出のほうは、2款1項5目11節4細節、印刷製本費「マイナス4,000円」削除、6款1項1目1節2細節、委員報酬「177万6,000円」追加、6款3項1目12節3細節、手数料「マイナス4,000円」の削除、14款1項1目予備費「4,331万1,000円」から「4,330万3,000円」へ訂正。以上、御審議のほうお願いいたします。

- 議長（平良嗣男） これで訂正の理由の説明を終わります。

お諮りします。ただいま議題となっています議案の訂正の申出について、許可することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

- 議長（平良嗣男） 異議なしと認めます。

したがって議案の訂正の申出については、許可することに決定しました。

◎諮問第1号の質疑、委員会付託の省略、討論、採決

- 議長（平良嗣男） 日程第2 諮問第1号 人権擁護委員の候補者の推薦についてを議題とします。
これから質疑を行います。質疑ありませんか。

(発言する者なし)

- 議長（平良嗣男） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

諮問第1号については、会議規則第39条第3項の規定によって委員会付託を省略することについて採決します。

本件は、委員会の付託を省略することに賛成の方は起立願います。

(起立全員)

- 議長(平良嗣男) 起立全員です。

したがって諮問第1号については、委員会の付託を省略することは可決されました。委員会の付託を省略します。

これから討論を行います。討論ありませんか。

(発言する者なし)

- 議長(平良嗣男) 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから諮問第1号 人権擁護委員の候補者の推薦についてを採決します。

本件は、適任と認めると答申することに賛成の方は起立をお願いします。

(起立全員)

- 議長(平良嗣男) 起立全員です。

したがって諮問第1号 人権擁護委員の候補者の推薦については、適任と認めると答申することに決定しました。

◎同意第1号の質疑、委員会付託の省略、討論、採決

- 議長(平良嗣男) 日程第3 同意第1号 固定資産評価審査委員会委員の選任についてを議題とします。

これから質疑を行います。質疑ありませんか。

(発言する者なし)

- 議長(平良嗣男) 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

同意第1号については、会議規則第39条第3項の規定によって委員会の付託を省略することについて採決します。

本件は、委員会の付託を省略することに賛成の方は起立をお願いします。

(起立全員)

- 議長(平良嗣男) 起立全員です。

したがって同意第1号については、委員会の付託を省略することは可決されました。委員会の付託を省略します。

これから討論を行います。討論ありませんか。

(発言する者なし)

- 議長(平良嗣男) 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから同意第1号 固定資産評価審査委員会委員の選任についてを採決します。

本件は、同意することに賛成の方は起立をお願いします。

(起立全員)

- 議長(平良嗣男) 起立全員です。

したがって同意第1号 固定資産評価審査委員会委員の選任については、同意することに決定しました。

◎同意第2号の質疑、委員会付託の省略、討論、採決

○ 議長（平良嗣男） 日程第4 同意第2号 固定資産評価審査委員会委員の選任についてを議題とします。

これから質疑を行います。質疑ありませんか。

（発言する者なし）

○ 議長（平良嗣男） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

同意第2号については、会議規則第39条第3項の規定によって委員会の付託を省略することについて採決します。

本件は、委員会の付託を省略することに賛成の方は起立を願います。

（起立全員）

○ 議長（平良嗣男） 起立全員です。

したがって同意第2号については、委員会の付託を省略することは可決されました。委員会の付託を省略します。

これから討論を行います。討論ありませんか。

（発言する者なし）

○ 議長（平良嗣男） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから同意第2号 固定資産評価審査委員会委員の選任についてを採決します。

本件は、同意することに賛成の方は起立を願います。

（起立全員）

○ 議長（平良嗣男） 起立全員です。

したがって同意第2号 固定資産評価審査委員会委員の選任については、同意することに決定しました。

◎議案第24号の質疑、委員会付託

○ 議長（平良嗣男） 日程第5 議案第24号 財産の減額貸付けについてを議題とします。

これから質疑を行います。質疑ありませんか。7番 安里重和議員。

○ 7番（安里重和） 私は総務常任委員会ではありませんので確認だけとっておきたいと思います。これまでの貸付料金は幾らだったのか、それと貸付期間は今年度からという形ですけれども、前回ほどの程度の貸付期間だったのか教えていただきたいです。

○ 議長（平良嗣男） 住民福祉課長。

○ 住民福祉課長（宮平和美） 安里議員の質疑にお答えいたします。

土地の貸付期間が平成9年12月1日から20年間ということで契約をされております。賃貸料が年金、年額6万円、1平米当たり6円ということで計算して賃貸料を払っていただいております。以上です。

○ 議長（平良嗣男） ほかに質疑ありませんか。

（発言する者なし）

○ 議長（平良嗣男） これで質疑を終わります。

ただいま議題となっています議案第24号は、総務常任委員会に付託します。

◎議案第4号の質疑、委員会付託の省略、討論、採決

○ 議長（平良嗣男） 日程第6 議案第4号 大宜味村過疎地域自立促進計画（平成28年度～平成32年度）の変更についてを議題とします。

これから質疑を行います。質疑ありませんか。

（発言する者なし）

○ 議長（平良嗣男） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

議案第4号については、会議規則第39条第3項の規定によって委員会の付託を省略することについて採決します。

本件は、委員会の付託を省略することに賛成の方は起立をお願いします。

（起立全員）

○ 議長（平良嗣男） 起立全員です。

したがって議案第4号については、委員会の付託を省略することは可決されました。委員会の付託を省略します。

これから討論を行います。討論ありませんか。

（発言する者なし）

○ 議長（平良嗣男） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第4号 大宜味村過疎地域自立促進計画（平成28年度～平成32年度）の変更についてを採決します。

本件は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立をお願いします。

（起立全員）

○ 議長（平良嗣男） 起立全員です。

したがって議案第4号 大宜味村過疎地域自立促進計画（平成28年度～平成32年度）の変更については、原案のとおり可決されました。

◎議案第5号の質疑、委員会付託

○ 議長（平良嗣男） 日程第7 議案第5号 大宜味村課設置条例の一部を改正する条例を議題とします。

これから質疑を行います。質疑ありませんか。

（発言する者なし）

○ 議長（平良嗣男） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

ただいま議題となっています議案第5号は、総務常任委員会に付託します。

◎議案第6号の質疑、委員会付託

○ 議長（平良嗣男） 日程第8 議案第6号 特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例を議題とします。

これから質疑を行います。質疑ありませんか。1番 大城佐一議員。

○ 1番（大城佐一） 私も総務委員会ではないので、確認したいものがありまして質疑いたします。

この特別職の能率給と年額については、大宜味村の農業委員会の委員との能率給の支給に関する規則

で定める額とあるんですが、その規則の支給対象活動、第2条に能率給の支給の対象となる活動は、農地利用最適化交付金事業実施要綱（平成28年3月29日付け27経営第3278号農林水産事務次官依命通知）第3の（1）に規定する活動とする。とあるんですが、この要綱が探せないものですから、この第3の（1）に規定する活動とはどういう活動なのか、その辺をお願いしたいと思います。

○ 議長（平良嗣男） 産業振興課長兼農業委員会事務局長。

○ 産業振興課長兼農業委員会事務局長（大城 武） 大城佐一議員の質疑にお答えします。

議案説明書の10ページに農地利用最適化交付金事業実施要綱というのをつけております。第3、事業内容とありまして、この中の活動実績に応じた交付金があるんですが、次の11ページのアからオまでが主な活動内容ということで表示しております。担い手の農地集積にかかわる活動とか、遊休地の発生防止・解消活動、ウについては農地中間管理機構との連携活動、エについては新規参入の促進活動という形の活動の内容となっています。以上です。

○ 議長（平良嗣男） 1番 大城佐一議員。

○ 1番（大城佐一） 別にこれは支払いとか、支払いはないとかではなくて、これは新しく変わった農業委員の前ですね、9月までに、去年の9月まで終わった農業委員のあれがあるわけ、例えば農地の調査した場合に日当払われていましたよね、このたぐいと同一ような関係なのか、その辺を確認したいんですが。

○ 議長（平良嗣男） 産業振興課長兼農業委員会事務局長。

○ 産業振興課長兼農業委員会事務局長（大城 武） これまでの日当とか、そこら辺は主に現地調査とかということで、この内容とは別の内容です。以上です。

○ 議長（平良嗣男） 1番 大城佐一議員。

○ 1番（大城佐一） じゃあ、全く別ということは、前に支払われたものはどういう規定にうたわれているのか。これは最初から疑問視していたんですけれども、同じ特別職の報酬がありますよね、年額、各委員。委員長が4万3,000円とか、これは例えばほかの委員会、選挙管理委員会とか教育委員とかがあります。この委員にも同じ報酬が払われているんですけれども、そのときにいろんな活動で来た場合の日当は出ませんよね、ほかはね。これ農業委員会だけは同じ委員としての仕事、活動をしているのに何で支払っているのかということで、前に聞いた覚えがあるんですけれども、なかなかはっきりする答えがなかったものですから、その辺は今の件では、今の日当の支払いと以前のは全く関係ないということでもありますね。以上であります。

○ 議長（平良嗣男） ほかに質疑ありませんか。

（発言する者なし）

○ 議長（平良嗣男） これで質疑を終わります。

ただいま議題となっています議案第6号は、総務常任委員会に付託します。

◎議案第7号の質疑、委員会付託

○ 議長（平良嗣男） 日程第9 議案第7号 大宜味村国民健康保険条例の一部を改正する条例を議題とします。

これから質疑を行います。質疑ありませんか。

（発言する者なし）

- 議長（平良嗣男） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。
ただいま議題となっています議案第7号は、総務常任委員会に付託します。
-

◎議案第8号の質疑、委員会付託

- 議長（平良嗣男） 日程第10 議案第8号 大宜味村国民健康保険税条例の一部を改正する条例を議題とします。
これから質疑を行います。質疑ありませんか。
(発言する者なし)
- 議長（平良嗣男） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。
ただいま議題となっています議案第8号は、総務常任委員会に付託します。
-

◎議案第9号の質疑、委員会付託

- 議長（平良嗣男） 日程第11 議案第9号 大宜味村後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例を議題とします。
これから質疑を行います。質疑ありませんか。
(発言する者なし)
- 議長（平良嗣男） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。
ただいま議題となっています議案第9号は、総務常任委員会に付託します。
-

◎議案第10号の質疑、委員会付託

- 議長（平良嗣男） 日程第12 議案第10号 大宜味村立診療所の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例を議題とします。
これから質疑を行います。質疑ありませんか。
(発言する者なし)
- 議長（平良嗣男） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。
ただいま議題となっています議案第10号は、総務常任委員会に付託します。
-

◎議案第11号の質疑、委員会付託

- 議長（平良嗣男） 日程第13 議案第11号 やんばるの森ビジターセンターの設置及び管理に関する条例を議題とします。
これから質疑を行います。質疑ありませんか。
(発言する者なし)
- 議長（平良嗣男） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。
ただいま議題となっています議案第11号は、総務常任委員会に付託します。
-

◎議案第12号の質疑、委員会付託

- 議長（平良嗣男） 日程第14 議案第12号 大宜味村公園等の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例を議題とします。

これから質疑を行います。質疑はありませんか。4番 金城 勇議員。

○ 4番(金城 勇) この条例の別紙の2表の中で、現条例でも行商とか出店あたりだと使用料が取れるんですが、これまでそういう利用があったのか。というのは、住民と議会との意見交換の中でそういう意見を言う住民がおられたものですから、そこら辺をお聞きしたいと思います。

○ 議長(平良嗣男) 企画観光課長。

○ 企画観光課長(福地 亮) 金城 勇議員の質疑にお答えします。

これまで公園等利用、条例に基づいての使用に関してですが、結の浜公園と平南川ター滝のほうで1件ずつありました。今年度の補正のほうでも収入があったことで明記させていただいております。特に内容としては、取材受け入れのときの使用に関して、公園条例に基づいて使用の許可を行っているということです。

○ 議長(平良嗣男) 4番 金城 勇議員。

○ 4番(金城 勇) 先ほど言いました、住民からの意見というのは、ター滝駐車場のほうで、今回も7,000台の駐車を見込んでいるんですが、そういう方々が売店とかパーラーを置くことによって、ここでも村内の産物とかが売れるんじゃないかということであったんですが、やっぱりそういう利用も試みて、村の物産とか工芸品とか、飲食等、パーラーとかもあるかと思うんですが、そういう地元に資金を落とす方法とか、またそこで利用することによって使用料が収入として入るわけですので、そういうことも広報紙等でこういうこともできるよとか、また募集したりとか、そういう考えを試みてはいかがかと思うんですが、どうでしょうか。

○ 議長(平良嗣男) 企画観光課長。

○ 企画観光課長(福地 亮) 今のは御意見と提案という形でいただきながら、私たち企画観光課、次年度からは商工係というものを新たに設置を予定させていただいておりますので、その中で商工的な部分ですね、村民でそういったことをやりたいという声も幾つか伺っております。そういったことを周知、もっともっと広めながら、村内に経済的なもので回る仕組みをつくって、考えてやっていきたいと思っております。以上です。

○ 議長(平良嗣男) ほかに質疑ありませんか。

(発言する者なし)

○ 議長(平良嗣男) これで質疑を終わります。

ただいま議題となっています議案第12号は、総務常任委員会に付託します。

◎議案第13号の質疑、予算審査特別委員会の設置、委員会付託

○ 議長(平良嗣男) 日程第15 議案第13号 平成29年度大宜味村一般会計補正予算(第7号)を議題とします。

これから質疑を行います。質疑ありませんか。6番 前田 孝議員。

○ 6番(前田 孝) それでは予算書30ページをお願いします。

4款1項6目環境衛生費の中の公有財産購入費80万円減額になっているんですが、これは火葬場の駐車場の用地の件だと思うんです。説明資料によりますと、売買用地未確定のために補正減となっているんですが、この土地が確保できないとなれば、その駐車場計画に、土地の位置的なものがあると思うんですが、所期の目的を達せられるような状態になりますか。その辺お聞かせください。

○ 議長（平良嗣男） 建設環境課長。

○ 建設環境課長（新城 寛） 御質問にお答えします。

今年度、補正で駐車場整備事業を組ませていただきました。それで平成29年度の事業として、また繰り越しを今予定して上げております。実際に現場に入って、その用地、つぶれ地あたりの確定がまだなされていないということで、地主のほうと交渉を重ねながら、その状況、どういった手法でやっていくのかを確認して、その後に用地として予算を上げていきたいということで、今回、用地費については減額をしております。

○ 議長（平良嗣男） 6番 前田 孝議員。

○ 6番（前田 孝） これが繰越明許費に計上されているのはわかるんです。これは公有財産購入費80万円減額されているものだから、この土地の取得はどうなるかということで心配なんです。この土地が購入できなければ駐車場を予定している所期の目的が達成できないような状態であつたら困るということで危惧しているわけです。それはクリアしていけるといってお考えを持っているんですか。

○ 議長（平良嗣男） 建設環境課長。

○ 建設環境課長（新城 寛） その件についてはクリアできると思っております。何名か用地地主のほうにも声をかけて、今調整中の部分もあります。なかなかまた相続絡みとかそういうものもありますので、そこら辺をクリアできるような状況を設計の中で反映して、当初の目的を実現させようということで事業は進めてまいりたいと思います。

○ 議長（平良嗣男） ほかに質疑ありませんか。

（発言する者なし）

○ 議長（平良嗣男） これで質疑を終わります。

本案については、8人の委員で構成する予算審査特別委員会を設置し、これに付託して審査することにしたいと思います。

御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○ 議長（平良嗣男） 異議なしと認めます。

したがって議案第13号については、8人の委員で構成する予算審査特別委員会を設置し、これに付託して審査することに決定しました。

◎議案第14号の質疑、予算審査特別委員会の設置、委員会付託

○ 議長（平良嗣男） 日程第16 議案第14号 平成29年度大宜味村国民健康保険特別会計補正予算（第4号）を議題とします。

これから質疑を行います。質疑ありませんか。

（発言する者なし）

○ 議長（平良嗣男） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

本案については、8人の委員で構成する予算審査特別委員会を設置し、これに付託して審査することにしたいと思います。

御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○ 議長（平良嗣男） 異議なしと認めます。

したがって議案第14号については、8人の委員で構成する予算審査特別委員会を設置し、これに付託して審査することに決定しました。

◎議案第15号の質疑、予算審査特別委員会の設置、委員会付託

○ 議長（平良嗣男） 日程第17 議案第15号 平成29年度大宜味村簡易水道事業特別会計補正予算（第4号）を議題とします。

これから質疑を行います。質疑ありませんか。

（発言する者なし）

○ 議長（平良嗣男） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

本案については、8人の委員で構成する予算審査特別委員会を設置し、これに付託して審査することにしたいと思えます。

御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○ 議長（平良嗣男） 異議なしと認めます。

したがって議案第15号については、8人の委員で構成する予算審査特別委員会を設置し、これに付託して審査することに決定しました。

◎議案第16号の質疑、予算審査特別委員会の設置、委員会付託

○ 議長（平良嗣男） 日程第18 議案第16号 平成29年度大宜味村公共下水道事業特別会計補正予算（第4号）を議題とします。

これから質疑を行います。質疑ありませんか。

（発言する者なし）

○ 議長（平良嗣男） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

本案については、8人の委員で構成する予算審査特別委員会を設置し、これに付託して審査することにしたいと思えます。

御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○ 議長（平良嗣男） 異議なしと認めます。

したがって議案第16号については、8人の委員で構成する予算審査特別委員会を設置し、これに付託して審査することに決定しました。

◎議案第17号の質疑、予算審査特別委員会の設置、委員会付託

○ 議長（平良嗣男） 日程第19 議案第17号 平成29年度大宜味村後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）を議題とします。

これから質疑を行います。質疑ありませんか。

（発言する者なし）

○ 議長（平良嗣男） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

本案については、8人の委員で構成する予算審査特別委員会を設置し、これに付託して審査すること
にしたいと思います。

御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○ 議長(平良嗣男) 異議なしと認めます。

したがって議案第17号については、8人の委員で構成する予算審査特別委員会を設置し、これに付託
して審査することに決定しました。

◎議案第18号の質疑、予算審査特別委員会の設置、委員会付託

○ 議長(平良嗣男) 日程第20 議案第18号 平成30年度大宜味村一般会計予算を議題とします。

これから質疑を行います。質疑ありませんか。6番 前田 孝議員。

○ 6番(前田 孝) 1点だけ確認しておきたいと思います。

予算書35ページお願いします。雑入のほうで、漁業再生支援事業補助金返還金として432万6,000円が
計上されておりますが、いろいろわさは聞くんです、そのお話は。ですが、きちんとした説明などは
まだ聞いたことがないんです。この計上に至るまでの経緯について、まずは説明いただきたいと思いま
す。

○ 議長(平良嗣男) 副村長。

○ 副村長(島袋幸俊) お答えします。

まず、平成29年6月に羽地漁協内において不祥事の発覚がありました。それに伴ってすぐ不祥事事件
に調査委員会が設置されております。その中でいろいろ調査をしていく上で、塩屋集落で行っています
漁業再生支援事業、それにも不正があるのではないかという疑いがありました。それが報告されてきて
おります。それが9月ごろですが、そういうことがありまして、村長のほうから自分のほうにそのあた
り調査してくれという依頼もありました。その中で過去の領収書等をチェックしていく上で全てではな
いんですが、羽地漁協の領収書が添付されておりました。それが羽地漁協で扱っていない鉄筋である
とか乾電池、そのあたりも含めて結構な金額の領収書が添付されておりました。それが全て同じ日、3月、
年度末に近づいた日にみんな発行されているということもあって、それもまた収入印紙等もない領収書
があるということで、これはちょっとゆゆしき問題であるなという私の感覚から羽地漁協に行って、調
査委員会のほうからも報告を受けております。その中でそういうものが心配であるということ、この補
助金に対して不正受給している可能性もあるという報告を受けております。その後、当時の代表者であ
ります方から事情徴収等を受けてやっている中でもやはり疑わしきものがありました。それでそのあた
りを再度整理して、報告してもらいたいということをお願いしております。要請しております。それは
領収書、本当に事業をしているんだったら本当の領収書を添付してもらいたいとか、いろいろの要請を
してきました。その後、前代表者のほうから書類の不備について提出されております。それは実際は事
業を行っていないとか、あるいは買っていないとか、そういうものが報告されております。羽地漁協に
おいても領収書のものが入収入の実績がないとか、そういうものがあって、それは確かだということも
含めて、その後ことしに入って再度の聞き取り等を行っております。その中でも申しわけないんです
が、実際はそういうことはなかったということがありました。それで羽地漁協、あるいは沖縄県知事、大宜
味村宛にそのあたりのものに対しての、その期間、補助事業申請に不備、不正等があったということ

認めて、それに伴う一切の責任を負うという、返納額を含めて誓約書をもってしております。それに基づいて、今回予算計上となっております。金額等については担当課長のほうから説明させていただきます。

○ 議長（平良嗣男） 産業振興課長兼農業委員会事務局長。

○ 産業振興課長兼農業委員会事務局長（大城 武） 金額について説明します。

雑入のほうで432万6,000円を計上していますが、この金額につきましては、県の補助金が75%、村の補助金が25%入っています。この率からしますと、県の補助金が324万4,000円、村が持った分が108万2,000円となっています。それで県に対して償還するわけですが、返還金のところ、予算書121ページに返還金を入れていますが、これが364万5,000円となっています。これは村の補助金分を除いた額と、それとこの事業に対して県のほうから事務費という形で年間10万円ほど入ってくるものですから、県の補助金分324万4,000円と、それと村に対して県から受けた事務費分を含めて返還金364万5,000円ということで計上しています。以上で説明を終わります。

○ 議長（平良嗣男） 6番 前田 孝議員。

○ 6番（前田 孝） 経緯は、概略を今副村長のほうからお聞きして大体わかったんですが、大変残念なことですね、これは。実際こういう補助事業関係については追跡調査をきちんとやらないとだめですよ。補助した効果が上がっているのかどうか、きちんと現物が納品されているのかどうか、その辺の確認を怠ってはいけないと思うんです。そのほかにも村単独での船外機とかGPSとかの補助もあるわけですよ、村単独での。その部分については問題ないのでしょうか。そしてこの雑入で計上されているものは何年度分なのか、いつからいつまでの分なのか、その後もまだ返還金が発生することが予想されるのかどうか、その辺も合わせてお伺いしたいと思います。今、領収書が改ざんされているような格好ですが、これは厳密に言うと有印私文書偽造ということで、下手すると犯罪なんですね、これ。大変ゆゆしき問題なんです。これはいつまで納入されるのか、先ほど契約書を交わしているとありましたけれども、いつまでに納入してやられるのかお考えなのか、その点もまずお伺いしておきたいと思います。

○ 議長（平良嗣男） 産業振興課長兼農業委員会事務局長。

○ 産業振興課長兼農業委員会事務局長（大城 武） 前田 孝議員の質疑にお答えします。

まず、毎年24万円ほど予算計上して、船外機とかGPS、漁具関係の補助をしているんですが、これは実際に現物を確認して補助金の交付を行っています。それと今回発覚したところでは、村に対しては毎年毎年実績報告とかが来るわけですが、今回、漁協内での調査の中で領収書等が羽地漁協の印鑑を忘れて、領収書が不正に作成されたということが漁協の中の調査でわかって、それを受けて村としても調査した結果、現代表のほうからこういった不正がありましたということで報告を受けています。それでこの年度につきましては、平成24年から27年までのものが対象となっています。

○ 議長（平良嗣男） 副村長。

○ 副村長（島袋幸俊） 当初、平成29年度に補正を組んで、平成29年度内に納入してもらおうということで考えていたんですが、返してもらっても、県は国に調整があります。県が今受け皿がないということで、平成29年度以内にはできないということもあって、平成30年度の新年度の予算となっております。これから県が国と調整しながら、県は国の補助金をもらっていますので、そのあたり返すタイミングをはかりながら調整していきたいと思います。これは早目に、こちらのほうは請求していきたいと思いません。いつまでというのは、今のところなかなか言いづらいんですが、年度、予算が通って、請求等は早目にして、年度の早い時期に納入するように心がけて、またお願いもしていきたいと思います。平成23

年度までのものは、今のところ事業の要項等によって処理されていると確認しております。それで今の段階ではそれ以上のものはないと考えております。しかし、今後、羽地漁協が告訴等、そういうものも含めて検討しているようですが、そのあたりを含めてやった場合に新たなものが出てくる可能性はあろうかと思うんですが、今のところ平成23年以前のものはちゃんと処理されていると考えております。平成24年から27年については、さっき担当課長から説明あったんですが、その後、塩屋集落の代表者等もかわって体制も変わっております。そういう意味で、今のところそれ以後のものについてはちゃんとした処理をされていると考えておりますので、今のところそれ以外はないんじゃないかと思っております。

○ 議長（平良嗣男） 6番 前田 孝議員。

○ 6番（前田 孝） 今後ないようにしてもらいたいです、実際。そうあってほしいです。しかし、国の会計検査が入っている、どうなるかまだ流動的だというお話も聞こえるものですから、お伺いしたわけです。それで先ほど納付はいつまでということがはっきり言えないような話だったんですが、これは国あたりでは補助金の適正化に関する法律とかからすると、返還を命じられたときは命じた日から何カ月間ということで納付しなければならないような状態もあるんです。その辺との抱き合わせもいろいろ検討しなければならないんじゃないかということだけを申し上げておきたいと思えます。

それで羽地漁協大宜味支部、そこらあたりの経営改善計画というのをきちんと確認するように指導しないとイケないと思えます。その辺の考え方を持っておられるかお伺いしておきたいんですが。この補助事業関係について、これは漁業だけじゃないんです。大宜味村全体の補助事業、これは補助金等の審査会もいろいろあるわけですが、ほかの補助事業についても適正に執行されているかどうか、その辺もピシッとやっておかなければ、あと同じようなものが出てきそうで非常に心配なんです。今後、そういう追跡調査もしっかりやっていただきたいと希望するわけですが、その辺の考え方を伺って質疑を終わります。

○ 議長（平良嗣男） 村長。

○ 村長（宮城功光） どうもありがとうございます。実はこの件については、私が就任して、平成27年の6月ごろでしたか、総括表みたいな形で集落の監査委員の印鑑を押されて、私のところに決裁が回ってきたので、私がちょっと中身を精査したところ、ちょっと気になる場所があって担当職員に、これちょっと監査委員の確認と証憑書類の確認をやってくれないかとお伺いしたんですけれども、その後、何かそういうこともできないという状況と、平成27年度もそのまま、この代表者が27年度まで会長を務めているものですから、その27年度のものも村に上がってきておりません。28年度から今の新しい組合長、代表者がかわって、しっかりと28年度からはちゃんとした、集落の監査委員もしっかりと目を通して確認しているということ、一応私としても確認をしたところであります。そういう中で、今後補助事業に対する村の確認もしっかりやっておかなければ、いろんな面で問題が出てくるなという思いと、それと我々行政が携わる、議員の皆さんも、やはり補助事業の団体の長にはなってほしくないという思いをしているところです。以前、議会でそういう話もあったんですけれども、ぜひそういう補助団体の長からは、長は受けないでほしいという申し合わせも昔はあったんですけれども、そういうことも今後しっかりとやっていかなければいけないんじゃないかと。今、議員が指摘されました件については、しっかり補助団体のこういう確認までできるように体制づくりをしっかりやっていきたいと思っております。どうぞよろしく申し上げます。

○ 議長（平良嗣男） ほかに質疑ありませんか。

(発言する者なし)

- 議長(平良嗣男) これで質疑を終わります。

本案については、8人の委員で構成する予算審査特別委員会を設置し、これに付託して審査すること
にしたいと思います。

御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

- 議長(平良嗣男) 異議なしと認めます。

したがって議案第18号については、8人の委員で構成する予算審査特別委員会を設置し、これに付託
して審査することに決定しました。

◎議案第19号の質疑、予算審査特別委員会の設置、委員会付託

- 議長(平良嗣男) 日程第21 議案第19号 平成30年度大宜味村国民健康保険特別会計予算を議題
とします。

これから質疑を行います。質疑ありませんか。

(発言する者なし)

- 議長(平良嗣男) 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

本案については、8人の委員で構成する予算審査特別委員会を設置し、これに付託して審査すること
にしたいと思います。

御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

- 議長(平良嗣男) 異議なしと認めます。

したがって議案第19号については、8人の委員で構成する予算審査特別委員会を設置し、これに付託
して審査することに決定しました。

◎議案第20号の質疑、予算審査特別委員会の設置、委員会付託

- 議長(平良嗣男) 日程第22 議案第20号 平成30年度大宜味村簡易水道事業特別会計予算を議題
とします。

これから質疑を行います。質疑ありませんか。

(発言する者なし)

- 議長(平良嗣男) 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

本案については、8人の委員で構成する予算審査特別委員会を設置し、これに付託して審査すること
にしたいと思います。

御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

- 議長(平良嗣男) 異議なしと認めます。

したがって議案第20号については、8人の委員で構成する予算審査特別委員会を設置し、これに付託
して審査することに決定しました。

◎議案第21号の質疑、予算審査特別委員会の設置、委員会付託

○ 議長（平良嗣男） 日程第23 議案第21号 平成30年度大宜味村公共下水道事業特別会計予算を議題とします。

これから質疑を行います。質疑ありませんか。

（発言する者なし）

○ 議長（平良嗣男） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

本案については、8人の委員で構成する予算審査特別委員会を設置し、これに付託して審査することにしたいと思います。

御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○ 議長（平良嗣男） 異議なしと認めます。

したがって議案第21号については、8人の委員で構成する予算審査特別委員会を設置し、これに付託して審査することに決定しました。

◎議案第22号の質疑、予算審査特別委員会の設置、委員会付託

○ 議長（平良嗣男） 日程第24 議案第22号 平成30年度大宜味村後期高齢者医療特別会計予算を議題とします。

これから質疑を行います。質疑ありませんか。

（発言する者なし）

○ 議長（平良嗣男） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

本案については、8人の委員で構成する予算審査特別委員会を設置し、これに付託して審査することにしたいと思います。

御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○ 議長（平良嗣男） 異議なしと認めます。

したがって議案第22号については、8人の委員で構成する予算審査特別委員会を設置し、これに付託して審査することに決定しました。

◎議案第23号の質疑、予算審査特別委員会の設置、委員会付託

○ 議長（平良嗣男） 日程第25 議案第23号 平成30年度大宜味村工業用水道事業会計予算を議題とします。

これから質疑を行います。質疑ありませんか。

（発言する者なし）

○ 議長（平良嗣男） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

本案については、8人の委員で構成する予算審査特別委員会を設置し、これに付託して審査することにしたいと思います。

御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○ 議長（平良嗣男） 異議なしと認めます。

したがって議案第23号については、8人の委員で構成する予算審査特別委員会を設置し、これに付託して審査することに決定しました。

○ 議長（平良嗣男） お諮りします。ただいま設置されました予算審査特別委員会の委員の選任については、委員会条例第7条第2項の規定によって、お手元に配りました名簿のとおり指名したいと思います。

御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○ 議長（平良嗣男） 異議なしと認めます。

したがって予算審査特別委員会の委員は、お手元に配りました名簿のとおり選任することに決定しました。

○ 議長（平良嗣男） 休憩します。

（午前10時54分）

○ 議長（平良嗣男） 休憩前に引き続き会議を開きます。

（午前10時59分）

◎諸般の報告

○ 議長（平良嗣男） これから諸般の報告を行います。

休憩中に予算審査特別委員会において、委員長及び副委員長の互選が行われ、その結果の報告が議長の手元にまいりましたので報告します。

予算審査特別委員会委員長に吉浜 覚議員、副委員長に東 武久議員、以上のとおり互選された旨の報告がありました。

これで諸般の報告を終わります。

◎散会の宣告

○ 議長（平良嗣男） 以上で本日の日程は、全部終了しました。

本日は、これで散会します。

大変御苦労さまでした。

（午前11時00分）

平成30年第3回大宜味村議会定例会会議録

(第4号) 平成30年3月15日

1. 開議、散会の日時

開 議 (平成30年3月15日 午前11時50分)

散 会 (平成30年3月15日 午後0時00分)

2. 出席議員 (8名)

1 番議員 大 城 佐 一

3 番議員 仲井間 宗 利

4 番議員 金 城 勇

6 番議員 前 田 孝

7 番議員 安 里 重 和

8 番議員 吉 浜 覚

9 番議員 東 武 久

10番議員 平 良 嗣 男

3. 欠席議員 (1名)

2 番議員 新 城 一 智

4. 地方自治法第121条の規定により説明のため議場に出席した者の職・氏名は次のとおりである。

な し

5. 職務のため議場に出席した事務局員の職・氏名は次のとおりである。

事 務 局 長 宮 城 豊 主 任 前 田 望

6. 議事日程（第4号）

日程番号	事件番号	件 名	摘 要
1	議 案 第 1 3 号	平成29年度大宜味村一般会計補正予算（第7号）	委員長報告 質疑～表決
2	議 案 第 1 4 号	平成29年度大宜味村国民健康保険特別会計補正予算（第4号）	委員長報告 質疑～表決
3	議 案 第 1 5 号	平成29年度大宜味村簡易水道事業特別会計補正予算（第4号）	委員長報告 質疑～表決
4	議 案 第 1 6 号	平成29年度大宜味村公共下水道事業特別会計補正予算（第4号）	委員長報告 質疑～表決
5	議 案 第 1 7 号	平成29年度大宜味村後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）	委員長報告 質疑～表決

◎開議の宣告

- 議長（平良嗣男） こんにちは。
これから本日の会議を開きます。

(午前 11時50分)

◎議案第13号～議案第17号の一括上程、委員長報告、質疑、討論、採決

- 議長（平良嗣男） 日程第1 議案第13号 平成29年度大宜味村一般会計補正予算（第7号）、日程第2 議案第14号 平成29年度大宜味村国民健康保険特別会計補正予算（第4号）、日程第3 議案第15号 平成29年度大宜味村簡易水道事業特別会計補正予算（第4号）、日程第4 議案第16号 平成29年度大宜味村公共下水道事業特別会計補正予算（第4号）及び日程第5 議案第17号 平成29年度大宜味村後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）の5件について、一括して議題とします。

一括して委員長の報告を求めます。予算審査特別委員会委員長。

大 議 第 43号

平成30年3月15日

大宜味村議会議長 平 良 嗣 男 殿

予算審査特別委員会

委員長 吉 浜 覚

委員会審査報告書

本委員会に付託された事件は、審査の結果、次のとおり決定したので、会議規則第77条の規定により報告します。

記

事件の番号	件 名	審査の結果
議案第13号	平成29年度大宜味村一般会計補正予算（第7号）	原案可決 全会一致
議案第14号	平成29年度大宜味村国民健康保険特別会計補正予算（第4号）	原案可決 全会一致
議案第15号	平成29年度大宜味村簡易水道事業特別会計補正予算（第4号）	原案可決 全会一致
議案第16号	平成29年度大宜味村公共下水道事業特別会計補正予算（第4号）	原案可決 全会一致
議案第17号	平成29年度大宜味村後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）	原案可決 全会一致

(吉浜 覚 予算審査特別委員会委員長 登壇)

○ **予算審査特別委員会委員長（吉浜 覚）** ただいま議題となりました議案第13号から議案第17号までの5件について、予算審査特別委員会における審査の経過及び結果について一括して報告いたします。
本委員会におきましては、説明員として副村長及び関係課長等の出席を求め、本日午前10時から審査を行いました。

議案第13号 平成29年度大宜味村一般会計補正予算（第7号）の主な内容は、実績に伴う補正で、40,733千円の減額補正であります。13件の事業等の繰越明許費、9件の事業等の地方債限度額の補正となっております。

議案第14号 平成29年度大宜味村国民健康保険特別会計補正予算（第4号）

議案第15号 平成29年度大宜味村簡易水道事業特別会計補正予算（第4号）

議案第16号 平成29年度大宜味村公共下水道事業特別会計補正予算（第4号）

及び

議案第17号 平成29年度大宜味村後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）の4件については、実績等による補正であります。

議案第13号から議案第17号の5件について、いずれも質疑、討論はなく、全会一致をもって原案のとおり可決すべきものと決定しました。

よろしくご審議のほどをお願い申し上げます。

○ **議長（平良嗣男）** 以上で委員長の報告を終わります。

これから議案第13号 平成29年度大宜味村一般会計補正予算（第7号）について、委員長の報告に対する質疑を行います。質疑ありませんか。

（発言する者なし）

○ **議長（平良嗣男）** 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから議案第13号について討論を行います。討論ありませんか。

（発言する者なし）

○ **議長（平良嗣男）** 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第13号 平成29年度大宜味村一般会計補正予算（第7号）について採決します。

本案に対する委員長の報告は可決です。本案は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立をお願いします。

（起立全員）

○ **議長（平良嗣男）** 起立全員です。

したがって議案第13号は、委員長の報告のとおり可決されました。

これから議案第14号 平成29年度大宜味村国民健康保険特別会計補正予算（第4号）について、委員長の報告に対する質疑を行います。質疑ありませんか。

（発言する者なし）

○ **議長（平良嗣男）** 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから議案第14号について討論を行います。討論ありませんか。

（発言する者なし）

○ **議長（平良嗣男）** 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第14号 平成29年度大宜味村国民健康保険特別会計補正予算（第4号）について採決し

ます。

本案に対する委員長の報告は可決です。本案は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立をお願いします。

(起立全員)

○ 議長(平良嗣男) 起立全員です。

したがって議案第14号は、委員長の報告のとおり可決されました。

これから議案第15号 平成29年度大宜味村簡易水道事業特別会計補正予算(第4号)について、委員長の報告に対する質疑を行います。質疑ありませんか。

(発言する者なし)

○ 議長(平良嗣男) 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから議案第15号について討論を行います。討論ありませんか。

(発言する者なし)

○ 議長(平良嗣男) 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第15号 平成29年度大宜味村簡易水道事業特別会計補正予算(第4号)について採決します。

本案に対する委員長の報告は可決です。本案は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立をお願いします。

(起立全員)

○ 議長(平良嗣男) 起立全員です。

したがって議案第15号は、委員長の報告のとおり可決されました。

これから議案第16号 平成29年度大宜味村公共下水道事業特別会計補正予算(第4号)について、委員長の報告に対する質疑を行います。質疑ありませんか。

(発言する者なし)

○ 議長(平良嗣男) 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから議案第16号について討論を行います。討論ありませんか。

(発言する者なし)

○ 議長(平良嗣男) 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第16号 平成29年度大宜味村公共下水道事業特別会計補正予算(第4号)について採決します。

本案に対する委員長の報告は可決です。本案は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立をお願いします。

(起立全員)

○ 議長(平良嗣男) 起立全員です。

したがって議案第16号は、委員長の報告のとおり可決されました。

これから議案第17号 平成29年度大宜味村後期高齢者医療特別会計補正予算(第2号)について、委員長の報告に対する質疑を行います。質疑ありませんか。

(発言する者なし)

○ 議長(平良嗣男) 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから議案第17号について討論を行います。討論ありませんか。

(発言する者なし)

- 議長(平良嗣男) 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第17号 平成29年度大宜味村後期高齢者医療特別会計補正予算(第2号)について採決します。

本案に対する委員長の報告は可決です。本案は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立をお願いします。

(起立全員)

- 議長(平良嗣男) 起立全員です。

したがって議案第17号は、委員長の報告のとおり可決されました。

◎休会について

- 議長(平良嗣男) お諮りします。委員会審査のため3月16日、19日、20日及び22日の4日間は、休会したいと思います。

御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

- 議長(平良嗣男) 異議なしと認めます。

したがって3月16日、19日、20日及び22日の4日間は、休会することに決定しました。

◎散会の宣告

- 議長(平良嗣男) 以上で本日の日程は、全部終了しました。

本日は、これで散会します。

大変お疲れさまでした。

(午後 0時00分)

平成30年第3回大宜味村議会定例会会議録

(第5号) 平成30年3月23日

1. 開議、閉会の日時

開 議 (平成30年3月23日 午前10時00分)

閉 会 (平成30年3月23日 午前10時53分)

2. 出席議員 (8名)

1 番議員 大 城 佐 一

3 番議員 仲井間 宗 利

4 番議員 金 城 勇

6 番議員 前 田 孝

7 番議員 安 里 重 和

8 番議員 吉 浜 覚

9 番議員 東 武 久

10番議員 平 良 嗣 男

3. 欠席議員 (1名)

2 番議員 新 城 一 智

4. 地方自治法第121条の規定により説明のため議場に出席した者の職・氏名は次のとおりである。

な し

5. 職務のため議場に出席した事務局員の職・氏名は次のとおりである。

事 務 局 長 宮 城 豊 主 任 前 田 望

6. 議事日程 (第5号)

日程番号	事件番号	件 名	摘 要
1	議案 第24号	財産の減額貸付けについて	委員長報告 質疑～表決
2	議案 第5号	大宜味村課設置条例の一部を改正する条例	委員長報告 質疑～表決
3	議案 第6号	特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例	委員長報告 質疑～表決
4	議案 第7号	大宜味村国民健康保険条例の一部を改正する条例	委員長報告 質疑～表決
5	議案 第8号	大宜味村国民健康保険税条例の一部を改正する条例	委員長報告 質疑～表決
6	議案 第9号	大宜味村後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例	委員長報告 質疑～表決
7	議案 第10号	大宜味村立診療所の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例	委員長報告 質疑～表決
8	議案 第11号	やんばるの森ビジターセンターの設置及び管理に関する条例	委員長報告 質疑～表決
9	議案 第12号	大宜味村公園等の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例	委員長報告 質疑～表決
10	議案 第18号	平成30年度大宜味村一般会計予算	委員長報告 質疑～表決
11	議案 第19号	平成30年度大宜味村国民健康保険特別会計予算	委員長報告 質疑～表決
12	議案 第20号	平成30年度大宜味村簡易水道事業特別会計予算	委員長報告 質疑～表決
13	議案 第21号	平成30年度大宜味村公共下水道事業特別会計予算	委員長報告 質疑～表決
14	議案 第22号	平成30年度大宜味村後期高齢者医療特別会計予算	委員長報告 質疑～表決
15	議案 第23号	平成30年度大宜味村工業用水道事業会計予算	委員長報告 質疑～表決
16		議員派遣の件	

◎開議の宣告

- 議長（平良嗣男） おはようございます。
これから本日の会議を開きます。

(午前10時00分)

◎議案第24号、議案第5号～議案第12号の一括上程、委員長報告、質疑、討論、採決

- 議長（平良嗣男） 日程第1 議案第24号 財産の減額貸付けについて、日程第2 議案第5号 大宜味村課設置条例の一部を改正する条例、日程第3 議案第6号 特別職の職員で非常勤のもの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例、日程第4 議案第7号 大宜味村国民健康保険条例の一部を改正する条例、日程第5 議案第8号 大宜味村国民健康保険税条例の一部を改正する条例、日程第6 議案第9号 大宜味村後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例、日程第7 議案第10号 大宜味村立診療所の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例、日程第8 議案第11号 やんばるの森ビジターセンターの設置及び管理に関する条例及び日程第9 議案第12号 大宜味村公園等の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の9件について一括して議題とします。

一括して委員長の報告を求めます。総務常任委員会委員長。

大 議 第 4 7 号

平成30年3月16日

大宜味村議会議長 平 良 嗣 男 殿

総務常任委員会

委員長 吉 浜 覚

委員会審査報告書

本委員会に付託された事件は、審査の結果、次のとおり決定したので、会議規則第77条の規定により報告します。

記

事件の番号	件 名	審査の結果
議案第24号	財産の減額貸付けについて	原案可決 全会一致
議案第5号	大宜味村課設置条例の一部を改正する条例	原案可決 全会一致
議案第6号	特別職の職員で非常勤のもの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例	原案可決 全会一致
議案第7号	大宜味村国民健康保険条例の一部を改正する条例	原案可決 全会一致

事件の番号	件名	審査の結果
議案第8号	大宜味村国民健康保険税条例の一部を改正する条例	原案可決 全会一致
議案第9号	大宜味村後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例	原案可決 全会一致
議案第10号	大宜味村立診療所の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例	原案可決 賛成多数
議案第11号	やんばるの森ビジターセンターの設置及び管理に関する条例	原案可決 全会一致
議案第12号	大宜味村公園等の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例	原案可決 賛成多数

(吉浜 覚総務常任委員会委員長 登壇)

○ 総務常任委員会委員長（吉浜 覚） ただいま議題となりました議案第24号、議案第5号から議案第12号までの9件について、総務常任委員会における審査の経過及び結果について、一括して報告いたします。

本委員会におきましては、説明員として副村長、総務課長、住民福祉課長、企画観光課長及び産業振興課長兼農業委員会事務局長の出席を求め、3月16日午後1時30分から審査をいたしました。

議案第24号 財産の減額貸付けについての報告をします。現在一心福祉会特別養護老人ホームやんばるの家の土地賃借において、契約を継続し、軽減措置の要請を受けて、大宜味村財産の交換、譲渡、無償貸付等に関する条例の第4条の普通財産の無償貸付又は減額貸付に該当しないため、地方自治法第96条第1項第6号の規定により提案されています。今回の貸付料は、大宜味村普通財産貸付事務処理要綱の第7条第3号の規定を適用した金額で、年額は24万円で契約期間は平成30年4月1日から平成50年3月31日となっております。

次に議案第5号 大宜味村課設置条例の一部を改正する条例について説明します。主な改正点は、会計課の村有財産分掌事務を総務課に村有財産に関すること。として移行し、建設環境課の村営住宅の事務のうち、村営住宅に関する事務を総務課に移行するものであります。この条例は平成30年4月1日から施行することとなっております。

次に議案第6号 特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について説明します。主な改正点は、農業委員会会長・会長職務代理者・農業委員及び農地利用最適化推進員の月額報酬額について変更はないが、農地利用最適化交付金事業実施要綱に基づく事業の実施に伴い各委員の活動実績に応じた交付金が交付されるため大宜味村農業委員会の委員等の能率給の支給に関する規則に基づき能率給を支給するものです。この条例は、公布の日から施行し、平成29年10月1日から適用することとなっております。

次に議案第7号 大宜味村国民健康保険条例の一部を改正する条例、議案第8号 大宜味村国民健康保険税条例の一部を改正する条例及び議案第9号 大宜味村後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例の3件については、持続可能な医療保険制度を構築するための国民健康保険法等の一部を改正する法律の施行により、県が市町村とともに国保の運営を担うことから、条例の一部を改正する必要が

あるための提案です。議案第7号 大宜味村国民健康保険条例の一部を改正する条例は、平成30年4月1日から施行することとなっております。議案第8号 大宜味村国民健康保険税条例の一部を改正する条例は、平成30年4月1日から施行することとし、平成30年度以後の国民健康保険税について適用し、平成29年度分までについては、なお従前の例による。としています。議案第9号 大宜味村後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例は、平成30年4月1日から施行することとなっております。

次に議案第10号 大宜味村立診療所の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について説明します。本条例の改正点は受託した者から愛称を付する申し出があった場合、審査のうえ愛称を定めることができることとなっております。この条例は、平成30年4月1日から施行することとなっております。

次に議案第11号 やんばるの森ビジターセンターの設置及び管理に関する条例について説明します。北部振興策事業により建設が予定されている、やんばるの森ビジターセンターの設置及び管理に関し、必要な事項を定めています。なお、附則において公布の日から起算して24月を超えない範囲内において規則で定める日から施行することとなっております。また、この条例を施行するために必要な準備行為は、この条例の施行前においても行うことができるとしております。

次に議案第12号 大宜味村公園等の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について説明します。本案は、許可を受けた者使用料の見直し及び平南川ター滝駐車場の使用料を設定する必要があるための一部改正となっております。なお、この条例は平成30年4月1日から施行することとなっております。

議案第24号、議案第5号から議案第12号までの9件について、質疑、討論はありませんでした。議案第24号、議案第5号から議案第9号及び議案第11号の7件については、全会一致でもって可決すべきものと決定し、議案第10号及び議案第12号については賛成多数で原案のとおり可決すべきものと決定しました。

よろしくご審議のほどをお願い申し上げまして報告といたします。

○ 議長（平良嗣男） 以上で委員長の報告を終わります。

これから議案第24号 財産の減額貸付けについて委員長の報告に対する質疑を行います。質疑ありませんか。

（発言する者なし）

○ 議長（平良嗣男） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから議案第24号について討論を行います。討論ありませんか。

（発言する者なし）

○ 議長（平良嗣男） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第24号 財産の減額貸付けについてを採決します。

本案に対する委員長の報告は可決です。本案は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立をお願いします。

（起立全員）

○ 議長（平良嗣男） 起立全員です。

したがって議案第24号については、委員長の報告のとおり可決されました。

これから議案第5号 大宜味村課設置条例の一部を改正する条例の委員長の報告に対する質疑を行います。質疑はありませんか。

(発言する者なし)

- 議長(平良嗣男) 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。
これから議案第5号について討論を行います。討論はありませんか。

(発言する者なし)

- 議長(平良嗣男) 討論なしと認めます。これで討論を終わります。
これから議案第5号 大宜味村課設置条例の一部を改正する条例について採決します。
本案に対する委員長の報告は可決です。本案は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立をお願いします。

(起立全員)

- 議長(平良嗣男) 起立全員です。
したがって議案第5号については、委員長の報告のとおり可決されました。
これから議案第6号 特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の委員長の報告に対する質疑を行います。質疑はありませんか。

(発言する者なし)

- 議長(平良嗣男) 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。
これから議案第6号について討論を行います。討論はありませんか。

(発言する者なし)

- 議長(平良嗣男) 討論なしと認めます。これで討論を終わります。
これから議案第6号 特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について採決します。
本案に対する委員長の報告は可決です。本案は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立をお願いします。

(起立全員)

- 議長(平良嗣男) 起立全員です。
したがって議案第6号については、委員長の報告のとおり可決されました。
これから議案第7号 大宜味村国民健康保険条例の一部を改正する条例の委員長の報告に対する質疑を行います。質疑ありませんか。

(発言する者なし)

- 議長(平良嗣男) 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。
これから議案第7号について討論を行います。討論はありませんか。

(発言する者なし)

- 議長(平良嗣男) 討論なしと認めます。これで討論を終わります。
これから議案第7号 大宜味村国民健康保険条例の一部を改正する条例について採決します。
本案に対する委員長の報告は可決です。本案は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立をお願いします。

(起立全員)

- 議長(平良嗣男) 起立全員です。
したがって議案第7号については、委員長の報告のとおり可決されました。

これから議案第8号 大宜味村国民健康保険税条例の一部を改正する条例の委員長の報告に対する質疑を行います。質疑はありますか。

(発言する者なし)

○ 議長(平良嗣男) 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから議案第8号について討論を行います。討論はありますか。

(発言する者なし)

○ 議長(平良嗣男) 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第8号 大宜味村国民健康保険税条例の一部を改正する条例について採決します。

本案に対する委員長の報告は可決です。本案は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立を願います。

(起立全員)

○ 議長(平良嗣男) 起立全員です。

したがって議案第8号については、委員長の報告のとおり可決されました。

これから議案第9号 大宜味村後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例の委員長の報告に対する質疑を行います。質疑はありますか。

(発言する者なし)

○ 議長(平良嗣男) 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから議案第9号について討論を行います。討論ありますか。

(発言する者なし)

○ 議長(平良嗣男) 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第9号 大宜味村後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例について採決します。

本案に対する委員長の報告は可決です。本案は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立を願います。

(起立全員)

○ 議長(平良嗣男) 起立全員です。

したがって議案第9号については、委員長の報告のとおり可決されました。

これから議案第10号 大宜味村立診療所の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の委員長の報告に対する質疑を行います。質疑はありますか。

(発言する者なし)

○ 議長(平良嗣男) 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから議案第10号について討論を行います。討論はありますか。8番 吉浜 覚議員。

○ 8番(吉浜 覚) 議案第10号 大宜味村立診療所の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について。反対の立場で討論を行います。

昭和50年に大宜味村立診療所は開設され、今日まで管理運営委託をしています。村立診療所は村民の健康保持に必要な診察を行い、これまでに地域医療を支えてきています。最近、北部医師会との管理運営契約は将来にわたって安定的な医療や他職種との共同関係を確立していくために、極めて重要であることを認識しております。しかし、村は以前のとおり医師との直接契約の方法で締結し、愛称を定める

ことにより親しみやすく、診療所の周知や運営が見込めるための条例の一部改正や他職種との共同関係の確立に極めて重要である北部医師会との契約変更に問題があります。村立診療所は、条例で村民の健康保持に必要な診察を行うための目的で設置され、これまでに44年間親しまれた名称に加え、受託者の都合で愛称を定めて診療の周知や運営の効果を見込むのは本末転倒です。信頼の持てる医療サービスの提供により、限りある医療資源を有効に村民に活用することにより親しみの持てる運営効果が見込めるものと考えます。

村立診療所管理運営、受託する予定の医師は医院の建物が老朽化し危険な状態のため、やむなく本村4月1日、大宜味村への移転を予定しております。辺土名方面週3回、奥方面には2週に1回程度の送迎の車を出す予定ですので御了承ください。なお、今までどおり某薬局でも薬をとることができます。また、近隣の紹介状の希望があればいつでも発行しますので、相談ください。定期通院の患者へ紙面を持って重要なお知らせとしています。裏面には某医院送迎時間表、国頭方面も表示して、某医院が大宜味村立診療所に移転すると説明しています。

愛称を求めることにより、親しみやすく診療所の周知が、運営が見込めるための条例の一部改正については、村立診療所が愛称某医院だと想定されることが事実であるならば、医師法の応招義務は診療に従事する医師は診察治療の求めがあった場合には、正当な事由がなければこれを拒んではならないとあります。村立診療所の設置及び管理に関する条例で、村民の健康保持に必要な診察は行うためとしておりますので、村立診療所が他村へ患者を送迎することについては条例違反になります。まさしく本末転倒と言わざるを得ない懸案であります。

村は、村民かかりつけ医として、子供から高齢者まで地域医療を充実させるために診療所や医師住宅を設置しております。また、平成30年度予算の診療所費に937万円を計上し、予防医療や介護を含めた地域医療を安定させるために支出しています。さらに医療と介護が連携し、一体的に医療、介護、予防も含めた健康づくりを取り組むことにより、医療費や介護費の軽減につながる体制を確立して、村民に提供することが求められています。

村立診療所の管理運営は、条例や財政に保護されておりますが、規制もされております。平成23年、村は、村立診療所に村民の健康保持に必要な診察を補完し、福祉の向上を推進するために村立診療所附帯施設、薬局の設置及び管理条例を制定しています。村立診療所の隣接に村立診療所附帯施設としての薬局等を設置しています。薬局は、管理棟を賃貸借して、調剤薬の提供を中心とした運営をしております。村立診療所に移転する某医院は今までどおり村立診療所の隣接地に某薬局でもとれることができますとお知らせしています。しかし、薬剤師法の応招義務は調剤に従事する薬剤は調剤の求めがあった場合には、正当な理由がなければこれを拒んではならないとしています。また、保険薬局は経済上の利益の提供による誘引の禁止に抵触しないまでも、村立診療所附帯施設としての薬局等の設置趣旨をないがしろにする懸案であります。村医が医師住宅に住むことにより、時間外でも往診、看取りや警察嘱託医による検死もできるのではと期待もあるように、かかりつけ医である村立診療所で村民の健康保持に必要な診察を行うことにより、村民生活の安心、安定確保が求められています。

本村は長寿村ともてはやされていましたが、現在では県内市町村平均寿命でも過去の上位から転落しています。また、平成27年度県内市町村別1人当たり医療費は、1位の国頭村で35万8,122円、3位の大宜味村で35万298円、最下位の竹富町で19万9,755円、県平均で29万8,160円となっております。村行政と村立診療所とが情報を共有し、村民の健康づくり、医療費高騰の抑制や国民健康保険税の軽減対策

などの果たすべき役割が山積しています。今日、**公立診療所の設置目的の村民の健康保持に必要な診察を行うなどの充実が強く求められている現実**があります。それでこれまで親しまれた名称に加え、受託者の都合で愛称を定め、診療所の周知や運営の効果を見込むのは本末転倒であり、混乱を招くおそれがあります。

よって、大宜味村立診療所の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例に対し、反対せざるを得ません。どうか本議案に対して、各議員の反対を求め、反対討論とします。

○ **議長（平良嗣男）** 次に原案に賛成者の発言を許します。6番 前田 孝議員。

○ **6番（前田 孝）** 私は、本議案に対して賛成の立場から討論を申し上げます。

本議案第10号の一部改正は、受託者から愛称を付する申し出があった場合、審査の上、愛称を定めることができるという部分だけの改正案なんです。先ほどの反対者は、管理運営から色々申し上げられているんですが、本議案の内容と先ほどの反対討論は全然議案に沿っていない反対討論だと言わざるを得ません。議案の内容をよく御存じでしょうか。今度の改正は、あえて申し上げますが、愛称を付することができるというだけの改正なんです。管理運営とかそういうことの改正は何もないんです。1点だけなんです。そうすると、この議案に対する反対討論の整合性はどうかと疑われてきますよ。それは議会全体としての資質の問題も問われかねない。議案に対して、この内容に対してきちんと述べてもらわないといかんと思います。

よって、私は本案に賛成いたしますので、議員各位の御賛同を賜りますようお願い申し上げまして、賛成討論といたします。

○ **議長（平良嗣男）** ほかに討論ありませんか。

（発言する者なし）

○ **議長（平良嗣男）** これで討論を終わります。

これから議案第10号 大宜味村立診療所の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について採決します。

本案に対する委員長の報告は可決です。本案は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立を願います。

（起立少数）

○ **議長（平良嗣男）** 起立少数です。

したがって議案第10号については、否決されました。

これから議案第11号 やんばるの森ビジターセンターの設置及び管理に関する条例の委員長の報告に対する質疑を行います。質疑はありませんか。

（発言する者なし）

○ **議長（平良嗣男）** 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから議案第11号について討論を行います。討論ありませんか。

（発言する者なし）

○ **議長（平良嗣男）** 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第11号 やんばるの森ビジターセンターの設置及び管理に関する条例について採決します。

本案に対する委員長の報告は可決です。本案は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起

立を願います。

(起立全員)

○ 議長(平良嗣男) 起立全員です。

したがって議案第11号については、委員長の報告のとおり可決されました。

これから議案第12号 大宜味村公園等の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の委員長の報告に対する質疑を行います。質疑はありませんか。

(発言する者なし)

○ 議長(平良嗣男) 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから議案第12号について討論を行います。討論はありませんか。1番 大城佐一議員。

○ 1番(大城佐一) 議案第12号 大宜味村公園等の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について、私は賛成の立場で討論を行います。

本条例は、平成29年第4回臨時会、第5回定例会で二度も賛成少数で否決された案件で、再々度提案され、条例に定められた公園利用に関する行為についての使用料見直しの改正である。

提案説明によると、ター滝を利用する観光客がふえ続け、昨年4月から12月までに平南川ター滝駐車場の利用駐車台数が1万台を超え、推定3万人が訪れていることとなります。やんばる国立公園地域、世界自然遺産地域登録を目前としている中で、平南川ター滝周辺を持続可能な観光地としていくため、また村の水源地でもあり、観光客増加に伴う自然環境負荷及び安全利用に関する啓発、周辺住民への影響の軽減などにも配慮していく必要があることから、平南川ター滝駐車場の駐車使用料を徴収し、財源確保に努めつつ、雇用の創出もできるように仕組みを整えていく必要があることから提案されています。

どこに反対する要素がありますか。地域社会は激増する経済社会情勢の中で日々進展し、変革しているから、議会も、行政もこれに的確に対処しなければならない。ただ単に住民の声を代弁するだけの役割に終始するだけではなく、住民全体の福祉の向上と地域社会の活力ある発展を目指し、本村の財政事情を踏まえ、積極的に自主財源の確保を模索し推進するのが議員としての職責、議会としての使命ではないでしょうか。二度も否決されたことにより、約400万円の損失が出たことはまことに残念でなりません。

また、ター滝周辺の整備については、平成23年度環境共生型観光地形成支援事業報告書によると、大宜味ツーリズム推進協議会がター滝の管理及び利用ルール等の方向性についての調査結果があります。その結果報告書は、駐車場の設置が必要で、施設をつくって収入を得て運営していくと報告されています。まさしくそのとおりであり、収入あつての支出であり、そのことから早急に条例の制定も必要ではないか。この協議会のメンバーは、村商工会、各区長、各種団体長、村建設業者会、羽地漁港大宜味支部、各課長等、36名で構成されている。

前回、否決された反対討論に、平南川ター滝駐車場に特化して料金を徴収することは、ほかの村管理の公園の駐車場との整合性がとれないと反論しているが、結の浜公園の駐車場とター滝の駐車場を比較して、両駐車場を利用する方たちの目的はどういうことなのか、一目瞭然に違うわけです。だからこそ、平南川ター滝駐車場に特化した料金の徴収は当然であり、それを同等に思っている自体が間違いではないか。

平南川及びター滝は村内唯一の自主財源確保の可能性がある場所であり、地域産業観光事業の出発点として、未来ある大宜味村の発展を願い、賛成討論とします。議員各位の賛同を賜りますようよろしく

お願いいたします。

○ 議長（平良嗣男） 次に原案に反対者の発言を許します。討論ありませんか。
(発言する者なし)

○ 議長（平良嗣男） これで討論を終わります。

これから議案第12号 大宜味村公園等の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について採決します。

本案に対する委員長の報告は可決です。本案は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立をお願いします。

(起立多数)

○ 議長（平良嗣男） 起立多数です。

したがって議案第12号については、委員長の報告のとおり可決されました。

◎議案第18号～議案第23号の一括上程、委員長報告、質疑、討論、採決

○ 議長（平良嗣男） 日程第10 議案第18号 平成30年度大宜味村一般会計予算、日程第11 議案第19号 平成30年度大宜味村国民健康保険特別会計予算、日程第12 議案第20号 平成30年度大宜味村簡易水道事業特別会計予算、日程第13 議案第21号 平成30年度大宜味村公共下水道事業特別会計予算、日程第14 議案第22号 平成30年度大宜味村後期高齢者医療特別会計予算及び日程第15 議案第23号 平成30年度大宜味村工業用水道事業会計予算の6件について、一括して議題とします。

一括して委員長の報告を求めます。予算審査特別委員会委員長。

大 議 第 4 9 号

平成30年3月22日

大宜味村議会議長 平 良 嗣 男 殿

予算審査特別委員会

委員長 吉 浜 覚

委員会審査報告書

本委員会に付託された事件は、審査の結果、次のとおり決定したので、会議規則第77条の規定により報告します。

記

事件の番号	件 名	審査の結果
議案第18号	平成30年度大宜味村一般会計予算	原案可決 賛成多数
議案第19号	平成30年度大宜味村国民健康保険特別会計予算	原案可決 全会一致
議案第20号	平成30年度大宜味村簡易水道事業特別会計予算	原案可決 全会一致

事件の番号	件名	審査の結果
議案第21号	平成30年度大宜味村公共下水道事業特別会計予算	原案可決 全会一致
議案第22号	平成30年度大宜味村後期高齢者医療特別会計予算	原案可決 全会一致
議案第23号	平成30年度大宜味村工業用水道事業会計予算	原案可決 全会一致

(吉浜 覚 予算審査特別委員会委員長 登壇)

○ 予算審査特別委員会委員長(吉浜 覚) ただいま議題となりました議案第18号から議案第23号までの6件について、予算審査特別委員会における審査の経過と結果を、一括して報告いたします。

本委員会は、村長、教育長、副村長及び関係課長等の出席を求め、3月19日の現地調査、20日及び22日の3日間にわたって審査を行いました。

議案第18号 平成30年度大宜味村一般会計予算は、総額45億6,925万8千円で、主に、沖縄北部連携促進事業費などによるもので、対前年度15億2,061万7千円増額の、49.9%の増となっております。増額の主な要因としまして、やんばるの森ビジターセンター建設等によるものです。

議案第19号 平成30年度大宜味村国民健康保険特別会計予算は、総額5億454万4千円で、対前年度1億5,607万7千円減額の、23.6%減となっております。

議案第20号 平成30年度大宜味村簡易水道事業特別会計予算は、総額1億5,790万2千円で、対前年度3,551万4千円減額の18.4%の減となっております。

議案第21号 平成30年度大宜味村公共下水道事業特別会計予算は、総額3,995万7千円で、対前年度742万5千円増額の22.8%の増となっております。

議案第22号 平成30年度大宜味村後期高齢者医療特別会計予算は、総額3,454万1千円で、対前年度13万6千円増額の0.4%の増となっております。

議案第23号 平成30年度大宜味村工業用水道事業会計予算は、収益的収入481万1千円、収益的支出338万4千円となっており、前年度と同額であります。収入と支出の差額、142万7千円は長期前受金戻入の額となっております。

さらに、資本的収入5千円、支出5千円は費目存置の積み上げによるものとなっております。

なお、工業用水道事業会計予算を除く、5会計の予算総額は、53億620万2千円で、対前年度13億3,658万7千円増額の33.7%の増となっております。

議案第18号から議案第23号の6件については、質疑、討論はなく、議案第18号については賛成多数で、議案第19号から議案第23号の5件については全会一致をもって原案のとおり可決すべきものと決定しました。

よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

○ 議長(平良嗣男) 以上で委員長の報告を終わります。

これから議案第18号 平成30年度大宜味村一般会計予算の委員長の報告に対する質疑を行います。質疑ありませんか。

(発言する者なし)

- 議長（平良嗣男） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。
これから議案第18号について討論を行います。討論ありませんか。
(発言する者なし)
- 議長（平良嗣男） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。
これから議案第18号 平成30年度大宜味村一般会計予算を採決します。
本案に対する委員長の報告は可決です。本案は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立をお願いします。
(起立多数)
- 議長（平良嗣男） 起立多数です。
したがって議案第18号は、委員長の報告のとおり可決されました。
これから議案第19号 平成30年度大宜味村国民健康保険特別会計予算の委員長の報告に対する質疑を行います。質疑はありませんか。
(発言する者なし)
- 議長（平良嗣男） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。
これから議案第19号について討論を行います。討論ありませんか。
(発言する者なし)
- 議長（平良嗣男） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。
これから議案第19号 平成30年度大宜味村国民健康保険特別会計予算を採決します。
本案に対する委員長の報告は可決です。本案は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立をお願いします。
(起立全員)
- 議長（平良嗣男） 起立全員です。
したがって議案第19号は、委員長の報告のとおり可決されました。
これから議案第20号 平成30年度大宜味村簡易水道事業特別会計予算の委員長の報告に対する質疑を行います。質疑はありませんか。
(発言する者なし)
- 議長（平良嗣男） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。
これから議案第20号について討論を行います。討論はありませんか。
(発言する者なし)
- 議長（平良嗣男） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。
これから議案第20号 平成30年度大宜味村簡易水道事業特別会計予算を採決します。
本案に対する委員長の報告は可決です。本案は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立をお願いします。
(起立全員)
- 議長（平良嗣男） 起立全員です。
したがって議案第20号は、委員長の報告のとおり可決されました。
これから議案第21号 平成30年度大宜味村公共下水道事業特別会計予算の委員長の報告に対する質疑を行います。質疑はありませんか。

(発言する者なし)

- 議長(平良嗣男) 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。
これから議案第21号について討論を行います。討論ありませんか。

(発言する者なし)

- 議長(平良嗣男) 討論なしと認めます。これで討論を終わります。
これから議案第21号 平成30年度大宜味村公共下水道事業特別会計予算を採決します。
本案に対する委員長の報告は可決です。本案は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立を願います。

(起立全員)

- 議長(平良嗣男) 起立全員です。
したがって議案第21号は、委員長の報告のとおり可決されました。
これから議案第22号 平成30年度大宜味村後期高齢者医療特別会計予算の委員長の報告に対する質疑を行います。質疑ありませんか。

(発言する者なし)

- 議長(平良嗣男) 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。
これから議案第22号について討論を行います。討論はありませんか。

(発言する者なし)

- 議長(平良嗣男) 討論なしと認めます。これで討論を終わります。
これから議案第22号 平成30年度大宜味村後期高齢者医療特別会計予算を採決します。
本案に対する委員長の報告は可決です。本案は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立を願います。

(起立全員)

- 議長(平良嗣男) 起立全員です。
したがって議案第22号は、委員長の報告のとおり可決されました。
これから議案第23号 平成30年度大宜味村工業用水道事業会計予算の委員長の報告に対する質疑を行います。質疑はありませんか。

(発言する者なし)

- 議長(平良嗣男) 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。
これから議案第23号について討論を行います。討論ありませんか。

(発言する者なし)

- 議長(平良嗣男) 討論なしと認めます。これで討論を終わります。
これから議案第23号 平成30年度大宜味村工業用水道事業会計予算を採決します。
本案に対する委員長の報告は可決です。本案は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立を願います。

(起立全員)

- 議長(平良嗣男) 起立全員です。
したがって議案第23号は、委員長の報告のとおり可決されました。

◎議員派遣の件

- 議長（平良嗣男） 日程第16 議員派遣の件についてを議題とします。

お諮りします。議員派遣の件については、お手元に配りましたとおり派遣することにしたいと思ひます。

御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

- 議長（平良嗣男） 異議なしと認めます。

したがって議員派遣の件については、お手元に配りましたとおり派遣することに決定しました。

議員派遣の件

平成30年3月23日

本議会は、地方自治法第100条第13項及び会議規則第129条の規定により、次のとおり議員を派遣するものとする。

記

開催時期	研修名	派遣人員
4月	沖縄振興拡大会議	1名（議長）
5月	北部市町村議長会定例総会	1名（議長）
6月	北部議長会先進地行政視察研修（青森県）	1名（議長）
7月	北部市町村議会議員研修会及びスポーツレク大会 （大宜味村） 県町村議会正副常任委員長実務研修会	全議員 7名
8月	県町村正副議長・正副委員長研修会 北部市町村議長会定例総会（伊江村）	7名 1名（議長）
10月	県町村議会議長会定例総会（那覇市） 県町村議会議員、職員研修会（那覇市） 北部三村議会連絡協議会研修会（国頭村）	1名（議長） 全議員 全議員
11月	町村議会議長全国大会（東京都） 常任委員長・副委員長実務研修会（那覇市）	1名（議長） 8名
12月	北部市町村議長会定例総会（金武町）	1名（議長）
平成31年2月	県町村議会議長会定期総会 県町村議会議員、職員研修会	1名（議長） 全議員
3月	北部市町村議長会定例総会（北部会館） 現地調査	1名（議長） 全議員

派遣目的：町村議会議員の資質向上に資するため。

○ 議長（平良嗣男） お諮りします。会議規則第45条の規定により、本議会に付議された事件の議決の結果生じた条項、字句、数字、その他の整理を要するものについては、その整理を議長に委任されたいと思います。

御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○ 議長（平良嗣男） 異議なしと認めます。

したがって条項、字句、数字、その他の整理は、議長に委任することに決定しました。

◎閉会の宣告

○ 議長（平良嗣男） これで本日の日程は、全部終了しました。

会議を閉じます。

平成30年第3回大宜味村議会定例会を閉会します。

大変お疲れさまでした。

（午前10時53分）

地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

議会議長

署名議員

署名議員